

2025年度
自己点検・評価報告書

早稲田大学大学院法学研究科法曹養成専攻

2026年3月1日

第1	法科大学院の基本情報	2
第2	自己点検・評価報告書作成のプロセス	4
第3	自己点検・評価の内容と結果	5
第1分野	運営と自己改革	5
1-1	法曹像の周知	5
1-2	特徴の追求	9
1-3	自己改革	14
1-4	法科大学院の自主性・独立性	20
1-5	情報公開	24
1-6	学生への約束の履行	27
1-7	法曹養成連携協定の実施状況	29
第2分野	入学者選抜	31
2-1	入学者選抜〈入学者選抜基準等の規定・公開・実施〉	31
2-2	既修者認定〈既修者選抜基準等の規定・公開・実施〉	39
2-3	多様性〈入学者の多様性の確保〉	46
第3分野	教育体制	49
3-1	教員体制・教員組織（1）〈専任教員の必要数及び適格性〉	49
3-2	教員体制・教員組織（2）〈教員の確保・維持・向上〉	52
3-3	教員体制・教員組織（3）〈専任教員の構成〉	54
3-4	教員体制・教員組織（4）〈教員の年齢構成〉	56
3-5	教員体制・教員組織（5）〈教員のジェンダーバランス〉	58
3-6	教員支援体制（1）〈担当授業時間数〉	59
3-7	教員支援体制（2）〈研究支援体制〉	63
第4分野	教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み	66
4-1	教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（1）〈FD活動〉	66
4-2	教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（2）〈学生評価〉	71
第5分野	カリキュラム	75
5-1	科目構成（1）〈科目設定・バランス〉	75
5-2	科目構成（2）〈科目の体系性〉	79
5-3	科目構成（3）〈授業科目の開発，教育課程の編成及びそれらの見直し〉	86
5-4	科目構成（4）〈法曹倫理の開設〉	88
5-5	履修（1）〈履修選択指導等〉	89
5-6	履修（2）〈履修登録の上限〉	94
第6分野	授業	97
6-1-1	授業（1）〈授業計画・準備〉	97
6-1-2	授業（2）〈授業の実施〉	100
6-2	理論と実務の架橋（1）〈理論と実務の架橋〉	107

6-3	理論と実務の架橋（2）〈臨床科目〉	110
6-4	国際性の涵養	121
第7分野	学習環境及び人的支援体制	129
7-1	学生数（1）〈クラス人数〉	129
7-2	学生数（2）〈入学者数〉	133
7-3	学生数（3）〈在籍者数〉	135
7-4	施設・設備（1）〈施設・設備の確保・整備〉	137
7-5	施設・設備（2）〈図書・情報源の整備〉	140
7-6	教育・学習支援体制	142
7-7	学生生活支援体制	145
第8分野	成績評価・修了認定	149
8-1	成績評価〈厳格な成績評価の実施〉	149
8-2	修了認定〈修了認定の適切な実施〉	157
8-3	異議申立手続〈成績評価・修了認定に対する異議申立手続〉	161
第9分野	法曹に必要なマインド・スキルの養成（総合評価及び適合認定）	164
9-1	法曹に必要なマインド・スキルの養成〈総合評価及び適合認定〉	164
別紙2		183
6-1-2	授業（2）1（1）授業の実施，（2）到達目標との関係	183

第1 法科大学院の基本情報

- | | |
|-----------------------|--------------------------|
| 1. 大学(院)名 | 早稲田大学大学院 |
| 2. 法務博士が授与される大学院課程の名称 | 法学研究科法曹養成専攻
法務研究科法務専攻 |
| 3. 開設年月 | 2004年4月 |
| 4. 当該大学院課程の教学責任者 | |
| 氏名 | 古谷 修一 |
| 所属・職名 | 法学学術院
教授(専攻長/研究科長) |
| 連絡先 | 03-5286-1678(法科大学院代表) |
| 5. 認証評価対応教員・スタッフ | |
| ①氏名 | 北川 佳世子 |
| 所属・職名 | 法学学術院
教授(自己点検評価委員長) |
| 役割 | 自己点検・評価の総括・入試担当者 |
| 連絡先 | 同上 |
| ②氏名 | 古谷 修一 |
| 所属・職名 | 法学学術院
教授(専攻長/研究科長) |
| 役割 | 自己点検・評価の教学責任者 |
| 連絡先 | 同上 |
| ③氏名 | 秋山 靖浩 |
| 所属・職名 | 法学学術院
教授(教務担当教務主任) |
| 役割 | 自己点検・評価の教学責任者 |
| 連絡先 | 同上 |
| ④氏名 | 杉本 一敏 |
| 所属・職名 | 法学学術院
教授(学生担当教務主任) |
| 役割 | 自己点検・評価の学生責任者 |
| 連絡先 | 同上 |
| ⑤氏名 | 石田 京子 |
| 所属・職名 | 法学学術院
教授(教務副主任) |
| 役割 | 自己点検・評価のFD・教学担当者 |
| 連絡先 | 同上 |

- ⑥氏名 内田 義厚
 所属・職名 法学大学院
 教授
 役割 自己点検・評価の教学担当者
 連絡先 同上
- ⑦氏名 小川 佳樹
 所属・職名 法学大学院
 教授
 役割 自己点検・評価の教学担当者
 連絡先 同上
- ⑧氏名 人見 剛
 所属・職名 法学大学院
 教授
 役割 自己点検・評価の教学担当者
 連絡先 同上
- ⑨氏名 福島 洋尚
 所属・職名 法学大学院
 教授
 役割 自己点検・評価の教学担当者
 連絡先 同上
- ⑩氏名 嘉指 学
 所属・職名 法学研究科法曹養成専攻
 担当課長
 役割 自己点検・評価の事務責任者
 連絡先 03-5286-1678 (代表)
 law-school@list.waseda.jp
 〒169-8050
 東京都新宿区西早稲田 1-6-1
- ⑪氏名 三浦 吉博
 所属・職名 法学研究科法曹養成専攻
 専任職員
 役割 自己点検・評価の事務スタッフ
 連絡先 同上

第2 自己点検・評価報告書作成のプロセス

2025年度の自己点検・評価を行うにあたって、大学院法学研究科法曹養成専攻に設置されている「自己点検評価委員会」（委員長：北川佳世子、委員：秋山靖浩、杉本一敏、石田京子、内田義厚、小川佳樹、人見剛、福島洋尚、オブザーバー：古谷修一、事務担当：嘉指学、三浦吉博）が、その責任の下に自己点検・評価を実施することとした。

2025年10月8日に第1回委員会を開催し、各委員の分担を確認した。その後、事務所に保管する記録の閲覧、各係事務担当者および各種委員会委員等からの聴取という方法で調査を実施した。調査結果に基づき「自己点検・評価報告書」（案）を作成し、2026年1月28日の第2回委員会において協議された意見等を踏まえ、最終的な修正を行った。その後、2026年3月3日開催の運営委員会にて「自己点検・評価報告書」（案）を付議し、提案どおり承認された。

第3 自己点検・評価の内容と結果

第1分野 運営と自己改革

1-1 法曹像の周知

(評価基準) 養成しようとする法曹像が明確であり、関係者等に周知されていること。

1 現状

(1) 養成しようとする法曹像

本法科大学院が養成しようとする法曹像は、<時に常識を超え、既成の枠を飛び越え、自らが信じるところで、いかなるときも在るべき「法」と真摯に向き合い、学び、戦い、真のプロフェッショナルとして人と社会と世界に貢献できる“挑戦する法曹”>である。

このような法曹像は、早稲田大学（以下「本学」という。）の「建学の精神」と1882年の東京専門学校法律学科創設以来の経験・実績を踏まえ、司法制度改革審議会意見書に示された基本理念を実現する方向で練り上げられたものである。本法科大学院は、<刻々と移り変わる社会に正面から立ち向かいこれに挑戦する努力を惜しまず、社会正義と法の支配を打ち立てるべく持てる専門知識を最大限に駆使して迅速かつ的確な判断を行い、そして何よりも、人の喜び、苦しみ、痛みを理解し、これに共感できる豊かな人間性をもった法曹>、すなわち、新たな時代の流れに対応でき、かつ21世紀の社会をリードできる質の高い法曹の養成を目的としている。

また、本法科大学院は、その創設以来、高度専門職業人としての法曹（裁判官・検察官・弁護士）だけでなく、これからの日本と国際社会が要求する法曹資格や法務博士の学位をもった法律専門職（国際公務員、外交官を含む国家公務員、政策秘書、企業法務担当者、研究者等）を志望する人材の養成も目指している。

(2) 法曹像の周知

上述の本法科大学院が養成しようとする法曹像は、毎年発行される法科大学院紹介の「法科大学院案内」、WEBサイトにおける「法科大学院長からのメッセージ」「人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的」「法科大学院運営方針」等によって明確にされ、それらは、教員（兼任・兼任教員を含む）、職員、学生および社会に対して周知されている。また、「梓」というニューズレターを発行し（年1回、約4000部発行）、教員、職員、現役学生、修了者および稲門法曹会メンバー（旧司法試験合格者を含む早稲田

大学出身の法曹による校友会)に配布することによっても、継続的に本法科大学院の目指す法曹像の周知・徹底を行っている。

ア 教員への周知, 理解

専任教員に対しては、以上のほかに、運営委員会、FD研修会(年2回程度)、各種委員会等において、教学にかかわる様々な議論をする中で周知を図っている。また、兼担・兼任教員に対しては、懇親会(年度当初1回)に招いて、そこでの意見交換などを通じて周知を図るとともに、本法科大学院が養成しようとする法曹像について理解が得られるよう努力をしており、いまやその理解が浸透している。

イ 学生への周知, 理解

現役学生に対しては、入試要項や入学時の説明会、臨床法学教育科目の説明会、留学説明会等の履修選択や進路選択の多くの場面で、養成しようとする法曹像に沿った指導・助言や情報提供を行っている。また、毎年の入学式では基本理念を必ず述べるとともに、本法科大学院を修了した法曹にスピーチを依頼し、目指すべき法曹のあり方に関する理解を促している。

また、合格者に対しても、入学予定者説明会や導入講義を開催し、養成しようとする法曹像も含め、本法科大学院の基本方針を入学前から周知・徹底し理解を求めており、学生は、その趣旨を十分に理解したうえで、本法科大学院への入学を決定している。

ウ 社会への周知

本法科大学院を志望する者を含む社会に対しては、冒頭でも言及した「法科大学院案内」およびWEBサイトにおいて、養成しようとする法曹像の内容を掲載している。

また、本法科大学院として毎年入試説明会を開催し、養成しようとする法曹像について必要な伝達や発信を行っている。さらに、マスコミや広報機関からの取材に積極的に応じ、本法科大学院の基本方針を社会に対して広く伝える努力をしている¹。

2021年には、本法科大学院に設置されている法務教育研究センター(下記(4)参照)編集の「挑戦する法曹たち」という書籍を公刊し、本学の修了生たち20名ほどが自己の志望する法曹となるための経験と努力、そして現在の活動を紹介している。こうした書籍の刊行は、本法科大学院で

¹ たとえば、日本経済新聞、2024年(令和6年)2月27日(火曜日)朝刊30面掲載、古谷修一「早稲田の法科大学院改革」。

の学びを、学生だけでなく、広く社会に伝える活動となっている。

(3) 特に力を入れている取り組み

本法科大学院は、学生数・教員数の多い大規模校であるので、構成員間の横の関係、および構成員と本法科大学院修了または早稲田大学出身の法曹（以下、「稲門法曹」）との縦の関係において、基本理念・方針を徹底するための情報提供・広報戦略を重視している。横の関係では、広報戦略委員会を開催し、WEBサイトの充実に加え、ニューズレター「梓」において構成員および稲門法曹の声を掲載しているほか、各種広報パンフレットを作成し、各方面に情報発信している。また、稲門法曹会のメールマガジン（毎月発行、約 700 名に配信）を通して、法科大学院のリアルタイムの動きを伝える、くわえて稲門法曹会の理事会・総会においては、本法科大学院の現状に触れつつ、挑戦的な取り組みについて必ず説明を行うなど、OB・OG まで含めた関係者と情報を共有している。さらに、高校に出向いての出張講義・説明会も行い、法曹を目指す次世代に対し、本法科大学院の基本理念と目指すべき法曹の姿を訴えている。

(4) その他

本学は、本法科大学院と一体となって、優れた法律専門職を養成するための機関として「早稲田大学法務教育研究センター」を設置している。2015 年度からは専任の助手 2 名（弁護士資格を持つ者）を採用して、さらなる充実化を図っている。このセンターは、本法科大学院と協力し、本法科大学院における研究・教育活動や国際交流の成果を本法科大学院の学生や社会に還元する「トランスナショナル・プログラム」を実施しているほか、加算プログラムの一環として、「女性法曹輩出促進プログラム」等の実施にも大きな役割を果たしている（2-3 参照）。また、学生の学修をサポートする AA 制度（7-8 参照）における AA のコーディネートなども行っている。これらの取り組みは、本法科大学院が養成しようとする法曹像を関係者等に周知させるものの一つである。

2 点検・評価

養成しようとする法曹像は、本学創設の理念と伝統、司法制度改革審議会の最終報告を踏まえて十分に練り上げられたものであり、「挑戦する法曹」という言葉に体現されたその内容は、機会あるごとに触れられ、また確認されてきている。また、構成員の規模が大きい本法科大学院にあっては、上記のニューズレター「梓」の発行など、構成員間・OB・OG の間においてもこうした基本理念を共有することに十分に力を注いでいる。

こうした取り組みにより、教員、職員、学生および社会の各レベルにおい

て、また多様な周知方法をとおして、本法科大学院が養成しようとする法曹像は広く周知されている。

3 自己評定

適合

[理由]

本法科大学院が養成する法曹像は、「挑戦する法曹」として明確になっており、創設以来 20 年あまりの期間、一貫してこの理念のもとで教育が行われてきている。また、こうした基本理念は学内・学外に広く周知されており、こうした点から適合と評価とした。

4 改善計画

「挑戦する法曹」の基本理念が持つ意味は不動であるとしても、法曹の役割や関わる分野の拡大に応じて、その具体的な姿はおのずと変化すべきものと考え。その点で、社会において法曹が挑戦すべき課題を常に明らかにし、養成すべき法曹のあり方を柔軟かつ創造的に明確化することが求められる。こうした変化の側面を積極的に取り入れ、広報戦略の改善等を検討していく。

1-2 特徴の追求

(評価基準) 特徴を追求する取り組みが適切になされていること。

1 現状

(1) 貴法科大学院の特徴

“挑戦する法曹”という標語に象徴される法曹養成を最終目標とする本法科大学院の特徴は、以下の3つの点にある。

第1の特徴は、多彩なバックグラウンドを持ち個性あふれる学生を多数受け入れると同時に、国内外を問わず様々な地域・分野で活躍できる人材を送り出す〈多様性〉である。“挑戦する法曹”とは、国を超え、文化を超え、地域を超え、階層を超えて、法の下に正義を貫くことのできる法曹のことであるが、こうした法曹を養成するためには、多様な潜在能力をもった学生を入学させ、それらの者を社会の多様な分野での法実践に果敢に挑戦できるようなかたちで送り出さなければならない。こうした多様性をはぐくむ教育を行うことが本法科大学院の特徴である。

第2の特徴は、専門的な法知識の確実な習得を重視しつつ、理論と実務の連携を図る〈質の高い教育の提供〉である。“挑戦する法曹”とは、社会正義と法の支配を打ち立てるべく、持てる専門知識を最大限に駆使し、迅速かつ的確な判断を行うことができる法曹のことであるが、こうした法曹を養成するためには、幅広い教養と強い使命感をもって入学してきた学生に対し、法律基本科目を体系的・立体的に学ぶことを重視しつつ、理論と実務の架橋を図るべく実務的・実践的教育にも大きな比重をかける教育が必要である。基礎教育を重視しつつ理論と実務の連携を図る、質の高い教育の提供を目指していることが本法科大学院の特徴である。

第3の特徴は、学びの機会を海外のロースクールに広げる〈国際的な法曹の養成〉である。この第3の特徴は、第1、第2の特徴と重なるところがあるが、国を超え、文化を超えて活躍できる“挑戦する法曹”を養成するためには、志のある学生に対して、実際に海外のロースクールに留学できる機会を提供する必要がある。海外の一流ロースクールとの交換留学制度を用意し、即戦力となりうる国際的な法曹を養成できることも、本法科大学院の特徴である。これは、加算プログラムの一環である「国際化に対応した法曹を輩出する重層的な取り組み」の実践に表れている²。

(2) 特徴を追求・徹底するための取り組み

² 早稲田大学法科大学院機能強化構想調書（今後5年間（令和6年度～令和10年度）の機能強化構想）

参照。

ア 多様性の確保

本法科大学院の学生は、未修者と既修者に大別できるが、その特性に応じても多様性をはぐくむ教育を行っている。多様性には、入口の多様性と出口の多様性があり、双方の段階で多様性が確保されなければならない。入学者選抜で追求されるのが「入口の多様性」であるとする、将来目指したい分野の専門科目を選べる専門カリキュラムの構築は「出口の多様性」である。

(ア) 入口での多様性の確保

未修者については、全国的な入学志願者の減少から本法科大学院においても数は少なくなっているが、そうした中であっても特徴ある学生を法曹の世界に送り出すという観点から、入学試験において社会人経験や学修した分野などの多様性を考慮した選抜を行っている。

既修者については、法学部出身の現役学生が圧倒的な数となり、その点では多様性は低減してきていることは否定できないが、そうしたなかにおいても、単に既修者としての法的知識のみで選抜するのではなく、申述書(ステートメント)やその他の追加的提出資料などから読み取れるバックグラウンドを勘案したうえで、本法科大学院で教育するにふさわしい人材を選抜している。2022年度からは、5年一貫法曹養成制度に基づく特別選抜入試制度が実施されているが、この受験生に対して面接試験を実施することで、学部時代の成績のみならず、将来目指すべき法曹像や大学での様々な活動などを勘案したうえで、学生個々の多様性を把握する試みを行っている。

(イ) 出口(修了時)での多様性の確保

出口における多様性を確保するためには、個々の学生の自らが抱く将来の法曹像にとって必要な専門知識を幅広く学べる必要がある。また、法曹の仕事の広がりや、先輩法曹と現実に触れあうことで理解する機会を持つことも重要である。

本法科大学院は、社会が抱える内外の課題に積極的に挑戦する法曹を育成することを目的として、2017年度より「即戦力法曹育成コース」、「グローバル・ビジネス・コース」、「ソーシャル・イノベーター・コース」を設置してきた。しかしながら、司法試験が在学中受験となったことともなうカリキュラムの変更により、こうしたコースは廃止せざるを得ない状況となった。もっとも、司法試験受験後の3年生夏休みや秋学期においては、これまでどおりに多彩な先端的科目を豊富に配置するとともに、夏休みを利用したエクスターンシップ、夏休みと秋学期の臨床法学教育(リーガル・クリニック)などが開設されており、学生が多様なキャリア形成を

するための機会を提供している（6－3参照）。実際、在学中受験が始まった2023年度以降においては、エクスターンシップおよび臨床法学教育（リーガル・クリニック）の受講者は、それ以前よりも増加している。

また、「法曹の仕事を知る」、「TMI 総合法律事務所寄附講座『ビジネス法務の最先端実務』』といった科目では、法曹の仕事が多角化し、広く社会の多様な分野で活躍する可能性を教授している。さらに、「女性法曹輩出促進プログラム」（FLP）においては、女性が法曹の世界に進出することを促進し、法曹界の多様化を進める企画を積極的に打ち出している。これらの授業科目・プログラムでは、意識的に本法科大学院を修了した法曹を講師やスピーカーとして招聘し、より身近なキャリア・モデルを提供することで、新たな分野への進出を後押しする効果を高めている。また、アカデミック・アドバイザーによる学修サポートも、1対1の個別サポートの機会を増やす施策を打っており、これにより個々の学生の特性、バックグラウンド、将来の希望に応じた多様な法曹モデルを提示する体制を整えている。

これらの施策はすべて、加算プログラムにおける機能強化構想の取り組み（取組⑥—1：体験型科目による「人が人を育てる」教育の充実、取組⑥—2：学生の学修状況に応じた個別サポートの充実、取組⑦—1：本研究科修了生の女性の累積合格率を高める取り組み、機能強化充実分：法科大学院修了生と協働した多角的な法曹教育の実施³）に組み込まれ、さらなる徹底が図られている。

イ 質の高い教育の提供

質の高い教育を提供するために、教育研究に実績をもつ教員が必要であるが、本法科大学院は、42名の専任教員（内、実務家教員8名）と97名の兼任・講師・兼任教員の総勢139名の第一線の研究者教員と実務家教員が教育を受け持ち、全国の法科大学院でも最多レベルの延べ200以上の科目を提供している（「2025 法曹養成専攻要項」参照）。この点で、本法科大学院は質・量ともに充実した教育を提供していると言えよう。

カリキュラムにおいては、その改革によって、法律基本科目の基礎的理解から応用展開力の修得にいたる徹底学修を基礎に、理論と実務の架橋を図る教育を実践している。特に理論と実務の架橋については、法律基本科目や展開・先端科目でも意識されているが、附設の法律事務所における「弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック」や外部の法律事務所、企業法務部、官公庁、国際機関などでの実務に従事する「エクスターンシップ」を通じて、現実の社会に生きて働く法律実務を学ぶことによって、よ

³ 前掲。

り深く理論と実務に関連した指導を行っている。

さらに、2013 年度に「早稲田リーガルコモンズ・プロジェクト」を立ち上げ、本法科大学院の OB・OG の若手弁護士が中心となって設立した早稲田リーガルコモンズ法律事務所と連携し、当該事務所が扱う最先端の法律問題をリアルタイムで教育に取り込む次世代育成プログラムを展開している。

ウ 国際的な法曹の養成

本法科大学院では、北米(アメリカ、カナダ)、欧州(フランス、ドイツ)、アジア(韓国、台湾)の名門ロースクール17校と「交換留学制度」を設け、留学生の派遣、受け入れを積極的に行っている。一定の要件(語学力と成績)を満たした学生は、この交換留学制度を利用し、国内では学修し得ない外国法や国際的な法律知識を現地で学べるとともに、世界各国の学生と一緒に学ぶことで、国際的な人的ネットワークの基盤を作ることもできる。これまでも、アメリカに留学した学生のうち、計50名が LL.M. の学位を取得し、24名がニューヨーク州司法試験に合格している。

入学者選抜試験では、出願時点で一定の基準(法学士の学位取得および見込み者で、TOEFL(iBT)原則スコア90点以上あるいは IELTS スコア6.5以上を持つ者)を満たし、かつ交換留学を行う強い意志を持つ者について、概ね5名を優先的に選抜する「交換留学生優先枠(LL.M. コース)」を設けている。また、留学中および留学前後の学修をサポートする専用のアカデミック・アドバイザー(AA)を付けるなどの対応をしている。

(3) 取り組みの効果の検証

取り組みの効果の検証については、執行部および関連の委員会(入試委員会、カリキュラム検討委員会、トランスナショナル委員会等)で行い、(2)で述べたように、その検証に基づいて様々な改革を行っている。具体的には、ア<多様性の確保>では、入口の多様性に関連して、個々の受験生の特性やバックグラウンドをできる限り評価する入試制度、社会人・法学部以外の学部出身者の優先選抜制度の設置を行い、イ<質の高い教育の提供>では、個々のニーズに応じた展開発展的な学修を可能とするカリキュラム改革、稲門法曹との連携による多様なキャリア・モデルの提示を行い、ウ<国際的な法曹の養成>では、「交換留学生優先枠(LL.M. コース)」の設置や留学前後における個別的なサポート体制を充実されてきた。いずれの取り組みも、加算プログラムに密接に関連しており、それぞれの効果については、執行部および関連委員会において随時その検証を行い、継続的な改革につなげている。

なお、ア<多様性の確保>のうち、出口の多様性の検証については、修了者の進路把握が重要である。司法試験合格者については、司法修習が終了

した段階で、判事・検事の任官者の確認、弁護士については登録弁護士事務所（登録弁護士会）の全数把握を行っている。出口の多様性を促進する各種の施策と修了者の進路との関係も含め、効果の検証につき、精度の高い取り組みを実施している。

(4) 特に力を入れている取り組み

(2) で述べた3つの特徴の追求については、すべてに力を入れている。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

本法科大学院の特徴は明確であり、その諸特徴を実現する取り組みも、状況の変化や経験の蓄積の中での検証を踏まえながら着実に行われている。

3 自己評定

A

[理由]

特徴の追求は、加算プログラムにおける各種の施策も含め、十分に実践できていると評価できる。

4 改善計画

本法科大学院の特徴である〈多様性〉と〈質の高い教育の提供〉については、法科大学院制度をめぐる社会環境の変動や学生の要望などを踏まえて、不断の改善が必要であり、入試委員会やカリキュラム検討委員会を中心に、今後も必要な改善案の策定を継続的に行う。

1-3 自己改革

(評価基準) 自己改革を目的とした組織・体制が、適切に整備され機能していること。

(注)

- ① 「自己改革」とは、当該法科大学院における法曹養成教育の状況等（入学者選抜及び修了認定等に関する事項を含む。）を不断に検証し、検証結果等を踏まえて、法科大学院の社会的使命のより効果的な達成に向け諸要素を改善していくことをいう。自己点検・評価活動（学校教育法第109条第1項）は本評価基準の評価対象とする。また、教育内容・教育方法の改善に向けた組織的活動（FD活動）に関する事項はすべて評価基準4-1の評価対象とする。
- ② 「組織・体制」とは、法科大学院の自己改革活動を目的として設定された組織や、自己改革に恒常的に取り組むためにとられた体制をいい、公開された情報に対する評価や改善提案に適切に対応する体制及び修了者の進路を適切に把握してその結果を教育の改善に活用する取り組みも含まれる。

1 現状

(1) 組織・体制の整備

本法科大学院における法曹養成教育の状況等を検証し、その検証結果を踏まえて自己改革を実現するための組織・体制として、研究科の外部から意見を聞く組織と研究科の内部において点検と自己改革を行う組織とを設けている。

ア 研究科の外部から意見を聞く組織

法科大学院の外部からの意見を聞く組織としては、学外の有識者からなる「運営諮問委員会」（委員の任期は2年、2025年度時点での委員：杉山忠昭（株式会社KADOKAWA 社外取締役・元花王株式会社評議員・経営法友会評議員）、但木敬一（弁護士、元検事総長）、寺田逸郎（元最高裁判所長官）、林陽子（弁護士・元国連女性差別撤廃委員会委員長）、板東久美子（日本赤十字社常任理事・前日本司法支援センター理事長・元消費者庁長官）、宮崎裕子（弁護士・元最高裁判所判事））がある。年に1度、授業見学、意見交換等を実施している（内容については別紙資料「議事録」参照）。なお、専門職大学院の設置基準の変更により、産業界等との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設けることが要請された（第6条の2）。運営諮問委員会は教育課程連携協議会を兼ねることができるとされていることから、

2020年度より運営諮問委員会は教育課程連携協議会を兼ねて開催されている。

イ 研究科の内部における点検と自己改革のための組織

研究科の内部における組織・体制としては、(ア) 自己点検評価を継続的に行う「自己点検評価委員会」(委員長：北川佳世子)、(イ) 教育内容と教育方法等についての自己改革のための「FD委員会」(委員長：酒巻 匡)、(ウ) 入学者選抜について検討を行う「入試委員会」(委員長：若林泰伸)、(エ) カリキュラムについて検討を行う「カリキュラム検討委員会」(委員長：内田義厚)、(オ) 本法科大学院の将来設計ならびに運営に関する検討を行う「将来計画等検討委員会」(委員長：古谷修一) などがある。

(2) 組織・体制の活動状況

ア 研究科の外部から意見を聞く組織の活動状況

「運営諮問委員会(＝教育課程連携協議会)」は、1年に1度のペースで開催をし、外部評価および将来構想に関する提言を求めている(内容については別紙2024年度および2025年度「議事録」参照)。

イ 研究科の内部における組織の活動状況

(ア) 自己点検評価委員会

原則として、春学期に自己点検・評価報告書の各分野の分担を決定し、委員会で定めた期日までに担当者が自己点検・評価報告書の原案を作成している。その後、委員会メンバー内で議論を行い、運営委員会に諮った後、本法科大学院のWEBサイトにおいて自己点検・評価報告書を公開している。また、日弁連法務研究財団の評価基準について、改定があった際は、追跡的な自己点検評価を行うこととしている。

(イ) FD委員会

学生に対する授業アンケート、教員の相互授業見学、年2度のFD研修会の開催などを行っている。具体的な活動内容は、第4分野参照。

(ウ) 入試委員会

委員会を年10回程度開催し、入試の適正な実施を行うとともに、本法科大学院の特徴に合致した人材を受け入れるために必要な入試制度を常に検討し、改革を行っている。

(エ) カリキュラム検討委員会

司法試験の在学中受験や5年一貫法曹養成制度の導入等、法科大学院

制度の外的な変化への対応はもちろん、先に述べた本法科大学院の特徴を体現するカリキュラム改革、進級制度の新設、進級基準の改定、成績評価基準の改定等を、積極的に行っている。

(オ) 将来計画等検討委員会

執行部と各委員会の長をメンバーとし、本法科大学院の将来設計ならびに運営に関する事項について検討を行っている。

(3) 組織・体制の機能状況

ア 問題の把握，検討，具体的取り組み状況

(ア) 運営諮問委員会（＝教育課程連携協議会）

2025年度は、同年11月21日に開催された。2025年4月をもって大学院法務研究科を廃止し、大学院法学研究科の中に新たに設置された「法曹養成専攻」へと移行したことが説明された。その後、入試結果、進級判定・修了認定の現状、設置科目数、クリニック設置科目・履修者数、エクスターンシップの実績、国際交流、学内奨学金、司法試験結果、就職状況、女性法曹輩出プログラム（FLP）活動、能登復興支援クリニックの活動等の詳しい現状が説明され、活発な質疑応答が行われた。

また、「刑事訴訟法総合Ⅱ」（大澤裕教授）、「法実務入門」（齋藤裕也弁護士（早稲田リーガルコモンズ法律事務所））、「民事訴訟法総合Ⅱ」（菅原郁夫教授）の授業見学も行われた。

この結果、法科大学院制度を取り巻く変化に柔軟かつ的確に対応しているとの評価を得た。

(イ) 自己点検評価活動

2025年10月8日に自己点検評価委員会が開催され、2025年度自己点検・評価報告書の作成について詳細の検討を行った。同日より作成を開始し、2月・3月の運営委員会に諮った後、本科大学院WEBサイトにて公開する予定となっている。

(ウ) 入学者定員確保のための取り組み

2022年度入試から、5年一貫型法曹養成制度の導入にともなう入試が動き始めたが、上述した本法科大学院の特徴に関する広報活動、複数の大学との法曹養成連携協定の締結等の結果、入学者の競争倍率や定員充足率は、おおむね妥当なレベルで安定している（詳細は第2分野参照）。

- ・過去5年間の入学者競争倍率（2－1の表と同じ）

	受験者数	合格者数	競争倍率
2021年度	866人	395人	2.19倍
2022年度	799人	373人	2.14倍
2023年度	798人	352人	2.27倍
2024年度	852人	369人	2.31倍
2025年度	1026人	359人	2.86倍

・過去5年間の入学定員充足率（7-2の表と同じ）

	入学定員 (A)	入学者数 (B)	定員充足率 (B/A×100)
2021年度	200人	160人	80.0%
2022年度	200人	185人	92.5%
2023年度	200人	168人	84.0%
2024年度	200人	208人	104.0%
2025年度	200人	212人	106.0%
平均	200人	186.6人	93.3%

- [注] 1 「入学定員」とは、各年度の入学定員として本法科大学院が定める人数とする
 2 「入学者数」とは、実際に入学した学生の数

イ 修了者の進路に関する問題の把握、検討、具体的取り組み状況

2023年度より司法試験の在学中受験・合格発表が行われるようになったことから、在学中に進路の把握がしやすくなったことにより、司法試験合格者については、司法修習終了後の時点での、判事・検事の任官者、弁護士登録を行った者の全数把握を行っている。また、稲門法曹会のメンバーとして登録を奨励することで、継続的に社会での活躍状況を把握・追跡する体制が整いつつある。

法曹三者以外への進路を進んだ者についても、稲門法曹会事務局等の協力を得て、同窓会開催の折などに情報収集を行っているが、連絡が取れない者もあり、必ずしも十分な把握はできていない。個人情報保護の観点からも、法曹三者以外への進路を把握するには困難がともなうのが現状である。

なお、過去5年間の司法試験合格率は、以下のとおりである。

		受験者数	短答式試験の合格に必要な成績を得た者の数	最終合格者数	合格率	司法試験合格率 (全法科大学院平均)
2021年度	全体	231人	195人	115人	49.78%	34.62%
	在学中受験	0人	0人	0人	0%	0%

2022年度	全体	232人	197人	104人	44.83%	37.65%
	在学中受験	0人	0人	0人	0%	0%
2023年度	全体	389人	326人	174人	44.73%	45.34%
	在学中受験	146人	134人	84人	57.53%	59.53%
2024年度	全体	330人	267人	139人	42.12%	42.13%
	在学中受験	131人	118人	83人	63.36%	55.19%
2025年度	全体	325人	248人	150人	46.15%	41.20%
	在学中受験	165人	136人	94人	56.97%	52.66%

※「全体」とは、修了生+在学生の人数とする。

(4) 特に力を入れている取り組み

この間、入学者選抜制度の改革とカリキュラム改革に特に力を入れて取り組んできた。引き続き改革を定着させる取り組みに力を入れていきたい。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

自己改革が独善に陥らないために、内部の自己点検評価委員会だけでなく、外部からの勧告や助言を受けるための運営諮問委員会が設置され、大所高所からの意見や助言を受けている。2023年度に委員の入れ替えを行い、委員会そのもののジェンダーバランスを整え、女性法曹輩出を含めた、より多様な法曹養成教育に向けて不断に検証していく体制を整えた。運営諮問委員会における意見は、執行部を通じて関係委員会に伝えられ、具体的な改革に向けた有益な指摘となっている。

その他の入試や教育方法の改革に向けた組織は、有効に機能していると言える。

3 自己評定

A

[理由]

第三者からの意見聴取、入試や教育方法の改革に向けて、関連する組織は有効に機能している。とくに、入試の改善は著しい成果を見せている。

4 改善計画

入試・カリキュラムについては、本法科大学院をめぐる内外の状況の変化

に対応した不断の改革が求められるため、成果を検証しつつ、必要があれば、迅速に改善をほどこす。とくに、司法試験の在学中受験や5年一貫法曹養成制度の導入にともなう改革が、どのような効果をもたらすのか、これらの制度が徐々に定着しつつある現状において、さらに綿密に検討・評価を行う。

修了者の進路（とりわけ、司法試験未受験者、合格していない者）の把握については困難な課題であるが、修了生のネットワークを活用し、最新の情報の収集につとめられないか検討している。

1-4 法科大学院の自主性・独立性

(評価基準) 法科大学院の教育活動に関する重要事項が、法科大学院により自主性・独立性をもって意思決定されていること。

1 現状

(1) 法曹養成専攻運営委員会の権限

2025年4月1日をもって、本法科大学院は法務研究科から、法学研究科内の法曹養成専攻となった。これにより、法科大学院の教員を含む法学学術院に属する法律科目担当教員の採用は、すべて法学学術院教授会において決定され、採用後は法学学術院所属の教員となる。採用の提議などは、学術院内に位置づけられた専門分野ごとの9個の科目懇談会(実務・臨床科目担当者懇談会を除く)が行う。採用に関する人事はすべて、法律科目担当教員全員によって構成される「法律科目人事委員会」が、「法律科目人事計画策定委員会」の策定した人事計画に基づき、審議・決定を行う。なお、具体的にどの教員を法曹養成専攻運営委員会の構成員とするかの計画は、同じく法律科目担当教員全員によって構成される「法律科目委員会」が決定することになる。

ただし、法科大学院の自主性・独立性を確保する観点から、学術院により採用が認められた教員を法曹養成専攻運営委員会の構成員とするかどうかの決定は、法曹養成専攻運営委員会が専権的かつ独立に行う。同様に、同専攻における開講科目を担当する教員(兼担、非常勤を含む)についても、同運営委員会が決定する。これにより、法科大学院構成員に関する人事および授業担当者は法科大学院が自ら決定するという「法科大学院の自主性・独立性」は、十分に担保されている。

制度的には、「早稲田大学大学院法学研究科法曹養成専攻規約」第3条1項が、「専攻運営委員会は、法曹養成専攻に係る次に掲げる事項を議決する」として、①研究および教育に関する事項、②専攻運営委員の選任に関する事項、③客員教員および非常勤講師の嘱任、休職および解任に関する事項、④学位の授与に関する事項、⑤教育課程に関する事項、⑥授業科目の担当に関する事項、⑦学生の試験および履修単位に関する事項、⑧学生の入学、休学、退学等および懲戒に関する事項、⑨法曹養成専攻長(法科大学院長)候補者の選挙に関する事項、⑩専攻運営委員会の運営に関する事項、⑪その他法曹養成専攻に関する事項を挙げる⁴。さらに「早稲田大学大学院法学研究科規

⁴ 早稲田大学大学院法学研究科法曹養成専攻規約

第3条① 専攻運営委員会は、法曹養成専攻に係る次に掲げる事項を議決する。

1 研究および教育に関する事項

則」第4条4項は「規約第3条第1項第1号から第10号までの各号に係る事項については、専攻運営委員会の議決をもって研究科運営委員会の議決とする」と定め、上記①～⑩の事項については、法曹養成専攻運営委員会が議決をすれば自動的に法学研究科運営委員会の議決があったものとみなされる⁵。また、「早稲田大学大学院法学研究科規則」第4条1項は「法学研究

-
- 2 専攻運営委員の選任に関する事項
 - 3 客員教員および非常勤講師の嘱任、休職および解任に関する事項
 - 4 学位の授与に関する事項
 - 5 教育課程に関する事項
 - 6 授業科目の担当に関する事項
 - 7 学生の試験および履修単位に関する事項
 - 8 学生の入学、休学、退学等および懲戒に関する事項
 - 9 法曹養成専攻長（法科大学院長）（以下「専攻長」という。）候補者の選挙に関する事項
 - 10 専攻運営委員会の運営に関する事項
 - 11 その他法曹養成専攻に関する事項

② 専攻運営委員会は、法曹養成専攻の研究および教育に関する予算を審議する。

③ 専攻運営委員会が議決した事項は、法学研究科運営委員会に報告するものとする。

⁵ 早稲田大学大学院法学研究科規則

（研究科運営委員会の議決事項）

第4条 法学研究科に係る次の事項については、大学院規則第4条の3および法学学術院規則第4条第3項に基づき、研究科運営委員会の議決をもって、法学学術院教授会（以下「学術院教授会」という。）の議決とする。

- 一 研究および教育に関する事項
 - 二 研究科運営委員の選任に関する事項
 - 三 客員教員、研究員および非常勤講師の嘱任、解任、進退その他に関する事項（懲戒を除く。）
 - 四 学位の授与に関する事項
 - 五 教育課程に関する事項
 - 六 学生の入学、休学、退学等および懲戒に関する事項
 - 七 研究科長候補者の選出に関する事項
 - 八 研究科運営委員会の運営に関する事項
 - 九 授業科目および研究指導の担当に関する事項
 - 十 学生の試験および履修単位に関する事項
 - 十一 その他法学研究科に関する重要事項
- 2 研究科運営委員会は、法学研究科の研究および教育に関する予算を審議する。
 - 3 研究科長は、研究科運営委員会の議題を学術院教授会の審議に委ねることができる。
 - 4 規約第3条第1項第1号から第10号までの各号に係る事項については、専攻運営委員会の議決をもって研究科運営委員会の議決とする。研究科運営委員会が必要と認めるときは、規約第3条第1項第11号

科に係る次の事項については、大学院規則第4条の3および法学学術院規則第4条第3項に基づき、研究科運営委員会の議決をもって、法学学術院教授会の議決とする」と定めていることから、法曹養成運営委員会の①～⑩の事項に関する議決は、法学学術院教授会により議決が行われたものともみなされる。

このように、法曹養成専攻運営委員会は、法科大学院の運営と教育を担う教員の選考等の人事、入学者選抜、カリキュラム内容の設定、成績評価、修了認定など、本法科大学院の教育活動に関する重要事項について、独立した意思決定主体となっている。

(2) 理事会等との関係

理事会は学校法人としての重要事項を審議するが、教育活動および教員人事については、学術院教授会の決定が理事会によって覆されることはなく、学術院教授会の決定どおりに承認されるのが、本学における確立した慣行である。

(3) 特に力を入れている取り組み

本学は、(1)で述べたように、学術院体制の中での本法科大学院の自主性・独立性の維持について特別の注意を払っている。このため、上記の法学学術院内の規則整備に加えて大学本部（教務部）とも調整を行い、その上で全学的な教学会議である学術院長会（2023年11月10日）において、法曹養成専攻運営委員会の議決の自主性・独立性を確認している⁶。

2 点検・評価

以上のような点に鑑み、法学学術院の一部を構成する組織構造であったとしても、本法科大学院の自主性・独立性を損なうような特段の問題はない。

3 自己評定

適合

[理由]

法学学術院の一部を構成する組織構造であるとしても、人事、教育等のすべての側面において、法科大学院自らの決定において処理することができる権限を与えられており、自主性・独立性を阻害する特段の問題はないと考えられる。

の議決事項について、専攻運営委員会の議決をもって研究科運営委員会の議決とすることができる。

⁶ 「法学学術院大学院再編の件（2023年11月10日学術院長会）」の「(3)統合後の組織における決議機関」を参照。

4 改善計画

2025 年度に法学研究科の法曹養成専攻となったことで、新たな組織体制における法科大学院の運営が始まった。上記のように関連規則のうえで自主性・独立性は十分に担保されていると考えられるが、統合後の現実の運営においても、自主性・独立性を維持できるよう、不断の評価と必要な改革を行ってゆく。

1-5 情報公開

(評価基準) 教育活動等に関する情報が適切に公開されていること。

1 現状

(1) 公開されている情報の内容

公開が求められている教育活動等に関する以下の 15 項目の情報は、すべて公開されている。

- ① 養成しようとする法曹像
- ② 教育課程並びに当該教育課程を履修する上で求められる学識及び能力
- ③ 成績評価の基準及び実施状況
- ④ 修了認定の基準及び実施状況
- ⑤ 当該法科大学院における司法試験の在学中受験資格の認定の基準及び実施状況
- ⑥ 修了者の進路に関する状況
- ⑦ 志願者及び受験者の数、その他入学者選抜の実施状況に関するもの
- ⑧ 標準修業年限修了率及び中退率
- ⑨ 法律基本科目のうちの基礎科目及び応用科目並びに各選択科目にそれぞれ該当する、法科大学院で開設される科目その他教育内容等に関するもの
- ⑩ 教員に関するもの
- ⑪ 授業料等、法科大学院が徴収する費用や修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置その他学生の学習環境に関するもの
- ⑫ 社会人・法学未修者の入学者の割合とそれらの司法試験合格率
- ⑬ 文部科学大臣が認定した法曹養成連携協定の目的となる連携法科大学院に入学した者のうち、当該協定の目的となる法曹コースからの入学者の割合とその司法試験合格率
- ⑭ 在学中受験資格による司法試験の受験者数とその合格率
- ⑮ 自己改革の取り組み

(2) 公開の方法

上記のすべての情報は、本法科大学院の WEB サイトにおいて公開され、同サイトは随時更新されている。

また、これらの情報のうち、(a) 本法科大学院の基本方針(養成しようとする法曹像を含む)、(b) 教育内容(カリキュラム概要、カリキュラムの紹介、開講科目一覧、臨床法学教育、外国のロースクールとの交換留学制度、アカデミック・アドバイザー制度(AA 制度)などの学生支援体制な

ど)、(c) 教員紹介(研究業績等の公開を含む。)、(d) 施設・設備、(e) 入学者選抜(基本的考え方・選抜基準・選抜方法・受験資格・選抜実績・過去問題、志願者数、受験者数、入学者数など)、(f) 学費・奨学金、(g) 修了者の状況(司法試験の単年度合格率や合格者数などを含む)は「研究科案内」でも公開され、毎年更新されている。(h) 成績評価、進級要件・修了要件、進級状況・修了状況、(i) 時間割は、WEB サイトに加えて、「科目登録の手引き」等にて公開している。(j) 法曹養成専攻要項(履修の結果である学識及び能力(各年次が終了する段階で身に付けていなければならない学識及び能力)などの記載を含む)、学科目配当表、科目登録の手引きは、教員・学生に紙媒体で配付されると同時に、事務所に常備され希望者への閲覧に供されている。

また、上記⑨「法律基本科目のうちの基礎科目及び応用科目並びに各選択科目(展開・先端科目のうち、「倒産法」、「租税法」、「経済法」、「知的財産法」、「労働法」、「環境法」、「国際関係法(公法系)」、及び「国際関係法(私法系)」の8科目を「選択科目」という。)にそれぞれ該当する、法科大学院で開設される科目その他教育内容等に関するもの」については、法曹養成専攻要項および科目登録の手引きにも記載されている。

(3) 公開情報についての質問や提案への対応

公開された情報に対する質問や意見は、メール、電話、事務所カウンターで受け付けている。2022年度より法科大学院WEBサイトにおいて、お問い合わせフォームを作成した結果、現状では多くの質問や意見はこのフォームを通じて寄せられている。

送られてきた問い合わせについては、教学関係については教務担当教務主任、学生生活関係については学生担当教務主任、入学者選抜については入試委員会委員長および教務担当教務主任が責任者となって、対応および回答を行っている。重要な提案については、執行部や各種委員会において検討が行われ、改善に生かされている(例:学生用自習室の整備・拡充など)。

(4) 特に力を入れている取り組み

ホームページに修了者のインタビュービデオを豊富に掲載し、法曹三者はもちろん研究者も含めて、多様なキャリア・モデルを分かりやすい方法で提示し、本法科大学院への進学を考えている方や将来法曹を目指そうとする中高生に向けた情報提供に取り組んでいる。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

本法科大学院の教育活動等に関する情報については、WEB サイトおよび「研究科案内」において、詳細かつ網羅的に公開され、誰でもがアクセスできるようになっており、教員・学生に対しては、それに加えて WEB 上の教育研究支援システムおよび紙媒体で開示されている。また、教育活動等に関する質問や提案にも対応できる体制が構築されており、執行部や各種委員会に受けとめられ、改善に生かされている。質問や提案へのフィードバックについては、公開できるものに関して、具体的な質問や提案に対応するかたちで回答を行っている。全体としてはかなりの水準で情報公開が行われていると考える。

3 自己評価

A

[理由]

情報公開の点は、可能な限りの公開を実施しており、本法科大学院の特徴や法曹という仕事の魅力を十分に発信している。

4 改善計画

現在のところ、改善すべき特段の問題はない。

1-6 学生への約束の履行

(評価基準) 法科大学院が教育活動等の重要事項について学生に約束したことを実施していること、実施していない場合には合理的理由があり、かつ適切な手当等を行っていること。

1 現状

(1) 学生に約束した教育活動等の重要事項

学生に約束した重要事項としては、以下のとおりである。

- ア 学生の希望にあわせた多様な分野の専門知識が得られるようなカリキュラムと教員の準備
- イ 国際的な法曹を養成する「交換留学生制度」の充実
- ウ きめ細かい学修サポート体制の確立（「オフィス・アワー」（7-6 を参照）や「教育研究支援システム」の活用、「アカデミック・アドバイザー制度」（AA 制度）の充実等
- エ 学修環境の整備（専用棟の整備、自習室スペースの拡充等）
- オ 子どものいる学生のための保育所の整備
- カ 経済的なサポート体制の確立（奨学金等）
- キ 修了生サポート

(2) 約束の履行状況

1. (1) ア～キについて、履行状況を示す。

- ア 3年次の展開・先端科目を整備しつつ、常勤・非常勤を含む第一線の講師陣による教育が行われている。
- イ 北米だけでなく、欧州（フランス、ドイツ）やアジア（韓国、台湾）に提携校を拡大し体制を整備している。
- ウ すべての授業において教育研究支援システムが利用されている。また、AA 制度は、人的な側面でも、内容的な側面でも、飛躍的に拡充されている。
- エ 自習室については、27号館の自習室のキャレルに加え、大学が隣接する建物（関口ビル＝27-10号館）の一部を借り上げることで増設を行った。これにより、個人指定のキャレルはないものの、自習スペースは全学生に対応できるだけの席が確保されており、この点に関して学生からの不満・要望はみられない。
- オ 法科大学院棟に隣接する99号館（STEP21）に「早稲田大学 学生・教職員用託児室」があり、子どものいる学生も安心して学修に集中できるようになっている。

カ 早稲田大学出身の法曹（稲門法曹）からの寄付からなる奨学金を充実させている。現在、2023年度入試での状況は以下のとおりである。

	特別選抜または一般選抜既修入学者
年間授業料相当額	23名

キ 法科大学院修了後に「特別研修生」の制度を設け、学修場所の確保等を行っている。

(3) 特に力を入れている取り組み

執行部教員間および事務所との連携を密にし、学生からの要望があれば、全員で情報共有をし、迅速に対応する体制を整えている。

(4) その他

特になし。

2 点検・評価

学生に約束した重要事項については、概ね履行されており、なお問題が残る事項についても、継続的な改善努力が行われている。

3 自己評定

適合

[理由]

現時点で、学生に約束した重要事項については、概ね履行されており、学生からも特段の問題の指摘などはない。

4 改善計画

学生に約束した重要事項につき、継続的な点検を怠らず、問題が生じた場合には、迅速に対処する。

1-7 法曹養成連携協定の実施状況

(評価基準) 法曹養成連携協定を締結した法科大学院が、法曹養成連携協定において法科大学院が行うこととされている事項を実施していること。

1 現状

(1) 法曹養成連携協定で貴法科大学院が行うこととされている事項

本研究科は、2024年1月現在、早稲田大学法学部、明治学院大学法学部、熊本大学法学部、西南学院大学法学部、立教大学法学部と法曹養成連携協定を締結している。連携協定で本研究科が行うこととされていることは、各大学の協定により異なってくるが、概ね以下のような事項である。

(共通事項)

- ①連携法科大学院における教育と本法曹コースにおける教育との円滑な接続を図るための方策について継続的に調査研究及び協議を行うため、連携協議会を設置すること。
- ②協定校の法曹コースにおける教育の改善・充実のため、そのカリキュラムや授業内容について協議を実施すること及び共同して授業改善のための活動を行うこと。

(個別事項)

(早稲田大学法学部)

- ③協議に基づき、本法曹コースにおいて開設される科目の一部の実施に当り、連携法科大学院の教員を派遣すること。
- ④協議に基づき、連携法科大学院における双方向授業の導入として設置する科目(「法曹演習」)の実施に当たり、連携法科大学院の教員の派遣等の協力をすること。

(明治学院大学法学部、熊本大学法学部、西南学院大学法学部、立教大学法学部)

- ⑤連携校の求めに応じ、連携校における法曹等を志望する学生に対して進学説明会等を実施すること。
- ⑥連携校の学生に対して、授業見学等の機会を提供すること。

(2) 貴法科大学院が行うこととされている事項の実施状況

共通事項である①、②に関しては、連携協定締結に際して、すでに実施している。また、②は、連携協議会を開催する際に法曹コースの実施状況を鑑みて継続して行う予定である。

2025年度入試に関連する連携協議会は、熊本大学法学部(2024年7月10日、11月22日)、西南学院大学法学部(2024年7月9日、11月22日)、明治学院

大学法学部（2024年7月9日）、立教大学法学部（2024年7月10日）、早稲田大学法学部（2024年7月2日）に行われた。

個別事項の③、④については、すでに実施済みである。⑤については、連携校を訪問して対面で行うこともあったが、新型コロナウイルス感染症のまん延後は、Zoom等の同時配信システムなどを活用して実施している。⑥も同様に、Zoom等の同時配信システムなどを活用して実施している。

（3）実施されていない事項がある場合の改善の見込み等

実施されていない事項はない。ただ、新型コロナウイルス感染症のまん延の影響を受け、実施方法が変更された。すでに感染のリスクは低減しているが、学生参加の利便性を考慮するとオンラインでの配信を継続するニーズもあり、各大学のニーズに応じた実施方法の工夫（オンラインのみの方式、ハイフレックス方式など）を検討していく。

（4）特に力を入れている取り組み

連携協議会においては、これから受験する学生に関する情報交換はもちろん、すでに入学している協定校からの学生の学修状況（司法試験の合否も含めて）についても、データを示しながら協議をし、入口から出口までの一貫したプロセスのなかで、協定校と連携することを試みている。

（5）その他

特になし。

2 点検・評価

現時点では、とくに問題は生じておらず、連携関係も良好である。

3 自己評定

A

（理由）

現時点では、とくに問題は生じておらず、連携関係も良好である。入学者の学修状況を協定校にフィードバックし、それを翌年の受験者の選考において考慮していただくサイクルが形成されつつあり、連携関係は実質的な意義を持っている。

4 改善計画

現時点では、特になし。

第2分野 入学者選抜

2-1 入学者選抜〈入学者選抜基準等の規定・公開・実施〉

(評価基準) 入学者選抜において、適切な学生受入方針、選抜基準及び選抜手続が明確に規定され、適切に公開された上で、選抜が適切に実施されていること。

(注)

- ① 「適切な選抜基準及び選抜手続」とは、学生受入方針に適合しており、かつ公平、公正であるとともに、法曹養成という法科大学院の目的に照らして、入学者の適性や能力を適確に評価・判定することのできる選抜基準及び選抜手続をいう。「公正」とは、法曹養成と合理的関係のないこと（寄附金の多寡、法科大学院関係者との縁故関係、自大学出身であること等）を選抜の過程で考慮要素としないことをいう。
- ② 「適切に実施されている」とは、選抜基準及び選抜手続に従って入学者選抜が実施され、入学者の適性が適確に評価されて、法曹養成という目的に照らし、当該法科大学院への入学を認めることが相当な者が選抜されていることをいう。

1 現状

(1) 学生受入方針

本法科大学院は、教育研究の目的を次のように規定している。

「早稲田大学大学院法学研究科法曹養成専攻⁷（法科大学院）は、法律学の専門知識を具え、それを批判的に検討し、さらに発展させる創造的な思考力を持つとともに、社会に生起する法律問題を的確に分析し、解決する能力を持つ志の高い法曹の養成、すなわち21世紀の社会をリードする質の高い法曹の養成、これからの日本社会が要求する法曹資格を持った法律専門職の育成を目的とする。⁸」

その上で、上記の教育研究の目的にかなう優秀な人材を受け入れるため、学生受入方針、すなわち入学者選抜の方針（アドミッション・ポリシー）を次のように明確に規定している。

「早稲田大学では、『学問の独立』の教育理念のもとで、一定の高い基礎学力を持ち、かつ知的好奇心が旺盛で、本学の理念である進取の精神に富む、勉学意欲の高い学生を、わが国をはじめ世界から多数迎え入れる。」、「早稲

⁷ 2025年4月からは改組により、大学院法務研究科が大学院法学研究科法曹養成専攻に改められた（以下、同じ）。

⁸ 各年度の入学者選抜試験要項2頁、<https://www.waseda.jp/folaw/gwls/about/policy/>。

田大学大学院法学研究科法曹養成専攻においては、優れた法律家として実社会で活躍できる人材の発掘を第一の目標に、専門知識はもちろんのこと、個々の受験生のバックグラウンドや特徴をも精査し、その資質や能力を総合的に評価し選抜を行う。⁹⁾

以上の入学者選抜方針は、毎年度の「入学者選抜試験要項」のはじめに掲げるとともに、「法科大学院案内」や本法科大学院のWEBサイトに掲載し、公開している。また、毎年複数回開催している入試説明会においても、上記の方針を選抜基準及び選抜手続とともに説明している。

(2) 選抜基準及び選抜手続

ア 基本的考え方

本法科大学院では、いずれの入学者選抜においても、受験者が法曹としての資質・適性を備えているか否かを評価のポイントとして「書類審査」を行い、多様なバックグラウンドを持つ有為な人材を選抜することとしている。具体的には、申述書、成績証明書、能力証明資料、推薦状等により、法曹となるべき者が備えるべき、①判断力・思考力・分析力等の資質(知的側面)、②社会常識・奉仕の精神・正義感(情の側面)、③強い使命感・情熱・気力(意志の側面)、④教養・各種分野の専門的能力(知識の側面)、⑤表現力・コミュニケーション能力の5つの資質・適性の有無・程度を審査している。

その上で、法学未修者に対しては、与えられた情報を読み解き、問題点を自らの力で見つけ出し、自身の主張や解決策を論理的に説明する能力を備えているか否かを評価のポイントとして、「小論文」の試験を実施している。

法学既修者に対しては、特別選抜(5年一貫型)を除き、2年次生からの学修に耐え得る法的知識や法的思考方法、法律文書作成能力を具えているか否かを評価のポイントとして、「法律科目論述試験¹⁰⁾」を実施している。

入学者選抜にかかるすべての論述問題(小論文、法律科目)の作成及び検討・決定については、作問担当者が問題を作成した上で、さらに入試委員、各科目から選出された出題委員らが出席する出題委員会において、その内容が適切であるか否かについて入念に検討を重ねた上で問題を決定している。

また、法学未修者試験の小論文問題および法学既修者試験の論述試験問題は、出題の趣旨とともに、選抜試験の合格発表後にWEBサイトで公開している¹¹⁾。

⁹⁾ 入学者選抜試験要項 2 頁、<https://www.waseda.jp/folaw/gwls/about/policy/>。

¹⁰⁾ 後述のとおり、特別選抜(開放型選抜)については憲法、民法、刑法の3科目を、一般選抜については、憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、商法の6科目を法律科目論述試験として課している。なお、憲・民・刑の論述問題は、特別選抜開放型と一般選抜ともに共通(同一)問題である。

¹¹⁾ 例えば、2026年度入学者選抜試験については、<https://www.waseda.jp/folaw/gwls/news/2025/10/10/16262/>。

イ 法学未修者の選抜

法学未修者の選抜においては、上述したように、書類審査のほか、小論文試験を課し、これらの総合評価により合格者を決定しているところ、多様なバックグラウンドを有する人材を一定数確保する観点から、社会人または法学部以外の学部出身者¹²を対象に、概ね15名を目標に優先枠を設定して選抜を行っている。また、法学未修者の選抜については、受験生の資質・適性を総合的に評価するために書類審査を重視し、書類審査においては、各種資料(志望動機、成績証明書、能力証明資料等)に照らして、上述の知的側面、情の側面、意志の側面、知識(教養)の側面等から受験生の資質を多面的に判断し、適性試験の結果を一定の割合で数値化して適宜加味した上で、法律専門家としての基本的な資質・適性があるか否かの観点から合格者を決定している。なお、法学未修者の選抜においては、選抜の過程で法律学に関する知識の有無・多寡等を考慮要素とすることはない。

ウ 法学既修者の選抜

法学既修者の選抜においては、本法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有しているか否かを重視し、書類審査においては、法学未修者と同様の資質評価に加えて、法律学に関する能力を確認できる資料(法律系資格の有無、法学検定試験の結果等)も評価の対象としている。法曹コース修了予定者を対象とする特別選抜¹³においては、法曹コースでの成績を重視した選抜を実施している。申述書(特別選抜課題)として、とくに法学部の法曹コースにおいてどのように学修を進め、どのような知識・知見の修得に努めたかについて具体的に記述することを求めるとともに、「5

¹² 入学者選抜試験要項において、「社会人」とは、「出願時点において、官公庁・会社等における勤務経験、自営業、主婦・主夫等、通算して2年以上の社会経験を持つ者」、また、「法学部以外の学部出身者」とは、「次のいずれかに該当する(見込み)者 (1) 法学以外の分野の学位(学士、修士、博士、専門職)を取得したことがある者または2026年3月までに取得見込みの者。(2) 「学士(法学)」の学位しか取得していない者または2026年3月までに取得見込みの者でも、学位取得時点で、修得単位のうち、専門科目における法律科目の単位数が過半数に達しない者。」と定義して、周知している。

¹³ 5年一貫型教育選抜、開放型選抜と共に同制度初年度の2022年度入学者選抜から導入、実施している。

なお、特別選抜入試に伴う従前の入試制度の変更点は以下のとおりである。

(参考)2022年度入学選抜から、法曹コース登録者に対する特別選抜の導入に伴い、従来的一般入学者選抜(法学未修者試験、法学既修者試験、学部3年次特別入試枠(夏・冬)、「人材発掘」入試)を改め、特別選抜(5年一貫型と開放型)と一般選抜(法学既修者試験と法学未修者試験)に区分した上で、それぞれの選抜基準と選抜手続を決定して実施することとした。募集人員については、法学既修者160名と法学未修者を160名(従前は約140名)、法学未修者を約40名(従前は約45名)に変更した。複数の選抜試験の併願ができるが、特別選抜と法学未修者試験の併願は認めていない。一般選抜については、書類選考の通過者のみに論述試験を実施してきた従来形式を改め、論述試験と書類選考を総合的に判断して選抜する方式に改めた。また、法学既修者試験については、従来論述試験科目(民法・刑法・憲法・民事訴訟法・刑事訴訟法)に商法を追加して、6科目の論述試験を実施することにした。法学未修者試験については、「人材発掘」入試を廃止し、法学未修者試験の中で、「社会人」又は「法学部以外の学部出身者」に該当する者を概ね15名を目標に優先して選抜することとした。

年一貫型教育選抜」においては、論述試験を実施しないため、面接試験¹⁴において法的素養の定着度を確認することとしている。他方、「開放型選抜」においては、憲法・民法・刑法の法律科目論述試験を課し、また、法学既修者の「一般選抜」においては、憲法・民法・刑法・商法¹⁵・民事訴訟法・刑事訴訟法の 6 科目の法律科目論述試験を課し、これらの総合評価により合格者を決定している。エ 地方専願枠の設定

本法科大学院では、地方においても十分な司法サービスの提供を担う法曹を確保することが不可欠であることに鑑み、特別選抜(5 年一貫型)に出願する地方大学¹⁶出身者で、希望する者の内、2 名を上限に選抜することとしている。

オ 交換留学生優先枠(LL.M. コース) の設定

本法科大学院では、国際的な法曹を目指す学生等多様で優秀な人材を確保するために、「交換留学生優先枠(LL.M. コース)」を設けており、法学未修者・法学既修者を問わず、概ね 5 名を選抜している。本法科大学院は多くの海外ロースクールと交換留学協定を締結し、それらに派遣する際に学内選考を行っているところ、本優先枠は、入試合格時に「交換留学生優先枠」に選抜された場合に「優先的に海外派遣時の奨学金を内定する」という制度であり、合否判定上の優先扱いがされるものではない。語学の能力を証明する資料として、出願締切日の過去 2 年以内に受験した TOEFL iBT の Test Taker Score Report または IELTS の Test Report Form の証明書(コピー可)を求めている¹⁷。

カ 障害者への配慮

本法科大学院では、障がいや疾病等により受験に際して配慮を必要とする場合は、出願に先立ち、本法科大学院アドミッションオフィスに申し出てもらえるよう、その旨を入学者選抜要項に明記している。

(3) 学生受入方針、選抜基準・手続の公開

本法科大学院は、学生受入方針、選抜基準・手続等を WEB サイト、法科大

¹⁴ 5 年一貫型教育選抜の面接試験については 2023 年度から実施している。

¹⁵ 商法については、2022 年度入学者選抜から実施している(注 7 参照)。

¹⁶ 地方大学とは、国勢調査(平成 27 年度)における大都市圏(札幌、仙台、関東、新潟、静岡・浜松、中京、近畿、岡山、広島、北九州・福岡、熊本の 11 大都市圏)以外の地域に設置されている大学に加え、大都市圏であっても当該都市圏に法科大学院が設置されていない地域(新潟、静岡、浜松、熊本の 3 大都市圏)に設置されている大学とし、大学本部が大都市圏内に設置されている場合でも、法曹コースを開設する学部がその圏外に設置されていれば地方大学とすることとしている。

¹⁷ TOEFL(iBT)のスコアが 85 点以上(ITP テスト不可)、または IELTS のスコアが 6.5 以上であることを要件としている。

学院案内、入学者選抜試験要項、法科大学院説明会を通じて、適切な時期（例年6月、願書締切より前）に開示している。とくに、入試方式の変更の際は、可能な限り早めに周知することとし、直近の説明会やWEBサイトで広報するとともに、新聞・雑誌等各種メディアを利用した取材にも応じるなど、前広な情報開示に努めている。また、過去の入試データ（志願者数、受験者数、合格者数、合格者の属性等）を開示し、過去の論述問題についても、問題とともに配点、出願意図、評価のポイントをWEBサイトで公開するとともに、入試説明会やYouTubeによって過去問解説を実施するなど、入学志願者のための情報提供を行っている。

受験者に対する入学者選抜の成績の開示については、合格者のうち一次手続完了者全員に対して既修科目の成績を開示しており、また、不合格者に対しては、申請があった場合に、既修科目、未修科目問わず、成績の開示を行っているところ、不合格者からの成績開示請求は、毎年50件前後なされている。

（4）選抜の実施

2021年度から2025年度の全体の受験者数・合格者数・競争倍率は下表のとおりであり、競争倍率2倍を下回ったことはない。

	受験者数 (人)	合格者数 (人)	競争倍率 (倍)
2021年度	920	395	2.33
2022年度	799	373	2.14
2023年度	798	352	2.27
2024年度	852	369	2.31
2025年度	1,023	359	2.85

（5）特に力を入れている取り組み

本法科大学院は、学内外での入試説明会を頻繁に開催し、本法科大学院で学ぶ意義を積極的に広く周知することとし、毎年法科大学院案内を作成したり、本法科大学院修了生インタビューを含む本法科大学院紹介動画を作成して入試説明会やWEBサイトで閲覧できるようにしたりする等、広報活動に積極的に取り組んできた。入試説明会については、地方の大学生の便宜を考慮して、法曹連携協定を締結する地方大学を中心にオンラインによる入試説明会を開催している¹⁸。また、YouTubeにおいても本法科大学院の公式チャネ

2025年度入試説明会実施状況（2024年度中に説明会を実施分）について(参考)

ルを設けて、一般入試説明会や入試問題過去問(民法・刑法)解説を実施する等の取り組みを行ったり、女性法曹輩出促進プログラム(FLP)と連携しながら、

なお、2025年度については、新研究科の設置認可の関係から6月30日以前は広報活動が禁止されていたため、6月30日以前の説明会については、入試情報等は含まず、広報を目的とはしない一般的な説明会として実施した。

開催日	実施方法	内容
4月20日	Zoom	法科大学院協会「ロースクールへ行こう！」
5月22日	Zoom	熊本大学向け説明会
5月27日	対面	早稲田大学法学部法曹コース向け説明会
5月29日	Zoom	國學院大学向け説明会
5月29日	Zoom	西南学院大学向け説明会
6月5日	Zoom	明治学院大学向け説明会
6月7日	Zoom	立教大学向け説明会
7月2日	本 法 科 大 学 院 公 式 YouTube チャンネル	一般向け入試説明会動画配信過去問解説(民法・刑法)
7月3日	対面	早稲田大学法学部向け説明会 (入試概要説明+質疑応答)

¹⁸ 2025年度入試説明会実施状況(2024年度中に説明会を実施分)について(参考)

なお、2025年度については、新研究科の設置認可の関係から6月30日以前は広報活動が禁止されていたため、6月30日以前の説明会については、入試情報等は含まず、広報を目的とはしない一般的な説明会として実施した。

開催日	実施方法	内容
4月20日	Zoom	法科大学院協会「ロースクールへ行こう！」
5月22日	Zoom	熊本大学向け説明会
5月27日	対面	早稲田大学法学部法曹コース向け説明会
5月29日	Zoom	國學院大学向け説明会
5月29日	Zoom	西南学院大学向け説明会
6月5日	Zoom	明治学院大学向け説明会
6月7日	Zoom	立教大学向け説明会
7月2日	本 法 科 大 学 院 公 式 YouTube チャンネル	一般向け入試説明会動画配信過去問解説(民法・刑法)
7月3日	対面	早稲田大学法学部向け説明会 (入試概要説明+質疑応答)

女性法曹の仕事・魅力を伝えたりするなどの広報活動も行っている¹⁹。

2 点検・評価

入学者選抜については、これまで培ったノウハウをもとに、公平性・公正さを損なわないよう綿密に計画して、十分に余裕をもって準備を進める体制を構築し、適切に実施している。

同時に、入試の選抜方式の変更に対する受験者への影響を最小限にとどめ、かつ円滑な受験準備を進められるよう、選抜基準および選抜手続を明確に規定し、かつ早い段階で適切に公表し、WEB サイト、入試要項、大学説明会等を通じて受験者に広報している。あわせて、志願者の受験勉強に資するよう、「過去の入試問題」および「出願の趣旨」をWEBサイトに公開するとともに、YouTubeにて過去問解説(民法・刑法)を動画配信するなどのサービスも行っている。

3 自己評価

A

[理由]

法科大学院志願者数が全国的に減少傾向にあった頃から、本法科大学院では上述のように新しい取り組みや積極的な広報活動を実施してきた。その結果、競争倍率を例年 2 倍以上に維持し、入学者数を定員数以上に維持することができたものと自己評価している。

4 改善計画

法科大学院発足以降、全般的な法科大学院志願者数の減少(2020 年度頃迄)、学部生の早期入学希望者のニーズへの対応など、数度にわたって入試制度を改革する必要があった。とくに、近年では、法曹養成制度の改革(いわゆる法曹コースの設置)に伴い、法科大学院志願者数は増加傾向に転じたものの、入学者選抜においては「特別選抜」を中心に入試制度全体の改革を余儀なくさ

¹⁹ 本法科大学院は女性法曹輩出の推進を掲げているが、入学者に占める女性の割合は、下記の通りである。

入学年度	入学者数 (未修者、既修者)	女性入学者数 (未修者、既修者)	女性割合
2021	160(32、128)	73(20、53)	45.6%
2022	185(21、164)	79(16、63)	42.7%
2023	168(20、148)	77(12、65)	45.8%
2024	208(37、171)	74(9、65)	35.6%
2025	212(37、175)	81(25、66)	38.2%

れ、今後も、法曹コースが軌道に乗るまでの間、ひき続き見直し検討を図る必要が出てくることが予想される。法学未修者および法曹コース修了予定者以外の法学既修者を(も)対象とする「一般選抜」についても、法曹コース制度や、さらには予備試験の影響を受けて、入学者数、入学手続率の増減など今後の状況に応じて適切に対応する必要が出てくることが予想される。見直しの際には、入試の選抜方式の変更に対する受験者への影響を最小限にとどめ、かつ円滑な受験準備を進められるよう十分に留意しつつ、入試委員会を中心に見直し・点検作業を継続している。

2-2 既修者認定〈既修者選抜基準等の規定・公開・実施〉

(評価基準) 法学既修者選抜・既修単位認定において、適切な法学既修者の選抜基準・選抜手続及び既修単位認定基準・認定手続が明確に規定され、適切に公開された上で、選抜・認定が適切に実施されていること。

(注)

- ① 「適切な法学既修者の選抜基準・選抜手続」及び「適切な既修単位認定基準・認定手続」とは、関係法令に適合し、公平、公正であるとともに、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者に単位を認定するという法学既修者制度の趣旨及び法曹養成という法科大学院の目的に照らして、法学既修者の適性や能力を適確に評価・判定することのできる選抜基準・選抜手続及び認定基準・認定手続をいう。
- ② 「適切に実施されている」とは、選抜基準・選抜手続及び認定基準・認定手続に従って法学既修者の選抜・認定が実施され、法学既修者の適性が適確に評価されて、法学既修者制度の趣旨及び法曹養成という目的に照らし、各科目の既修単位認定を行うことが相当な者が法学既修者として選抜され、既修単位が認定されていることをいう。

1 現状

(1) 既修者選抜・既修単位認定の基準及び手続

ア 法学既修者認定

本法科大学院における入学者選抜は、法学未修者と法学既修者に対する入学者選抜を分ける別枠方式(外部振分方式)を採用し、法学既修者に対しては、特別選抜(5年一貫型及び開放型)と一般選抜の2つの試験形態により選抜を行なっている。そして、既修者単位認定は、法学既修者の入学者選抜試験として実施している。以下では、(ア)一般選抜、(イ)特別選抜の順に説明する。

(ア)一般選抜

2021年度入試までは、一般入学者選抜(夏入試)²⁰として、2日間の日程で憲法・民法・刑法・民事訴訟法・刑事訴訟法の5科目の論述試験を行って

²⁰ なお、2021年度入学者選抜まで、「学部3年次特別入試枠(法学未修者として合格判定を行う試験)」を夏入試と冬入試に設けて実施し、本枠の合格者のうち希望者が受験できる法学既修者認定試験(夏は法学既修者試験で代用。なお、対象者が学部3年次であるので、夏入試の段階では法学部等における法律科目の履修が未だ半ばで法律科目の学修が進展する期間を考慮して、未修合格者(夏)のうち夏の法学既修者認定

たが、特別選抜を導入した 2022 年度入試からは、商法を追加した。各科目の試験時間と配点は、憲法が 1 時間・100 点満点、民法が 2 時間・180 点満点、刑法が 1 時間半・120 点、民事訴訟法と刑事訴訟法はあわせて 2 時間(同一時限内に実施)・各 80 点、商法が 1 時間・80 点とし²¹、いずれの科目も、事例問題形式で基本的な法理論の理解と応用展開能力(論点に対する判例及び学説の知識と事案に適切に当てはめる能力)を試す問題を出題している。本選抜合格者に対して既修者単位認定を一括して認定するにあたり、法律科目毎の最低基準点を設けていないが、既修単位認定を行う科目のすべてについて、一定の試験時間をかけて論述試験を実施しており、これにより既修単位認定にふさわしい質を確保している。

本法科大学院における法学既修者試験(一般選抜)において既修単位を認定する科目(単位数)は、1 年次必修科目としている憲法 I・II(各 2 単位); 民法 I・II(各 4 単位)、民法 III(1 単位)、民法 IV(旧カリキュラム履修者は 2 単位、新カリキュラム履修者は 1 単位)、民法 V(2 単位)、さらに旧カリキュラムのみ民法 VI(1 単位); 刑法 I(旧カリキュラム履修者は 4 単位、新カリキュラム履修者は 2 単位、刑法 II(2 単位); 基礎民事訴訟法(4 単位) 基礎刑事訴訟法(2 単位); 基礎会社法 I・II(各 2 単位)²²を既修単位認定している。いずれも法律基本科目(基礎)に該当し、旧カリキュラム・新カリキュラムのいずれにおいても、合計で 30 単位となる。いずれのカリキュラムにおいても修了に必要な法律基本科目(必修科目)の合計単位数は 62 であり、その半分弱を占めることになる。

(イ) 特別選抜(5 年一貫型・開放型共通)

本法科大学院においては、2022 年度入学者選抜から、法曹コース開始に伴う入試制度改革により、一般選抜のほか、特別選抜を実施している。

法学既修者入学定員 160 名のうち、特別選抜により 80 名以内を選抜することとし、このうち 5 年一貫型を 40 名以内²³、開放型を約 40 名とした上で、一般選抜により約 80 名を選抜することとしている(したがって、特別選抜の志願状況により、一般選抜の合格者が多くなる場合がある)。なお、併願については、①5 年一貫型を第 1 希望と開放型を第 2 希望とする特別選抜の併願を認

試験を受験したが既修者認定されなかった者についても、法学既修者認定試験(冬)に再チャレンジする機会を認めていた)を認めていたが、2022 年度の特別選抜入試の導入に伴い、廃止した。

²¹ 2026 年度入試からは、憲法 80 点、民法 120 点、刑法 100 点、民事訴訟法 80 点、刑事訴訟法 80 点、商法 80 点とし、憲法・民法・刑法の 3 科目及び民事訴訟法・刑事訴訟法・商法の 3 科目を同時限に実施することとした。

²² 商法については、2022 年度入試から既修単位認定を開始した。

²³ 地方専願枠については、特別選抜(5 年一貫型)に出願する地方大学出身者で、希望する者の内、2 名を上限に選抜することとした。

め、また、②特別選抜と一般選抜の併願²⁴を認めた上で、特別選抜に合格した場合は、一般選抜の結果にかかわらず、法学既修者としてのみ入学を認めることとし、③5年一貫型とその他選抜試験の併願者が5年一貫型に合格した場合は、法律科目論述試験を審査の対象外としている。

特別選抜における既修単位認定の基準及び手続は、一般選抜と基本的には異なる²⁵。「修得したとみなされる単位」は、法学既修者認定においては1年次生の必修科目である法律基本科目の30単位である。認定連携法曹基礎課程修了者については、上記の30単位に加えて、各大学との法曹養成連携協定で定められている個別認定科目を16単位まで認定することが可能である。個別認定は、入学者が入学後に個別に申請することとしている。

(ウ) 特別選抜(5年一貫型)における法曹連携協定・選考対象科目

本法科大学院の特別選抜(5年一貫型)においては、本法科大学院と法曹連携協定を締結した早稲田大学法学部、熊本大学法学部、西南学院大学法学部、明治学院大学法学部、立教大学法学部(2023年度から)の法曹コース登録者のうち、法曹養成連携協定書に記載した必要な科目(選考対象科目)の単位を修得している(修得予定を含む)者を対象者として、書類審査と面接試験(2023年度から実施)により選抜している。選考対象科目は次の通りである。

早稲田大学法学部	応用憲法、応用民法Ⅰ、応用民法Ⅱ、応用刑法Ⅰ、応用刑法Ⅱ、応用会社法Ⅰ、行政法Ⅰ、行政法Ⅱ、応用民事訴訟Ⅰ、応用刑事訴訟法Ⅰの10科目のうち、憲法、民法、刑法、商法、行政法、民事訴訟法、刑事訴訟法の各分野から、少なくとも各1科目以上について単位を修得していること。
熊本大学法学部	公法特論Ⅰ、公法特論Ⅱ、民事法特論(民法)、民事法特論(商法)、民事法特論(民事訴訟法)、刑事法特論Ⅰ、刑事法特論Ⅱについて単位を修得していること。
西南学院大学法学部	応用法律学(憲法)、応用法律学(民法)、応用法律学(刑法)、応用法律学(商法)、応用法律学(民事訴訟法)、応用法律学(刑

²⁴ 特別選抜と一般選抜を併願する場合、「特別選抜と法学既修者試験」及び「特別選抜と一般選抜併願(法学既修者試験+法学未修者試験)」のパターンのみを可能とし、「特別選抜と法学未修者試験」は併願できないこととしている。

²⁵ 特別選抜(開放型)においては、法律科目論述試験対象科目である憲法、民法、刑法科目については上述の一般選抜と異なる。特別選抜(5年一貫型)も含めて、法律科目論述試験の対象科目以外の法律基本科目については、法学部卒業と同時に法曹コース修了によってはじめて法学既修者としての入学を許可されることにより、既修単位認定がなされたことになる。

	事訴訟法)、行政法総論、行政救済法の8科目について単位を修得していること。ただし、行政法分野は、行政法総論または行政救済法のいずれか1科目について単位を修得していれば足りる。
明治学院大学法学部	専門演習A(民)、専門演習A(刑)、専門演習B(憲)、専門演習B(民)、専門演習C(会社)、専門演習C(民訴)、専門演習C(刑訴)、行政法1-1、行政法1-2、行政法2-1の10科目のうち、憲法、民法、刑法、商法、行政法、民事訴訟法、刑事訴訟法の各分野から、少なくとも各1科目以上について単位を修得していること
立教大学法学部	憲法発展演習、民法発展演習、刑法発展演習、商法発展演習、行政法1、行政法2、民事訴訟法発展演習、刑事訴訟法発展演習のうち、憲法、民法、刑法、商法、行政法、民事訴訟法、刑事訴訟法の各分野から、少なくとも各1科目以上について単位を修得していること。

もともと、2026年度入試(2025年実施)より、選考対象科目を廃止した(これにより、法曹コースに登録中であり、当該年度の3月をもって法曹コースおよび大学を卒業見込みの者であれば、特別選抜(5年一貫型)に出願できることとなった)。これは、法曹コースの優秀な学生をより多く本法科大学院に呼び込むために特別選抜(5年一貫型)の入試時期を早めた結果、上記の選考対象科目を未履修の受験生も存在するためである。選考対象科目を廃止しても、受験生の学力は法曹コースの科目全体の成績によって確認することができるため、優秀な学生の確保という目的が損なわれることはないと判断している。

2023年から実施している5年一貫型の面接試験においては、面接官2人による約20分の個別面接を実施し、面接官が受験者に対して出願時に提出を求めた申述書の内容及び法曹コースでの学修について質問し、受験者が法学既修者として入学するための適正を備えているか否かを判断している。

(2) 基準・手続の公開

一般入試説明会において過去に出題した論述問題の一部について受験者に向けた解説を行っているが、2020年度からは、YouTubeの当該法科大学院の公式チャンネルにおいても、民法と刑法について過去問解説動画をアップロードしている。なお、2021年においては、特別選抜実施初年度であったことから、受験希望者に配慮して例年よりも早期に情報提供をすべきであるとの考えに基づき、2021年4月下旬に本法科大学院WEBサイトにて公表した

上で、入試説明会でも説明し、5月下旬配布を開始した「2022年度入学者選抜試験要項」に記載して、入学志願者らに早めの周知を徹底した。また、新たに論述試験に加わった商法については、サンプル問題と問題の趣旨を5月中旬からWEBサイトで公開して、受験生の便宜を図った。なお、法学既修者選抜や既修単位認定について、入学希望者や学生から意見を聴取したことはない。

(3) 既修者選抜の実施

既修者選抜の実施状況は下記の表の通りである。

		法学既修者の定員	受験者数	合格者数	競争倍率
2021年度	既修者選抜全体	140人	581人	329人	1.8倍
	特別選抜	制度なし	制度なし	制度なし	制度なし
2022年度	既修者選抜全体	160人	597人	328人	1.8倍
	特別選抜	80人	41人	25人	1.6倍
2023年度	既修者選抜全体	160人	654人	307人	2.1倍
	特別選抜	80人	155人	80人	1.9倍
2024年度	既修者選抜全体	160人	671人	306人	2.2倍
	特別選抜	80人	189人	80人	2.4倍
2025年度	既修者選抜全体	160人	819人	306人	2.7倍
	特別選抜	80人	217人	80人	2.7倍

		入学者数	うち法学 既修者数	うち特別 選抜者数
2021年度	学生数	160人	128人	制度なし
	学生数に対する割合	100%	80.0%	制度なし
2022年度	学生数	185人	164人	16人
	学生数に対する割合	100%	88.6%	9.8%
2023年度	学生数	168人	148人	37人
	学生数に対する割合	100%	88.1%	25.0%
2024年度	学生数	208人	171人	42人
	学生数に対する割合	100%	82.2%	24.6%
2025年度	学生数	212人	175人	45人
	学生数に対する割合	100%	82.5%	25.7%

本法科大学院においては、入学者の質を確保すべくこれまで一定の競争倍率を維持した上で、合格者を選抜しており、この5年間についても概ね2倍前後を維持している。

(4) 特に力を入れている取り組み

入試説明会等で十分な説明を行い、WEB サイトや法科大学院案内でも受験生に適切な時期に正確な情報を提供を行なってきた。

2 点検・評価

既修者認定試験の選定基準・手続きの策定、実施についても、従来の既修者認定試験のノウハウをもとに、公平性・公正さを損なわないよう綿密に計画し、十分に余裕をもって準備を進め、選抜が適切に実施している。

特別選抜の実施に伴う2022年度入学者選抜に向けての入試改革にあたっては、文部科学省により特別選抜の基本枠組みが発表される以前の早い段階から、予想される制度枠組みを想定しながら、しかるべく時期が到来すれば適正な選抜・認定を速やかに決定できるよう入念な検討を重ねてきた。その結果、特別選抜、一般選抜(法学既修者試験)はともに、既修者選抜、既修単位認定の基準および手続きが、法曹に必要とされるマインドとスキルを身につけ得る者を選抜するのに相当と考えられる選定基準を作成し、手続き面についても適切な体制を整えることができたと考えている。5年一貫型選抜においては、協定校との間で選考対象科目を選定するにあたり、事前に憲法、民法、商法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、行政法分野を担当する教員を中心に十分な検討を行った上で決定し、法曹連携協定校間で格差が生じないように調整を図ることにより、また、開放型選抜については、協定先の法曹コースからの入学志望者と協定先でない法曹コースからの入学志願者のいずれについても、同一の条件を満たせば対象者とするることにより、公平、公正さを確保している。さらに、一般選抜における法学既修者試験については、商法を追加することにより、既修単位を認定する科目についてはすべて論文試験を課すことを原則とする要請を満たすものとした。

同時に、入試の選抜方式の変更に対する入学志望者・受験者への影響をできる限り最小限にとどめ、かつ円滑な受験準備を進められるよう、選抜基準および選抜手続を明確に規定し、かつ早い段階で適切に公表し、WEB サイト、入学者選抜試験要項、大学説明会等を通じて受験者に広報している。あわせて、志願者の受験勉強に資するよう、「過去問題」と「出願の趣旨」をWEB サイトに公開したり、一部過去問の解説を入試説明会時に実施し、コロナ禍の2020年からはYouTubeで動画配信したりするなど、公開方法についても工夫を重ねながら、受験者ファーストな視点から情報提供も行っている。なお、2022年度法学既修者試験に商法を新たに追加したときには、事前に商法のサ

ンプル問題を作成・公開して受験者に配慮した。

3 自己評定

A

[理由]

上記2に記したとおり、特別選抜導入前から入試制度の見直しを重ね、積極的に入試広報活動を実施するという不断の努力を重ねた結果、既修者認定試験の競争倍率と既修者入学者を一定水準に維持していると評価できる。さらに、特別選抜を導入するための入試制度改革にあたっては、早い段階から着々と準備を重ね、適切な法学既修者の選抜基準・選抜手続および既修単位認定基準・認定手続を明確に規定し、適切に公開したと評価できる。

4 改善計画

現段階は、まだ「特別選抜」入試制度導入の過渡期であると考えられ、今後の状況に応じて適切な措置を講じる必要が生じるものと予想されるため、今後も、入試状況の推移をみて、さらなる改善の必要性等について随時検討していく予定であり、その体制も整っている。

2-3 多様性〈入学者の多様性の確保〉

(評価基準) 入学者の選抜にあたり「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」を入学させるよう適切な努力をしていること。

(注)

- ① 「実務等の経験のある者」とは、各法科大学院が、社会人等の入学者の割合を確保しようとする趣旨を考慮しつつ定義するものであるが、社会的活動に従事した期間が通算して3年未満の者を含めることは原則として適当でない。

1 現状

(1) 法学部以外の学部出身者の定義

本法科大学院の入試における定義は、次のいずれかに該当する(見込)の者である。

- ア 法学以外の分野の学位(学士、修士、博士、専門職)を取得したことがある者または入学時点までに取得見込の者。
- イ 「学士(法学)」の学位しか取得していない者または入学時点までに取得見込の者でも、学位取得時点で、修得単位のうち、専門科目における法律科目の単位数が過半数に達しない者。

(2) 実務等の経験のある者の定義

出願時点において、官公庁・会社等における勤務経験、自営業、主婦・主夫等、通算して2年以上の社会経験を持つ者。

(3) 入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合

	入学者数	実務等経験者	他学部出身者 (実務等経験者を除く)	実務等経験者 又は他学部出身者
入学者数	160人	19人	7人	26人
2021年度				
合計に対する割合	100.0%	11.9%	4.4%	16.3%
入学者数	185人	15人	9人	24人
2022年度				

合計に対する割合	100.0%	8.1%	4.9%	13.0%
入学者数	168人	12人	14人	26人
2023年度				
合計に対する割合	100.0%	7.1%	8.3%	15.5%
入学者数	208人	14人	20人	34人
2024年度				
合計に対する割合	100.0%	6.7%	9.6%	16.3%
入学者数	212人	16人	15人	31人
2025年度				
合計に対する割合	100.0%	7.5%	7.1%	14.6%
5年間の合計に対する割合	100.0%	8.1%	7.0%	15.1%

(4) 多様性を確保する取り組み

法学未修者の司法試験合格率が全国的に低迷する中、他学部出身者や社会人の志願者が減少し、従来の入学者選抜による学生の多様性確保は徐々に困難になってきている。本法科大学院は、2011年度入試から、法学未修者(3年標準課程)コースに社会人・法学部以外の学部出身者の優先選抜制度(15名を目途)を設けて入口における多様性の確保を図り、2015年度入試からは、一般入試(夏入試)のほかに、従来の選抜試験では漏れてしまう有為な人材を発掘する目的で、面接と書類審査による「人材発掘入試²⁶」(冬入試)を実施してきたが、2022年度からの特別選抜入試の実施に伴い、複数入試制度の実施の煩雑さ、人材発掘入試志願者数の低迷等の諸事情を考慮して、人材発掘入試を廃止した。しかし、引き続き多様なバックグラウンドを有する人材を一定人数確保するという観点から、法学未修者試験の中で、社会人・法学部以外の学部出身者に該当する者を概ね15名(従前の人材発掘入試の定員に

²⁶ 「人材発掘入試」は、当初、地方在住者や勤務の不規則な社会人の積極的な受験を期待する観点から、本学を試験会場とした小論文等の試験は行わずに、適性試験の小論文と書類審査のみの選抜を実施してきたが、2019年度以降、すべての入学者選抜において適性試験の成績の提出を必須としないこととしたことに伴い、「人材発掘」入試においては、それまでの適性試験の小論文に代えて、面接試験を実施することとした。面接試験においては、面接官2名が約20分の個別面接を実施し、出願時に提出を求めた「人材発掘」入試申述課題に対する申述書(法律の専門知識・能力を問う問題ではなく、社会生活上で起こりえる様々な問題についての一般的素養、社会常識、論理的解決力、その他異なる意見に対する対応力をみる問題を作成・出題している)の内容について質疑応答する過程を審査し、社会人を含めた多様なバックグラウンドをもつ受験生から法曹としての適正を有する者を発掘しようとする意図があった。

該当する) を目標に優先して選抜することとし、書類選考において、志望動機書、能力証明書等を審査する中で、多様なバックグラウンドを持つ有為な人材を確保することとした。したがって、実質的に従来からの多様性を確保する方針に変わりはない。

(5) 特に力を入れている取り組み

入試説明会等で、入学者の多様性を重要な理念としていることを強調するとともに、ウェブサイトや法科大学院案内においてもその点について情報提供をしている。

2 点検・評価

本法科大学院では、上述のように、数度の入試制度改革を通じて、入学者選抜にあたり、社会人・法学部以外の学部出身者を入学させるよう努力を続けてはいるが、全国的にみても法科大学院の入学者全体に対する社会人・法学部以外の学部出身者の割合については減少傾向にあり、本法科大学院のみの力で増加傾向に転じることは困難な状況にある。しかしながら、本法科大学院では2022年度からの特別選抜入試の実施以降も、引き続き多様なバックグラウンドを有する人材を数確保すべく、法学未修者試験の中で、社会人・法学部以外の学部出身者に該当する者を従前と同じく約15名程度を目標に優先して選抜することとし、従来通り、多様なバックグラウンドを持つ有為な人材を確保しようとする方針に変わりはない。

3 自己評定

B

[理由]

入学者全体に対する社会人・法学部以外の学部出身者の割合は近年伸び悩んではいるものの、これらの者を入学させるよう入試制度改革、積極的な広報活動等の不断の努力を続けたことにより、同割合が常に下方傾向を示しているわけではなく、なんとか維持している。

4 改善計画

社会人・法学部以外の学部出身者について、恒常的に一定数の入学者を確保できるよう、既存の入試制度を検証し、必要に応じて、さらなる改革を検討してゆきたいと考える。

第3分野 教育体制

3-1 教員体制・教員組織（1）〈専任教員の必要数及び適格性〉

（評価基準）法科大学院の規模に応じて、教育に必要な能力を有する専任教員がいること。

（注）

- ① 専任教員が12人以上おり、かつ収容定員（入学定員に3を乗じた数）に対し学生15人に専任教員1人以上の割合を確保していること。
- ② 法律基本科目の各分野毎に必要な数の専任教員がいること。
- ③ 法科大学院に必ず置くこととされる専任教員は、教育上の支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、学部の専任教員又は修士課程、博士課程若しくは他の専門職学位課程を担当する教員が兼ねることができる。
- ④ 5年以上の実務経験を有する専任教員が2割以上であること。
- ⑤ 専任教員の半数以上は教授であること。

1 現状

（1）専任教員の数と教員適格

学生収容定員数：600名（1年次200名、2年次200名、3年次200名）

専任教員総数：42名²⁷

専任教員の数は42名（内、専任教員36名、任期付教員6名）であり、法令による必要専任教員数を満たしている。また、兼任教員41名、講師（任期付教員）0名、兼任（非常勤）教員56名で、教員数の合計は139名である。

専任教員の嘱任については、前記1-4記載のとおり、法学学術院に属する法律科目担当教員全員によって構成される「法律科目人事委員会」が、「法律科目人事計画策定委員会」の策定した人事計画に基づき、審議・決定を行うが、これらの手続過程において、審査委員会が都度設置され、専任教員としての適格性につき、詳細な調査・検討がされる。そして、採用が認められた教員を法曹養成専攻運営委員会の構成員とするかどうかの決定は、法曹養成選考運営委員会が専権的かつ独立に行うこととされている。審査においては、担当科目を教えるにふさわしい教育能力があるかどうかを、研究業績あるいは実務経験だけでなく、教育実績を含めて多角的に審査している。また、裁判所又は検察庁からの派遣教員についても、司法研修所等

²⁷ 別紙資料「教員一覧」、「教員個人調書」

での教官経験など教育経験のある者の派遣を要請している。

(2) 法律基本科目毎の適格性のある専任教員の人数

入学定員が 200 人以上

公法系の分野 4 人，刑事系の分野 4 人，民法に関する分野 4 人，商法に関する分野 2 人，民事訴訟法に関する分野 2 人

	公法系		民法	商法	民事訴訟法	刑事系	
	憲法	行政法				刑法	刑事訴訟法
必要 教員数	4 人		4 人	2 人	2 人	4 人	
実員数	3 人	2 人	6 人	5 人	5 人	4 人	3 人
適格性を 有する教 員の氏名	江原勝行 金澤孝 岡田正則 長谷部恭男 人見剛		秋山靖浩 大澤慎太郎 白石大 山口斉昭 山野目章夫 山本敬三	大塚英明 黒沼悦郎 鳥山恭一 福島洋尚 若林泰伸	内田義厚 菅原郁夫 中本香織 松村和徳 山本研	遠藤聡太 北川佳世子 杉本一敏 松原芳博 小川佳樹 酒巻匡 稗田雅洋	

専任教員数については、先端・展開科目 4 名（労働法 1 名、刑事政策 1 名、独占禁止法 1 名、知的財産法 1 名）、国際関係法科目 2 名、基礎法科目 1 名、外国法科目 0 名、実務系科目 6 名の構成となっている。

(3) 実務家教員の数及び割合

専任教員 42 名のうち、実務家教員は 8 名である。実務家教員については、「法律科目担当の任期付教員の嘱任等に関する法学学術院細則」、「任期付実務家教員および派遣教員の嘱任の手続に関する申し合わせ」に定める資格要件及び手続にしたがって審査が行われており、実務経験が十分に豊富な教員を採用している。

また、実務家教員が法律基本科目を担当する場合は、採用時に研究者教員と同じ基準による審査を行っている。

(4) 教授の数及び割合

	専任教員					
	専任教員総数			うち実務家教員（実員）		
	教授	その他	計	教授	その他	計
専任教員数	42 人	1 人	41 人	8 人	0 人	8 人
計に対する割合	97.6%	2.4%	100%	100%	0%	100%

(みなし教員は 3 名)

自己点検実施年度の5月1日現在の数（予定を含む）。

(5) 特に力を入れている取り組み

専任教員については、法科大学院として最も高度な教育を実践すべく、研究業績及び教育能力の両面において優秀な教員の獲得に努めている。

(6) その他

特になし。

2 点検・評価

評価基準（注）①につき、学生 600 名に対して求められる専任教員数は 40 名であるところ、本法科大学院の専任教員総数は 42 名であるから、教員人数の割合は基準を充たしている。教員の適格性については、「法律科目担当の専任教員の嘱任に関する法学大学院細則」、「法律科目担当の任期付き教員の嘱任等に関する法学大学院細則」、「法律科目担当の専任教員及び任期付き教員の昇任に関する法学大学院細則」、「任期付実務家教員および派遣教員の嘱任の手続に関する申し合わせに定める資格要件および手続にしたがって審査が行われており、問題点はない。

評価基準（注）②につき、法律基本科目毎にみても、適格性ある専任教員の必要数をすべて満たしている。

評価基準（注）③につき、本法科大学院の専任教員のうち、学部の専任教員を兼務している者は 6 名（憲法担当 2 名、民法担当 2 名、刑事政策担当 1 名、環境法担当 1 名）であるが、これを除いても評価基準（注）①②を満たしている。

評価基準（注）④につき、5 年以上の実務経験を有する専任教員数は 8 名であり、これは本法科大学院の必要専任教員数 40 名の 2 割に相当する。

評価基準（注）⑤につき、本法科大学院は専任教員 42 名のうち 41 名が教授であり、半数以上を占めている。

3 自己評定

適合

[理由]

本法科大学院の教員体制・教員組織は評価基準（注）①～⑤をすべて満たしており、評価基準に適合していると判断される。

4 改善計画

現在のところ、改善すべき特段の問題はないと考えている。

3-2 教員体制・教員組織（2）〈教員の確保・維持・向上〉

（評価基準）継続的な教員確保に向けた工夫がなされ、教員の教育に必要な能力を適切に評価し、その後も維持・向上するための体制が整備され、有効に機能していること。

1 現状

（1）専任教員確保のための工夫

専任教員の嘱任については、前記 1-4 記載のとおり、法学学術院に属する法律科目担当教員全員によって構成される「法律科目人事委員会」が、「法律科目人事計画策定委員会」の策定した人事計画に基づき、審議・決定を行うが、これらの手続過程において、審査委員会が都度設置され、専任教員としての適格性につき、詳細な調査・検討がされる。

（2）継続的な教員確保に向けた取り組みや工夫

各科目の教員で構成する懇談会において、常に全国の法学教員の業績動向に目を配っており、前記法律科目人事計画策定委員会が策定した人事計画に従い、優秀な教員を採用すべく努めている。

研究者を目指す法科大学院生のため、「研究論文指導」や「ペーパー・オプション」、「外国法」等の科目を設置している。さらに、本法科大学院で法務博士（専門職）の学位を取得した者が、法学部の助手や本法科大学院の講師（任期付）を経て、本法科大学院の専任教員となるキャリアパスの仕組みも設けられている。また、一定の GPA を満たして本法科大学院を修了した者は、本学法学研究科の博士後期課程における自己推薦入試を受験することも可能である。

（3）教育に必要な能力の水準の確保・維持・向上

教員の採用については、「法律科目担当の専任教員の嘱任に関する法学学術院細則」、「法律科目担当の任期付教員の嘱任等に関する法学学術院細則」「法律科目担当の専任教員および任期付教員の昇任に関する法学学術院細則」をそれぞれ定めており、これらに基づいて教員の採用および昇任を適切に行っている。

教員の能力の維持・向上については、FD 委員会主催の教員研修会を定期的で開催し、教員相互の研鑽に務めている。同研修会では、本法科大学院の修了生を招いてスピーチをしてもらうこともあり、学生の要望や意見を知る機会としても活用している。最近の取り組みにおいては、公法、刑事法、民法の各グループに分かれ、実体法と手続法の担当教員間で、相互の授業方法の現状と課題について意見交換を行うなど、工夫も見られる。

(4) 特に力を入れている取り組み

教員の教育能力の維持・向上については、各科目懇談会の中で、授業で用いる教材の作成、期末試験問題の作成などの過程を通じ、教員間の協力関係を密にして、各教員の教育能力の維持・向上に努めている。

継続的な教員確保に向けた取り組みについては、若手教員の育成に努め、本法科大学院の第1期生から本法科大学院教授が、第8期生から本学法学部教授がそれぞれ1名誕生しているほか、その後も修了生がコンスタントに助手や講師(任期付)に採用されており、これらを経て他大学の専任教員となった者が4名いる。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

「現状」において記述した方法により、教員として優秀な人材の確保ができているものと考えられる。次世代を担う教員の育成についても、研究者を目指す法科大学院生のためのカリキュラムを用意するほか、助手や講師(任期付)を経て専任教員となるキャリアパスの仕組みを設けて、若手研究者の任用・育成に努めている。

3 自己評定

A

[理由]

専任教員の確保や能力の維持・向上のための仕組みが整備されており、それに沿った適切な運用が行われている。また、若手教員の育成のための取り組みも着実に成果を上げている。

4 改善計画

「現状」および「点検・評価」において記述したように、教員としての優秀な人材の確保はできているものと考えているが、教員の年齢構成を考えると、優秀な若手教員の補充・養成が重要な課題である。そのための方策として、助手の制度の見直しを含め、法科大学院修了生の実態により即した研究者養成の体制を整えることを検討している。

3-3 教員体制・教員組織（3）〈専任教員の構成〉

（評価基準）教員の科目別構成等が適切であり、バランスが取れている等、法曹養成機関として充実した教育体制を確保できるように配慮されていること。

1 現状

（1）専任教員の配置バランス

	クラス数		専任教員数 (延べ人数)	クラス毎の履修登録者数平均	
	専任()は みなし専任	専任以外		専任	専任以外
法律基本科目	105(2)	47	29	33.6	33.8
法律実務基礎科目	36(14)	19	15	26.2	16.2
基礎法学・隣接科目	4(0)	12	4	23.3	22.8
展開・先端科目	46(0)	51	20	16.5	14.4

- [注] 1. 専任教員には、みなし専任教員を含む。
 2. 専任教員とそれ以外の教員の共同授業は、専任教員のクラスとしてカウントする。
 3. 専任教員とみなし専任教員の共同授業は、専任教員のクラスとしてカウントする。
 4. クラス数及びクラス毎の履修登録者数平均については、開講されていないものはカウントしない。
 5. オムニバス科目については、1科目1教員としてカウントする。1つのクラスを3名の教員が毎回担当する場合は、専任教員分だけをカウントする。
 6. 慶應義塾大学法科大学院、上智大学法科大学院設置科目（本法科大学院との間の単位互換協定）については、各法科大学院の専任教員は専任教員としてカウントする。なお、慶應義塾大学・上智大学設置科目は除くこととした。

3-1の表1に記載のとおり、憲法2名、行政法3名、民法6名、商法5名、民事訴訟法5名、刑法4名、刑事訴訟法3名、刑事政策1名、独占禁止法1名、環境法1名、知的財産法1名、国際関係法科目2名、基礎法科目1名、実務系科目6名を有し、科目間の配置バランスは適正である。

（2）教育体制の充実

上記の充実した専任教員に加え、兼任教員42名、兼任教員56名を有し、

教育体制は充実している。法律基本科目では、専任教員を中心に、授業内容の共通化、水準確保のために共通のシラバスを作成し、授業を行うようにしている。また、定期試験の出題、採点基準についても専任教員、兼任・兼任教員と共に打合せを行いながら、実施している。これは、一部の展開・先端科目（労働法Ⅰ・Ⅱ等）についても同様である。さらに、一部の科目（民法法総合研究、刑法法総合研究、ジェンダーと法などオムニバス形式の科目や臨床法学教育科目）では、研究者教員と実務家教員が連携して教育を行っている。

（３）特に力を入れている取り組み

法学学術院全体で有為な法曹の養成を図るという目的のもと、法曹専攻を含む法学学術院の法律科目担当教員が構成員となっている法律科目人事委員会において審査し、優秀な人材を選抜し嘱任している。その際、各科目懇談会と連携し、適時適切なタイミングで嘱任が可能になるよう努めている。

（４）その他

特になし。

２ 点検・評価

「現状」において記述したとおり、法律基本科目を担当する各専任教員は、いずれも科目適合性の観点から適格性を充足しているものとする。

法律基本科目に関する各分野について、必要とされる専任教員数は、公法系４名、民法に関する分野４名、商法に関する分野２名、民事訴訟法に関する分野２名、刑事法系４名以上であり、上記表のとおり、各科目とも必要教員数を充たしている。

３ 自己評定

A

[理由]

法律基本科目や法律実務基礎科目はもとより、基礎法学・隣接科目や展開・先端科目にも専任教員が配置されており、バランスの取れた適切な教員配置である。

４ 改善計画

現在のところ、改善すべき特段の問題はないと考えているが、法曹専攻入学者が増加傾向にあることや、今後の定年退職者数の増加を見据えて、適時適切なタイミングで新規嘱任を実現する必要がある。

3-4 教員体制・教員組織（4）〈教員の年齢構成〉

（評価基準）教員の年齢構成に配慮がなされていること。

（1）教員の年齢構成

		39歳以下	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	計
専任教員	研究者教員	1人	6人	11人	16人	0人	34人
		2.9%	17.6%	32.4%	47.1%	0.0%	100.0%
	実務家教員	0人	2人	2人	4人	0人	8人
		0.0%	25.0%	25.0%	50.0%	0.0%	100.0%
合計		1人	8人	13人	20人	0人	42人
		2.4%	19.0%	31.0%	47.6%	0%	100%

年齢は、評価実施年度の5月1日時点での年齢に基づく。

（2）教員の年齢構成についての取り組み

若手教員の確保については、講師（任期付き）の採用を積極的に進めるとともに、講師（任期付き）から専任教員に採用するキャリアパスを構築している。また、付置機関である法務教育研究センターにおいて、2015年度から助手を採用することとし、現在2名を嘱任（採用）している。これも、若手の実務経験者から研究者を育成するという位置づけをもつキャリアパスのひとつである。

（3）その他

特になし。

2 点検・評価

前回認証評価時に比べて、60代の専任教員は減少したが、50代が増加し、40代はほぼ横ばいといった状況であり、39歳以下の専任教員は少ない。今後の人事政策として、39歳以下の若手研究者教員の嘱任が課題となると考えている。また、40代の実務家教員の嘱任も課題になると考えている。

3 自己評定

C

[理由]

60 歳以上の教員が過半数を占める状況に至っているが、これについての問題意識は有しており、39 歳以下の若手研究者教員を養成するための方策を講じている。

4 改善計画

専任教員の退職に伴う補充に際しては、39 歳以下の若手教員を積極的に採用したいと考えている。もっとも、この年代で研究業績や教育実績・能力を兼ね備えた人材を確保することは困難な部分もある。そこで、本法科大学院修了者の助手・講師（任期付）への採用を促進することが有力な選択肢として考えられ、これをできるだけ進めていくこととしたい。

3-5 教員体制・教員組織（5）〈教員のジェンダーバランス〉

（評価基準）教員のジェンダーバランスに配慮がなされていること。

1 現状

性別	教員区分	専任教員		兼任・非常勤教員		計
		研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
男性		31人	7人	48人	33人	119人
		25.6%	5.8%	41.3%	27.3%	100.0%
女性		3人	1人	12人	4人	20人
		15.0%	5.0%	60.0%	20.0%	100.0%
全体における女性の割合		9.5%		16.2%		14.2%

評価実施年度の5月1日現在の数

[注] 1. 兼任・非常勤教員には、講師（任期付教員）を含む。

（2）特に力を入れている取り組み

現在の女性教員の割合の低さは、女性の法学研究者の絶対的な不足という要素があり、やむを得ない面もあるが、継続的に力を入れて取り組むべき課題と考えている。

（3）その他

特になし。

2 点検・評価

専任教員中、女性が占める割合は約10%であり、前回評価（2021年度）の9.8%から横ばいになっている。

3 自己評定

C

[理由]

専任教員中の女性比率は10%未満であるが、若手の女性教員の養成にも注力しており、ジェンダーバランスの改善に向けた努力がされている。

4 改善計画

女性教員の採用について、具体的な改善計画を立て、十分な考慮をしていく予定である。

3-6 教員支援体制（1）〈担当授業時間数〉

（評価基準）教員の担当する授業時間数が十分な授業準備をすることができる程度の適正なものであること。

1 現状

（1）過去3年間の各年度の教員の担当コマ数

【2025年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		兼任教員				備考
	研究者教員		実務家教員		実務家教員		研究者教員		実務家教員		
	春学 期	秋学 期	春学 期	秋学 期	春学 期	秋学 期	春学 期	秋学 期	春学 期	秋学 期	
最 高	5.2	5.0	4.0	5.2	1.4	1.9	3.0	5.0	0.0	1.0	1 コマ 100分
最 低	0.5	1.0	1.9	3.7	0.5	0.7	0.1	0.1	0.0	0.2	
平 均	2.1	2.0	2.6	4.3	0.9	1.4	1.4	1.3	0.0	0.6	

【2024年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		兼任教員				備考
	研究者教員		実務家教員		実務家教員		研究者教員		実務家教員		
	春学 期	秋学 期	春学 期	秋学 期	春学 期	秋学 期	春学 期	秋学 期	春学 期	秋学 期	
最 高	6.0	5.0	4.0	5.2	1.4	1.9	2.5	3.0	0.0	1.0	1 コマ 100分
最 低	0.5	1.0	1.0	1.0	0.5	0.7	0.1	0.1	0.0	0.2	
平 均	1.9	2.4	2.4	3.7	0.9	1.5	1.1	1.2	0.0	0.6	

【2023年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		兼任教員				備考
	研究者教員		実務家教員		実務家教員		研究者教員		実務家教員		
	春学 期	秋学 期	春学 期	秋学 期	春学 期	秋学 期	春学 期	秋学 期	春学 期	秋学 期	
最 高	5.0	6.1	4.2	5.2	1.4	1.9	2.0	3.0	0.0	0.2	1 コマ 100分
最 低	0.5	1.0	1.9	3.7	0.5	1.7	0.1	0.1	0.0	0.2	
平 均	2.2	2.6	2.6	4.6	0.9	1.8	0.9	1.2	0.0	0.2	

[注] 1 教員が「当該法科大学院」において担当する週当たりの最長、最短及び総平均授業時間（コマ数）を記載

2 兼任教員については、当該法科大学院において法律基本科目を担当している者のみ記載

(2) 他大学・他学部の授業数も含めた専任教員の担当コマ数

【2025年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		備考
	研究者教員		実務家教員		春学期	秋学期	
	春学期	秋学期	春学期	秋学期			
最 高	10.5	10.6	8.0	9.7	1.4	1.9	1 コマ 100分
最 低	3.0	1.0	1.9	4.2	0.5	0.7	
平 均	7.4	7.6	4.2	6.9	1.0	1.5	

【2024年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		備考
	研究者教員		実務家教員		春学期	秋学期	
	春学期	秋学期	春学期	秋学期			
最 高	10.5	11.2	8.4	8.7	1.4	1.9	1 コマ 100分
最 低	4.0	4.0	2.0	2.0	0.5	0.7	
平 均	7.6	7.7	4.6	5.8	1.0	1.5	

【2023年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		備考
	研究者教員		実務家教員		春学期	秋学期	
	春学期	秋学期	春学期	秋学期			
最 高	11.5	12.1	7.2	8.1	1.4	1.9	1 コマ 100分
最 低	2.0	0.2	1.9	4.2	0.5	1.7	
平 均	7.1	7.3	4.0	6.5	0.9	1.8	

[注] 専任教員が「当該法科大学院」及び当該大学の法学部、他学部、他大学（法科大学院を含む）において担当する週当たりの最長、最短及び総平均授業時間（コマ数）を記載。

(3) 授業以外の取り組みに要する負担

授業以外の会議や業務については、本法科大学院教員の授業負担の大きさに鑑みて、一定の負担軽減の措置がとられている。具体的には、次のとおりである。

運営委員会は、毎月1回、原則2時間以内の開催とされている。本法科大学院の運営に関わる委員会（運営委員会、人事委員会、入試委員会など）に

については、設置を必要最低限に抑えるとともに、開催回数及び所要時間の抑制も考慮されている。大学本部の会議については、委員の選出数等の点で負担軽減が配慮されている。

研究者教員については、上記業務のほか、法学部・法学研究科の入試・論文指導・論文審査・教務関係業務などの負担がある。負担する時間数は個人によって差があるが、本法科大学院の授業に支障はない。

(4) オフィスアワー等の使用

教員は、原則として春学期・秋学期に毎週各 1 コマのオフィスアワーの時間帯を設けて、学生からの質問への対応や学修の指導を行っている。実施にあたっては、多くの場合、メール等での事前予約制をとるなど、各教員の負担が重くなりすぎないように配慮がされている。なお、オフィスアワーが授業の補習として利用されている実態はない。

(5) 特に力を入れている取り組み

本法科大学院では、「法曹養成専攻における服務等に関する内規」において、「教員は、本学において通年で 16 単位（1 週平均 4 時限（1 時限は 100 分とする））以上の各授業科目および研究指導（以下「授業等」という。）を担当することを原則とし、「通年で 30 単位（1 週平均 7.5 時限）を超えて授業等を担当することはできない」としている。もっとも、本法科大学院の専任教員の多くが法学部・大学院法学研究科の授業を兼担しており、この制限を超える教員もいる。同内規では、そうした場合には、「通年で 30 単位（1 週平均 7.5 時限）を超えて授業等を担当しなければならないときは、その理由を付して研究科長に申請をしなければならない。研究科長は、運営委員会の承認を得て、これを許可するものとする。」と定め、やむを得ない場合に限って、これを認めることとしている。

(6) その他

特になし。

2 点検・評価

授業負担が重い専任の研究者教員について、他大学・他学部の授業数も含めた直近（2024 年度及び 2025 年度）の実績をみると、本法科大学院の内規上の上限である 1 週平均 7.5 時限を超えることもあった。また、10 時限を超えて授業を担当している教員も依然としており、この点は改善が必要である。また、学期別にみると、春学期より秋学期の授業負担が多くなっている。これは、在学中の司法試験受験との関係で、秋学期に選択科目の開講が集中していることが影響していると考えられる。

3 自己評定

B

[理由]

多くの教員については担当授業時間数が適切であると考えられるものの、授業担当時間数が基準を超えている教員もおり、本法科大学院の授業の充実という観点から改善を要する。

4 改善計画

研究者の専任教員の授業負担が重いことは十分に認識されているものの、人員増によって授業負担を軽減することは現状では困難である。組織改編により、法学部の法律科目の教員による、法曹専攻の授業担当が容易になってきているので、これを活用することを考えたい。また、受講生の少ない科目の再編なども考慮する必要があると考える。

3-7 教員支援体制（2）〈研究支援体制〉

（評価基準）教員の研究活動を支援するための制度・環境に配慮がなされていること。

1 現状

（1）経済的支援体制

専任教員が個人で行う学術研究を助成するため、個人研究費として年間212,000円、学会出張補助費として90,000円、海外学会出張補助費として110,000円、複写代補助費として3,000円が支給されている。このほか、専任教員が個人または共同で行う研究に対し、大学が助成する特定課題研究助成費（20万円～400万円）がある。学会活動を支援するための学会経費補助金・大会開催補助金・懇親会補助金、学術論文掲載料補助費、学術研究書出版制度、講演会に対する補助金などの支援もある。図書費・図書資料費・データベース資料費として、1,849.6万円が本法科大学院に予算配分されている。

外部の競争的研究資金の獲得も奨励されており、本学研究推進部が中心となって、競争的研究資金の獲得のための支援体制が構築されている。

（2）施設・設備面での体制

専任教員・兼任教員には個人研究室（21.12㎡）が貸与される。学内LANシステムが整備されており、図書館のサーバーを経由して全世界の判例や雑誌論文、新聞記事等を検索・印刷することができるほか、「教育研究支援システム」によって、法学研究に必要な国内情報（判例、学術雑誌、法令、新聞・雑誌記事、行政情報等）のほぼすべてに学内・学外からアクセスできる環境が整っている。さらに、図書館も至近距離に位置しており、早稲田大学が誇る膨大な蔵書へのアクセスも容易である。

（3）人的支援体制

教員総数	職員総数	TAの総数
42名	17名	18名

- [注]
- 1 「教員総数」は、2025年5月1日現在の総数。
 - 2 「職員」とは、学校法人との契約関係に基づき、法科大学院の事務を担当している者を指します。専従者、派遣職員、パート等を含み、雇用形態は問いません。パートの人数は、フルタイムの人数に換算。
 - 3 「TA」とは、教育的配慮の下に、法科大学院の学生に対する教育的補助業務を行う者を指し、その名称を問わない。

教員の研究活動を直接的に支援するためのスタッフとして、職員（専任職員・嘱託職員・派遣職員）17名が配置されている。

また、多くの時間と労力を必要とする教員の教育活動について人的支援を行うことにより、間接的に研究をサポートする体制もとられている。2023年度は、ティーチング・アシスタント（TA）が延べ18名配置され、教材作成や授業補助に当たった。2025年度は4,765時間分の予算がTAに配分されている。

（4）特別研究期間制度

特別研究期間制度が設けられており、2024年度は1名、2025年度は2名が適用を受けて海外・国内の大学・研究機関で研究を行った。この制度の適用者は授業担当を免除され、自身の研究に集中する機会が与えられている。また、海外で特別研究期間を実施する場合には350万円を上限として旅費・滞在費が支給される。

（5）紀要の発行

本法科大学院および本学法学部の専任教員が会員となっている団体として早稲田大学法学会があり、その機関誌である「早稲田法学」（年4回発行）には、厳しい査読を経た質の高い論文が掲載されている。そのほか、本法科大学院の承認学生研究活動団体が1年に1回発行する「Law & Practice」は日本で唯一の学生編集法律雑誌であり、本法科大学院の専任教員もこれに寄稿し研究成果を公表することが可能である。

（6）特に力を入れている取り組み

特になし。

（7）その他

特になし。

2 点検・評価

教員の研究活動をサポートするための経済的な支援は充実しており、施設・設備面での体制も確立している。また、特別研究期間制度は適切に運用されているほか、研究成果を公表するための紀要も用意されている。

ただし、人的支援体制については、教員数・学生数に比して職員の数が少なく、十分な支援体制が整備されているとはいえない。

3 自己評価

C

[理由]

教員の研究活動を支援するための経済面・施設面での体制が整備されてい

るものの、教育活動を支援するための人的支援体制は必ずしも十分とはいえない。

4 改善計画

職員の負担を軽減するため、適切な人員配置を大学本部に求めている。

第4分野 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み

4-1 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（1）〈FD活動〉

（評価基準）教育内容や教育方法の改善に向けた組織的取り組みが適切に実施されていること。

1 現状

（1）組織体制の整備

教育内容・教育方法の改善活動の取り組み体制は、前回認証評価時と同様に、法曹養成専攻規約第14条別表第1で「教授方法・効果（Faculty Development）」に関する事項を所管するFD委員会がその中心に置かれている。同委員会は、2年任期の委員5名からなり、一部の委員を除いて任期満了により交代する。現在、FD委員会の構成は、民事法2名、刑事法1名、基礎法1名（教務副主任が兼務）、先端・展開1名である。なお、FD活動の重要性にかんがみ、2022年度より法曹養成専攻教務副主任がFD委員を兼務することとなった。

（2）FD活動の内容

ア FD委員会の活動

前回認証評価までと同じく、FD委員会は、①FD研修会の実施（原則として春学期末と秋学期末の2回）、②授業の相互参観（春学期・秋学期に各1回）、③受講生による講義評価アンケート（春学期・秋学期それぞれについて中間・期末の2回ずつ）を企画・実施しており、②の実施状況、③の結果概要については運営委員会において報告がなされている。なお、FD研修会の実施、授業の相互参観、講義評価アンケートに関する記録は、事務所において保存している。

イ FD研修会の実施

2023年度春学期FD研修会（2023年9月21日 zoom開催）では、今年度から始まった在学中受験に伴うカリキュラム改革について、「在学中受験に対応したカリキュラム改革の概要」と題し、当該改革に携わった前教務主任の山本研教授および前カリキュラム委員会委員長の松原芳博教授による報告ならびにそれをベースとした質疑応答が行われた。在学中受験をめぐっては、令和元年の法曹養成制度改革の一つの柱であったが、本研究科でもそれに対応すべく準備が進められてきた。前年度（2022年度）中に運営委員会等で新カリキュラムは承認され、適正な手続きにしたがって2023年度のカリキュラムが改訂された。とはいえ、実際に各教員が新カリキュラムに応じて授業を実施してみると、前年度との相違にとまどうことも多かった。そこで、春学期授業がひととおり終わった時点で、在学中受験を前提とした授業構成についてあらためて教員の情報共有を徹

底するため、この FD 研修会を実施した。さらに 2023 年度は、臨時 FD 研修会（2024 年 1 月 17 日 zoom 開催）を実施し、初めての在学中受験で合格した学生等に報告をしてもらった。春学期の FD 研修会を補完する形でこの臨時 FD 研修会を開催することにより、カリキュラム改訂後の授業運営等につき学生側からの発信を受け止めたいと考えたためである。とくにこの臨時 FD 研修会では、既修合格者 2 名、未修合格者 2 名のほか、在学中受験を「見送った」学生 1 名にも報告をしていただき、在学中受験制度に関する今後の課題等についても教員間の情報共有をはかることにつとめた。2023 年度秋学期 FD 研修会（2024 年 2 月 8 日 zoom 開催）では、同年度をもって退任される教員（民事法 2 名、公法 1 名、実務系 1 名）に、法科大学院におけるこれまでの授業についての所感および提言等を語っていただき、それについて質疑応答がなされた。

2024 年度春学期 FD 研修会（2024 年 10 月 16 日対面形式開催）では、「テーマ 1：学部教育と法務研教育との連携／テーマ 2：法科大学院でのカリキュラム構成と教授法」をテーマに、教員が問題意識を共有し意見交換するランチョンミーティングとした。いわゆる「3+2」という新たな法曹養成ルートと在学中受験の導入に伴う在学生の学習状況の変化などについて、普段意見交換する機会があまりない他の担当科目教員等と議論し、理解を深める貴重な機会となった。2024 年度秋学期 FD 研修会（2024 年 2 月 6 日 zoom 開催）では、同年度をもって退任される教員（国際関係 1 名実務系 1 名）2 名に、法科大学院におけるこれまでの授業についての所感および提言等を語っていただき、それについて質疑応答がなされた。

2025 年度春学期 FD 研修会（2025 年 9 月 10 日・対面形式で開催）では、2026 年度司法試験が C B T 方式を採用することから、その試験概要と本学での対応方針について、教務主任・教務副主任から状況説明を行い、情報を共有し意見交換する機会とした。2025 年度秋学期 FD 研修会（2026 年 2 月 5 日 zoom 開催）では、同年度をもって退任される教員（民事法 1 名、基礎法 1 名、実務系 1 名）に、法科大学院におけるこれまでの授業についての所感および提言等を語っていただき、それについて質疑応答がなされた。

ウ 外部研修等への参加

早稲田大学全体としての FD 活動は、主に総務部・大学総合研究センターが主催している。その活動は、海外協定校への現地派遣プログラムや、テーマに沿った座談会であるファカルティー・カフェの定期的な開催など多岐にわたる。その告知は法大学院法曹養成専攻を含む大学の全教員にメールで送られるため、全ての教員が自由に参加することが可能である。

エ 相互授業参観

2024 年度および 2025 年度も従来と同様、春学期と秋学期にそれぞれ教員に

よる授業の相互参観期間を設けた。専任教員に対しては、原則として各年度内に少なくとも1回は授業の見学をするよう要請している。事務所に届けられているところによると、2023年度春学期は見学教員数6名、被見学授業数は3コマ、2023年度秋学期は見学教員数3名、被見学授業数は2コマ、2024年度春学期は見学教員数1名、被見学授業数は1コマ、2024年度秋学期は見学教員数4名、被見学授業数は4コマ、2025年度春学期は見学教員数2名、被見学授業数は2コマ、2025年度秋学期は見学教員数3名、被見学授業数は3コマであった。

(3) FD活動の成果及び成果に結びつかせるための方策・工夫

学生による講義評価アンケートの結果は、後述のように(4-2 1(2))、当該科目の担当教員に通知されている。また、複数のクラスが同時開講されている必修科目においては、当該必修科目の全クラスの平均点も併せて伝えられている。これにより、担当教員は、自分の担当クラスの評価が、当該必修科目の他のクラスとの比較においてどのような位置づけにあるのかを知ることができ、必要に応じて講義方法の修正・改善を図るための手がかりを得ることができる。

相互授業参観においては、見学した教員に対して、見学した授業の感想等を「所見メモ」として提出するよう促している。このメモは被見学授業の担当教員にフィードバックされており、これにより、相互授業参観は、被見学授業の担当教員にとっても、講義方法の改善等に役立つものとなっている。

FD研修会においては、その都度、多数の教員が関心を寄せていると思われる課題・問題点をテーマとして設定し、また、各回のテーマ設定・報告者の選定に偏りが生じないよう工夫がなされている。研修会における報告・議論の内容は、各教員において意識改革や担当授業の改善等に効果を上げているだけでなく、FD委員会、カリキュラム検討委員会等に持ち帰られて、更なる方策を考える際の検討素材とされている。

とくに2022年春学期および2023年度秋学期(臨時)では、合格学生からの発信を共有する場としてFD研修会の活用が試みられた。このような試みにより、教員間ばかりではなく、教員と学生の情報共有が促進されることも期待される。

(4) 教員の参加度合い

FD委員会の活動のうち、教員の積極的参加が求められるのはFD研修会と相互授業参観である。前者の研修会については、コンスタントに高い参加率(40名から50名)が認められる。とくに2023年度以降の法曹養成制度改革と、2026年度に予定されている司法試験のCBT方式化に伴い、法科大学院で対応すべき課題も多いことから、FD委員会でもそれに併せたテーマ設定を行ってきた。このため、多くの教員の興味をひくことに成功し、それが参加率の向上に繋がったと思われる。それに対して後者の相互授業参観への参加率は低い。クリニック

や模擬裁判など、教員の担当分野にかかわらず興味をひく対象科目を推奨してきたにもかかわらず、参加率が向上していない。

(5) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(6) その他

特になし。

2 点検・評価

FD 委員会の構成・組織は適切に行われている。また、同委員会からの運営委員会での報告等によって、その問題意識は、運営委員会構成員に適切に共有されている。

FD 研修会については、原則として各学期に1回以上（年2回以上）必ず実施されている。テーマ設定も、法曹養成制度の改革というここ数年にわたる重要な環境変化に則するものであり、時宜に適していたとあってよい。しかも、2024年度、2025年度は、春学期のFD研修を対面式として、より自由かつ活発に意見交換ができるように開催形式を工夫した。そこで共有された問題意識も、適切な箇所にフィードバックされている。

これに対し、相互授業参観は、教員の参加率が低調である。その第一の理由としては、法科大学院発足時から相互授業参観を実施しているため、各教員は、自分の担当する種類の科目や関連する科目の授業について既に複数回の見学を経験した（場合によっては、既に何度も同じ担当者の講義を見学した経験を持っている）、という点が挙げられる。いずれにせよ、ひきつづき効果のある改善策を模索していく必要がある。

（講義評価アンケートについては、4-2 2において述べる。）

3 自己評定

B

[理由]

相互授業参観の参加率向上が課題として挙げられる。

4 改善計画

2018年5月16日法務研究科運営委員会において、「法務研究科専任教員は、1年度（春学期および秋学期）の見学期間中、少なくとも1度は、他の教員が担当している授業を見学するものとする」との申し合わせがなされた。それにもかかわらず、依然として相互授業見学への参加率は低いままである。そこで、2021年度からは見学推奨科目として、前述したように民事・家事・労働・行政

の各クリニック授業のうちの総括授業回(学生のグループ報告が行われる)および模擬裁判を加え、教員の関心を高めることにつとめた。しかし、これらの授業は各学期の最終週に実施されることが多く、当初設定した相互見学期間から大きくはずれてしまう。とりあえずピンポイントにこれらの科目を推奨科目に入れたが、その拡大は、結局のところ相互見学期間の伸長にもつながってしまう。そもそも見学期間を一定期間に限定したのは、「いつでも見学できる」とすると教員の見学意欲が弛緩し、参加率が低下すると懸念されたからである。見学推奨科目の選定と見学期間の調整等、参加しやすいシステムを構築するためには、今後さらに慎重に検討していく必要があると考える。

4-2 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（2）〈学生評価〉

（評価基準）教育内容や教育方法についての学生による評価を把握しその結果を教育内容や教育方法の改善に活用する取り組みが適切に実施されていること。

1 現状

（1）学生による授業等の評価の把握

従来より、FD 委員会では、教育研究支援システムを利用して、WEB 上で、匿名方式による学生アンケートを主催してきた。同アンケートは、2009 年度秋学期以降、授業期間中（中間）、授業期間終了直後（期末）の 2 回に分けて実施されており、2024 年度および 2025 年度もこの実施方法が踏襲されている。

学生の回答率は、2024 年度春学期中間が 52 パーセント、同期末が 42 パーセント、2024 年度秋学期中間が 38 パーセント、同期末が 35 パーセント、2025 年度春学期中間が 47 パーセント、同期末が 42 パーセント、2022 年度秋学期中間が 33 パーセントであった。基本的に、中間よりも期末の方が、回答率が低くなる傾向が見られる。回収期間が試験や期末の学習整理の時期と重なることが原因と考えられる。

中間アンケートは、教員側が早期に授業方法等に改善を施すことができるようにするという趣旨のもと、学期中に実施されているもので、「1 予習課題の量」、「2 授業内容の難易度」、「3 1 回で扱う授業内容の量」、「4 事前準備の指示・課題の出し方の適否」、「5 質問への対応の適否」についてそれぞれ 5 段階で評価を問うとともに、無記名の自由記述欄を設け、学生が自由に意見を述べられるようにしている。期末アンケートは、学期末の試験終了後に実施され、「1 学生自身の授業への取り組みの熱心さ」、「2 授業内容の難易度」、「3 授業の内容・進捗がシラバスの記載に適合していたか」、「4 双方向の授業等、学生の参加の機会が与えられていたか」、「5 学生自身にとって良い授業であったか」についてそれぞれ 5 段階で評価を問うとともに、無記名の自由記述欄を設け、学生が自由に意見を述べられるようにしている。

アンケートの結果（数値）は、本法科大学院の設立当初と比べて向上しており、現状では概ね高い評価を維持しているといえる。下表は、参考までに、各学期の期末アンケートの質問項目のうち、「5 学生自身にとって良い授業であったか」に寄せられた回答の平均値を推移として示したものである。2004 年度を除いて、すべての年度において 4 点台を維持している。

年 度	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
ポイント (5点満点)	3.83	4.04	4.01	4.20	4.35	4.21	4.31	4.11
年 度	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
ポイント (5点満点)	4.16	4.20	4.17	4.19	4.25	4.30	4.30	4.37
年 度	2020	2021	2022	2023	2024	2025		
ポイント (5点満点)	4.22	4.21	4.23	4.19	4.15	4.12 (春のみ)		

アンケートの自由記述欄で寄せられた要望・意見は、科目・担当教員ごとに様々である。コロナ禍のリモート授業の環境の際には、教員に対する中傷誹謗にあたるような記述も多く、いわば学生の側のストレス発散的な意味あいでの欄に厳しい記述が並んだようにも思われた。2022年度からは対面授業が原則となり、学生サイドも心情の安定化に伴い、それを反映してアンケートの自由記述欄もある意味で落ち着きを取り戻した感がある。もっとも、2023年度からの在学中受験の導入に伴い、3年次春学期の必修科目については、辛辣なコメントを寄せる学生も散見される。

(2) 評価結果の活用

アンケートの結果は、各質問項目に関する数値、自由記述欄に寄せられた意見・感想等を、原則としてそのすべてを修正せずに担当教員に直接に通知している。必修科目の場合には、当該必修科目の全クラスの平均点を示した表も併せて配布しており、各教員は、自分の講義に寄せられた評価を当該必修科目全クラスとの対比において知ることができるようになっている。また毎回、実施されたアンケートの総合的な分析をFD委員会が行い、結果を運営委員会において報告・配布している。

各担当教員には、アンケート結果に対する所感・コメントの提出を求めており、提出された所感・コメントは、教育研究支援システムを通じ、履修学生に対して公表している。

また、同一必修科目を担当する教員間において、その評価に著しい違いが見られるような場合には、FD委員会と執行部とで相談のうえ、当該教員から話を聞くなどの対処を行っている。

加えて、アンケートに寄せられた学生から見たカリキュラムに対する意見も

取り入れている。2026年度より、法曹倫理を3年次秋学期に移行することとした。これは、過去3年間にわたる学生アンケートにおいて、司法試験受験期にあたる3年次春学期に法曹倫理を履修することについて、重要な必修科目であるにもかかわらず十分な予習・復習の時間を確保できない、司法試験終了後に改めてしっかり学びたい、あるいは1年次での履修では理解が十分に深まらない、といった意見が複数寄せられたことを踏まえたものである。これらの声を受け、カリキュラム検討委員会での検討を経て、配当時期の変更が決定された。

(3) アンケート調査以外の方法

学生は各教員に直接意見を表明できることはもちろんであるが、それに加えてメーリングリストによる目安箱を設け、学生が法曹養成専攻執行部に意見、要望を直接伝えることができるようにしている。

(4) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

上述のとおり、アンケートの回答に見られる学生の満足度は、総じて、比較的高い水準にあると考えられる。また、自由記述欄についても、当該教員や授業のあり方それ自体を激しく批判するような意見は非常に少なくなっている。中傷誹謗に及ぶような記述は、この種のアンケート（匿名でかつ自由記述欄がある）ではどうしても避けられない問題である。そうした記載をしないという姿勢は、学生の良心に頼るほかはないが、本専攻の授業評価アンケートでは、建設的な記述が圧倒的に多い。加えて、各担当教員は、アンケートの結果をうけて必要に応じて授業の内容・方法等に改善を加える努力をしている。その意味で、このアンケートは学生と教員の意思疎通をはかるための正確なシステムとして、その存在意義を認めることができると考える。

また、2009年度秋学期より、1学期中に2回アンケートをとるという制度が実施され、現在ではこれが定着している。これによれば、学期中の中間アンケート結果をうけて教員側が行った対応・改善について、学期末に再度期末アンケートでの評価を受けることが可能となる。学生の意見・要望への対応・改善を行う教員のモチベーションを高める方策として、十分に機能していると考えられる。

もっとも、アンケートの回答率は、以前と比べるとやや下がってきており、近年では、50パーセントを下回ることも多い。アンケートの開始から一定の年

月が経過したため、その間に意見およびそれに対する対応策・改善策が一通り出尽くし、それが近年の回答率の低下の一因となっているとも考えられる。

3 自己評定

B

[理由]

学生によるアンケートへの回答率については、上記のような要因が一応考えられるものの、回答率向上が課題として挙げられる。

4 改善計画

学生にアンケートへの回答を動機づけるには、アンケート結果に対する教員側からの対応等が学生側によく見えるようにすることが不可欠であり、そのためには、引き続き、教員にアンケート結果に対するコメントの提出や、授業内での応答等を強く促していく必要がある。

第5分野 カリキュラム

5-1 科目構成(1)〈科目設定・バランス〉

(評価基準) 授業科目が法律基本科目(基礎科目及び応用科目)、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべてにわたって設定され、学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮されていること。

(注)

- ① 「学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮」するとは、必修や選択必修の構成、開設科目のコマ組みや履修指導等で、バランスよく履修させるための取り組みを実施することをいう。

具体的には、修了までに「法律基本科目 48 単位以上(そのうち、基礎科目 30 単位以上、応用科目 18 単位以上)」、「法律実務基礎科目 10 単位以上」、「基礎法学・隣接科目 4 単位以上」、「展開・先端科目 12 単位以上(そのうち、選択科目 4 単位以上)」が履修されるように、カリキュラムや単位配分等が工夫されていることをいう。[設置基準第20条の3、第23条第2号]

1 現状

(1) 開設科目

2025年度の開設科目は以下のとおりである。法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべてが満遍なく開設されている。

	開設 科目数	単位数	うち必修 科目数	うち必修 単位数
法律基本科目群	69	119	29	62
うち基礎科目	21	46	13	30
うち応用科目	48	73	16	32
法律実務基礎科目群	30	53	30	53
基礎法学・隣接科目群	16	31	16	31
展開・先端科目群	99★	176★	0	0
うち選択科目	17	32	0	0
自由科目	1	2	0	0

[注1] 上記「必修」には選択必修を含む。

[注2] ★のうち16科目、32単位は、本学他研究科との合併科目あり、★のうち13科目、23単位は、慶應義塾大学法科大学院、上智大学法科大学院設置科目（本法科大学院との間の単位互換協定）である。

[注3] 法律基本科目応用演習は、各科目を1科目としてカウントした。

例：「民法応用演習（秋山）」「民法応用演習（山野目）」で2科目

（2）履修ルール

これらの開設科目については、「学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮」して設定されている。

第1に、法律実務基礎科目は、修了までに、必修6単位（法曹倫理、民事訴訟実務の基礎Ⅰ・Ⅱ、刑事訴訟実務の基礎Ⅰ・Ⅱ）および選択必修4単位（科目名は別添資料「参照」、合計10単位を履修しなければならない。必修6単位のうち、法曹倫理は3年次秋学期、民事訴訟実務の基礎Ⅰ・Ⅱは3年次春学期及び3年次秋学期に、刑事訴訟実務の基礎Ⅰ・Ⅱは3年次春学期及び3年次秋学期にそれぞれ履修するものとされている。また、選択必修4単位については、3年次秋学期に適宜の科目を履修することができる²⁸。

第2に、基礎法学・隣接科目は、修了までに、選択必修2科目4単位を履修しなければならない（科目名は別添資料参照）。これらの科目は、1年次春学期から3年次秋学期までに適宜の科目を履修することができる²⁹。

第3に、法律実務基礎科目（上記の選択必修4単位）、基礎法学・隣接科目（上記の選択必修2科目4単位）、展開・先端科目は、合計25単位以上選択して履修しなければならない³⁰。

第4に、展開・先端科目のうち、司法試験選択科目（「倒産法」，「租税法」，「経済法」，「知的財産法」，「労働法」，「環境法」，「国際関係法（公法系）」，「国際関係法（私法系）」）は全て開講している³¹。

なお、入学時に十分な実務経験を有する者について、当該実務経験に相当する展開・先端科目に代わり法律基本科目を履修できるようにする旨の定めは、設けていない。

（3）学生の履修状況

2024年度修了生における履修状況（4科目群ごとの履修単位数の平均）は以下のとおりである。

基礎法学・隣接科目群からの選択履修が少ない傾向にあるが、憂慮すべき

²⁸ 法学研究科法曹養成専攻要項(2025年)12・14頁。

²⁹ 法学研究科法曹養成専攻要項(2025年)12頁。

³⁰ 法学研究科法曹養成専攻要項(2025年)12頁。

³¹ 法学研究科法曹養成専攻要項(2025年)14頁以下の設置科目一覧

ほどの履修状況の偏りは見られない。もっとも、時間割の関係等からか、特定の科目に履修者が集中し、一部科目については選外者が発生している。

	未修者コース	既修者コース
法律基本科目	78.8	68.4
うち基礎科目	34.3	30.0
うち応用科目	44.5	38.4
法律実務基礎科目	11.5	11.3
基礎法学・隣接科目	4.0	4.5
展開・先端科目	13.9	14.7
うち選択科目	6.0	5.8
4科目群の合計	108.2	98.9

(4) 科目内容の適切性

各科目の実質的内容が、当該科目名及び当該科目群に適合しているか否かについては、教務担当教務主任のほか、カリキュラム検討委員会が検証している。検証の結果によれば、本法科大学院で配置されている各科目の実質的内容は、当該科目および当該科目群に適合しており、特に問題は見られない。また、展開・先端科目に配置している科目において、実質的に法律基本科目の内容を取り扱っている科目もないと判断している。

なお、前回認証評価において、共通選択科目の中の「その他」科目の中で法律基本科目の実質を有する科目については、「法律基本科目」であることを明確にすることを求められたが、この点は法学研究科法曹養成専攻要項の設置科目一覧において明確に記載して措置している。

(5) 特に力を入れている取り組み

挑戦する多様な法曹を社会に送り出すという本法科大学院の理念を実現するために、①選択必修である法律実務基礎科目として、各種領域の弁護士実務、臨床法学教育（クリニック）、エクスターンシップなどの多様な科目を設置していること、②極めて多彩な展開・先端科目を設置していること、そして、③これらの科目の履修を学生に積極的に推奨していることが挙げられる。

(6) その他

特になし。

2 点検・評価

法律基本科目にとどまらず、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目を満遍なく開設し、さらに、展開・先端科目も積極的に開設している。設置されている各科目の実質的内容は、当該科目および当該科目群にふさわしい内容になっている。そして、この方針は、2025年度以降の新しいカリキュラムにおいても継続している。

以上によって、学生が、いずれかの科目に偏ることなく、様々な科目をバランスよく履修できるように配慮している。学生の履修状況を見ても、特定の科目群に偏った履修状況は見られない。

3 自己評定

A

[理由]

2の点検・評価の項で述べたことがここでも妥当する。

4 改善計画

多数の在学中受験者の強い要望もあり、カリキュラム検討委員会の審議・検討を経て、学生が授業により集中できる時期に受講できるように、2026年度から法曹倫理の開講時期を3年次春学期から3年次秋学期とすることとした³²。また、1年次春学期の法曹倫理の履修は、学生の学修レベルに必ずしも適格的ではないことが明らかになってきたので、あわせて廃止することとした。これに伴い、エクスターンシップと臨床法学教育（クリニック）の受講前に必要となる法曹倫理に関連する事前指導として、事前教育を実施することとした。

³² 法曹養成専攻カリキュラム検討委員会「法曹倫理 新カリキュラム（案）」2025年10月8日。

5-2 科目構成(2)〈科目の体系性〉

(評価基準) 授業科目が適切な体系で開設されていること。

(注)

- ① 「適切な体系」とは、当該法科大学院で養成しようとする法曹に必要なスキルやマインドを修得できる内容の科目が、効果的に学修できるように段階的かつ体系的に配置されていることをいう〔設置基準第20条の2第1項〕。

1 現状

(1) 科目開設の体系性

ア 体系性に関する考え方，工夫

各科目については、体系性に関して、次のような基本方針を採用し、各種の工夫を行っている。

(ア) 法律基本科目

法律基本科目に関しては、法律家にとって必要な法律知識とその運用を効果的に学修するために、各学年において、次の点に留意している。

a 1年次

法律基本科目のうち、憲法・民法・刑法・会社法・民事訴訟法・刑事訴訟法の科目を開設し、これらの領域に関する基礎的な知識・理論を修得するものとしている。

また、2016年度より、文部科学省・法科大学院公的支援見直し加算プログラムに採択された『『未修者教育』システムの改革プログラム』の試行的実施に基づき、選択科目(各2単位)として、民法入門演習と刑法入門演習を設置した。その後、同プログラムの正式実施として、民法、刑法、憲法、民事・刑事訴訟法の入門演習の科目を設置した。2025年度には、民法入門演習2クラス、刑法入門演習4クラス、民事訴訟法入門演習1クラス、刑事訴訟法入門演習1クラスを開講している³³。これらの科目は、事例問題や重要判例などを素材にしながら、法的知識をアウトプットする機会を設けるものであり、演習(ゼミ)形式で受講生をきめ細かく指導することを通じて、必修科目と補完し合いながら、学生の学修成果を高めることを狙っている。

b 2年次

³³ 法学研究科法曹養成専攻要項(2025年)16頁。

第1に、1年次に履修した科目について、総合科目を設置している。これは、1年次に修得した基礎的な知識・理論をより確固としたものにするとともに、法律家として直面する様々な事案に対応するための総合的な能力を身につけることを目的としている。他方で、行政法については、はじめて学修する者も対象とすることから、1年次の法律基本科目と同様、これらの領域に関する基礎的な知識・理論を修得することを主眼としている。

第2に、在学中受験をする学生が多くなることを考慮し、従来3年次春学期に履修していた一部法律基本科目（民法総合Ⅲ・会社法総合Ⅲ・民事訴訟法総合Ⅲ）を2年次秋学期に履修するものとした。このことにより、2年次の法律基本科目学修の負担が大きくなることから、この負担を軽減すべく、未修者につき2年次に本来履修すべき法律基本科目の一部を3年次に繰り延べることができる制度（未修者2年次必修科目計画履修制度³⁴）を設けており、毎年この制度を利用している学生が数人いる³⁵。

第3に、法律基本科目応用演習は、法律基本科目において修得した知識・能力を、文書作成や口頭発表・討論等の方法を通じて一層発展させることを目的としており、法律基本科目の総仕上げという位置づけになる。このような科目の特性上、基本的に3年次春学期に設置・開講している。

c 3年次

法律基本科目については、在学中受験者が3年次春学期期間中は受講を回避すると見込まれることから、前記の法律基本科目応用演習を除いては設置・開講はしていない。

(イ) 法律実務基礎科目

法律基本科目において修得した知識・理論と有機的に関連づけながら、法律実務に関する基礎的な素養を身につけるための科目として位置付けている。このことから、科目の配置について次のような配慮をしている。

第1に、2023年度のカリキュラム変更により、「法曹倫理」を3年次春学期に開講することとしたが、学生からの強い要望もあり、2026年度からは3年次秋学期に開講することとなった³⁶。

³⁴ 法学研究科法曹養成専攻要項（2025年）13頁。

³⁵ 2022年度は3名、2023年度は5名、2024年度は5名、2025年度は5名。

³⁶ 法曹養成専攻カリキュラム検討委員会「法曹倫理 新カリキュラム（案）」2025年10月8日。

第2に、同じく2023年のカリキュラム変更により、「民事訴訟実務の基礎Ⅰ」および「刑事訴訟実務の基礎Ⅰ」を3年次春学期に、「民事訴訟実務の基礎Ⅱ」および「刑事訴訟実務の基礎Ⅱ」を3年次秋学期に設置した（いずれも1単位科目）³⁷。これは、民事・刑事の実務に関する基礎的知識を学修しておくこと、司法試験に出題される法律基本科目の理解にも役立つと考えられることから、3年次春学期にまず基礎的事項の学修をする機会を設けた。これに対し、3年次秋学期においては、実務系科目の総仕上げ及び司法修習との連携という観点から、より実践的・応用的な内容の学修を目的としている。

第3に、法学系の大学・大学院を卒業・修了していない者を主な対象として、法情報調査、法律文書の作成、判例の読み方など、法律学に必要な不可欠な基本的な技法と思考を学ぶための入門科目（リーガルライティング（2単位））も設置し³⁸、学生が法律学の学修にスムーズに入っていくことができるように配慮している。

（ウ）基礎法学・隣接科目

基礎法学に関する基本的な素養があつてこそ、法律基本科目において知識・理論に対する理解を深めることができ、また、法律実務基礎科目において実務の素養を健全に修得することができるものと考えられる。このような観点から、基礎法学に関する科目として、法史学、法社会学、法哲学、法思想史、各種外国法の基礎を設置している。

さらに、法律学の伝統的な枠組みにとらわれず、法に隣接する分野・領域にも目を向け、法律家としての活動の範囲を広げることを目的として、複数の隣接科目（法医学、法整備支援活動、法と経済学、法と心理学、法律家のための会計学）も設置している³⁹。

（エ）展開・先端科目

学生の多様な問題意識と将来目指す法曹像に対応するために、民事系、刑事系、公法系、商事系、国際関係系、先端・展開系、基礎法演習、外国法演習といった多種多様な分野にわたる展開・先端科目を設置している⁴⁰。

このように多種多様な科目を開設しているのは、本法科大学院が「挑戦する法曹」の養成を掲げ、修了生を多様な進路に送り出すことを目標にしているからである。これによって、学生は、将来の多様な

³⁷ 法学研究科法曹養成専攻要項（2025年）14頁。

³⁸ 法学研究科法曹養成専攻要項（2025年）14頁。

³⁹ 法学研究科法曹養成専攻要項（2025年）14頁。

⁴⁰ 法学研究科法曹養成専攻要項（2025年）15頁。

法曹像を描きながら、希望する分野の専門知識を体系的・有機的に学修することができるようになっている。また、これらの科目については、本法科大学院の理念との関連性や学生の履修状況を見ながら、随時、新設や見直しを行っている。

(オ) 本法科大学院が養成しようとする法曹像等との適合性

本法科大学院は、21世紀の日本の社会が求める「世界に通用するプロフェッション」としての質の高い優れた法曹と法曹資格を持った法律専門職（国際公務員・国家公務員・企業法務担当者・法学研究者）を、1人でも多く育成し、社会に送り出したいと考えており、そのために、既成の枠にとらわれることなく、その能力を発揮できる「挑戦する法曹」、すなわち、様々な国や文化・階層を超え、多様な価値観のもとに世界の法律問題に正義感をもって向き合える、真のプロフェッションとしての「挑戦する法曹」を、目指す法曹像として掲げている。

このような法曹像を実現するための工夫として、(ア)、(イ)の充実した学修プログラムの配置を前提に、上記(ウ)の基礎法学・隣接科目では、法律家としての活動を広げることを目的に、法律学に隣接する科目を複数設置している。また、上記(エ)の展開・先端科目では、最先端の法律問題を扱う科目や専門性の高い分野を扱う科目なども設置して、学生の多様な問題意識と将来目指す法曹像に対応するようにしている。

イ 関連科目の調整等

科目開設の体系性に関する基本的な指針は上記アで示したとおりであり、これらの指針に基づいて、カリキュラム検討委員会および教務担当教務主任が、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の間での調整を適宜に行っている。

また、各科目内での調整のうち、どのような科目をいかなる配当学年・学期に置くかについても、カリキュラム検討委員会および教務担当教務主任が調整している。その上で、各科目で具体的にどのような内容を教えるか、科目間（例えば民法総合Ⅰと民法総合Ⅱ）での内容の重複や脱落がないかについては、科目ごとに「取りまとめ役」を置いて全体の調整を行ったり、科目担当者が密接に連絡を取り合いながら調整を行うなど、各科目において適宜の方法が採られている。

(2) 特に力を入れている取り組み

本法科大学院は、「挑戦する法曹」の育成を掲げ、修了生を多様な進路に送り出すことを目標にしている。法曹として挑戦するためには、何よりも

まず、法律基本科目を的確に修得し、法曹としてのベースを確実なものにすることが必要不可欠である。このような観点に基づき、各法律基本科目は、「学生が最低限修得すべき内容（科目別）」に記載したとおり、各学年および各学期において修得すべき概念・思考方法および能力を踏まえて、適切に開設されている。法律実務基礎科目についても、同様である。

さらに、多様な法曹を養成するという観点から、次のような工夫を行っている。

第1に、上記(1)アで述べたように、学生の様々な関心に応えることができるよう、複数の隣接科目および多種多様な展開・先端科目を開設している。

第2に、将来の進路として研究者を志望する学生や、研究論文が執筆できる能力を持った法曹の養成に資するために、「研究論文指導Ⅰ・Ⅱ」を開設している⁴¹。この科目は、指導教員の指導を毎週受けながら、5万字程度の学術論文を執筆するというものであり、春学期に概要書(8千字程度)および中間報告書、秋学期に研究論文(5万字程度)を作成することにより、各2単位(計4単位)を修得することができる。また、春学期もしくは秋学期のみに指導を受け、半期で研究論文(5万字程度)を提出し、2単位を修得することもできる。さらに、「法律基本科目応用演習」「外国法基礎」「共通選択科目」の科目群の中で、ペーパー・オプションの指定のある科目を履修するとともに、2万字程度のリサーチ・ペーパーを執筆し合格したときは、履修した科目の2単位に加えて、さらに2単位を修得することができる(なお、指定のある科目が1単位の場合は、履修科目1単位に加えて、さらに1単位の取得が可能となっている)。以上の「研究論文指導」および「ペーパー・オプション」により、2007年度から2024年度までに、72名の学生が執筆を行い、合格している。その中には、研究者志望の学生も含まれ、当該学生は本学大学院法学研究科博士課程に進学しており、当初の目的が達成されているといえる。

第3に、臨床法学教育(クリニック)とエクスターンシップの諸科目を積極的に展開している点も、本法科大学院の特徴である(6-3参照)。毎年度、多数の学生がこれらの科目を履修しており、本法科大学院の目玉として完全に定着したといえる。なお、クリニック及びエクスターンシップの履修者は下表のとおりである⁴²。

41 法学研究科法曹養成専攻要項(2025年)15頁。

42 法学研究科法曹養成専攻要項(2025年)14頁。2023年度・2024年度クリニック報告書、2023年度・2024年度エクスターンシップ・プログラム成績評価書

	2023 年度		2024 年度		2025 年度	
	1.2 年	3 年	1.2 年	3 年	1.2 年	3 年
クリニック	11 人	100 人	18 人	84 人	22 人	79 人
エクスターンシップ	—	119 人	—	104 人	—	102 人

[注] 2 年次春休みのエクスターンシップに参加した学生は、進級後の 3 年春学期に科目登録・成績評価されるため、上表の 3 年にカウントしている。

(3) その他

エクスターンシップに関しては、一部の受け入れ先に希望が集中することにより、希望者全員が履修できない状況になっている。そこで、エクスターンシップ・プログラム説明会（毎年 3 月開催）やエクスターンシップ・プログラム報告書（毎年 1 月刊行）を通じて、受け入れ先ごとに様々な魅力があることをアピールしている。なお、エクスターンシップの受け入れ先は、2024 年度が 99 ケ所、2025 年度が 101 ケ所となっている。また、2024 年度は受入人数枠 138 名に対し参加希望者が 135 名、2025 年度は受入人数枠 141 名に対し参加希望者が 160 名となっており、2025 年度は受け入れ人数枠を上回る応募があった。

2 点検・評価

法律基本科目・法律実務基礎科目については、全体として、基礎→総合→発展のプロセスをたどって学修するシステムとなっており、かつ、学生が不得意科目を進んで履修できるような選択の機会も多く設けている。基礎法学・隣接科目は、法律基本科目・法律実務基礎科目への理解を深めるために設置しているばかりでなく、初学者への対応も行っている。さらに、多種多様な展開・先端科目を設置するだけでなく、研究論文指導、ペーパー・オプションや臨床法学教育（クリニック）の科目も設けることによって、学生が、将来の進路を念頭に置きながら、専門知識や実務を修得できるように配慮している。

以上の点から、授業科目は適切な体系で開設されているものと評価することができる。なお、上記 1（1）アでも触れたように、未修者教育の充実や在学中受験者への対応等の継続的なカリキュラム改革もなされている。そして、各科目について、カリキュラム検討委員会および教務担当教務主任を中心として、科目の内容の変更や科目の新設、配当年次や配当学期の見直しなどを随時行うことによって、学生の効率的・効果的な履修を促進し、併せて教育効果を上げるための施策も着実に進めている。

3 自己評定

A

[理由]

2の点検・評価の項で述べたことがここでも妥当する。

4 改善計画

(1) エクスターンシップの履修希望の充足

上記1(3)で述べたように、エクスターンシップについては、希望先と受入機関とのミスマッチがあるようにも思われる。今後は、学生に対する説明会のより一層の拡充を図り、希望が集中する機関以外にも有意義な機関が多数あることをアピールしていく必要がある。

(2) 臨床法学教育（クリニック）の履修希望者のさらなる増加

クリニックの履修希望者については、一時期は減少が見られたものの、2016年度以降は増加ないし横ばいとなっており、一定数の履修者を確保できている。これは、クリニックの教育内容が充実したものであることにつき、学生の認識が深まっていることや、教務主任による入学説明会やオリエンテーション及びクリニックの担当教員がクリニックの授業形態や特徴を説明する会などを開催してきた効果ともいえ、このような取り組みは継続していく必要がある。特に最近では、クリニックの受講希望者がかなり増加しているので、科目の増設や教員の確保といった点を検討する必要がある。今後は、さらにクリニック教育の意義ややりがいを伝え、さらなる履修者の増加につなげていくことが重要であり、そのような観点から、クリニックを履修した者がその体験を語る会を設けるなど、クリニック履修の有用性をより広くアピールしていくための方策をさらに工夫する。また、クリニックの成果については、毎年報告会が開催されているが、これについても、学生が多数参加できるように工夫する余地がある。

5-3 科目構成(3)〈授業科目の開発, 教育課程の編成及びそれらの見直し〉

(評価基準) 授業科目の開発, 教育課程の編成及びそれらの見直しが, 法曹を取り巻く状況の変化を踏まえ, 教育課程連携協議会の意見を勘案した上で, 適切な体制を整えて実施されていること。

1 現状

(1) 教育課程連携協議会の設置状況

本法科大学院では、「早稲田大学大学院法務研究科運営諮問委員会」(2025年度からは「早稲田大学大学院法学研究科法曹養成専攻運営諮問委員会」。以下「運営諮問委員会」という。)が設置され,これが教育課程連携協議会を兼ねている⁴³。同委員会は,本専攻所属教職員5名の他,元最高裁判所長官,元検事総長,男女共同参画会議・国連差別撤廃委員会の元委員,企業の元法務部門統括者等の外部委員6名から構成されている⁴⁴。

(2) 教育課程連携協議会の活動内容

運営諮問委員会は年1回開催され⁴⁵,その中では,専攻長からの本法科大学院の概略説明と,いくつかのテーマについての質疑応答及び討議がされている。例えば,2022年度の委員会においては,修了生の進路把握,法科大学院をめぐる環境変化に係る一般教員との問題意識の共有,既存法曹に対するレカレント教育等について,2023年度は入試結果の評価,研究科統合,大学予算の削減と奨学金の原資の確保,女性法曹輩出促進プログラム(FLP)等について,2024年度は入試結果及び司法試験結果の評価,進級判定・修了認定,研究科統合等について事前質問・回答,現状報告,質疑応答,意見交換がなされている。そして,これらはすべて議事録として記録化されている⁴⁶。

(3) 授業科目及び教育課程の見直し等について

2023年度から在学中受験制度が開始し,本法科大学院においても,多数の在学中合格者を輩出することができた。上記の運営諮問委員会においても報告・審議されているが,カリキュラム検討委員会の審議・検討を経て,

⁴³ 早稲田大学大学院法学研究科法曹養成専攻規約15条,運営諮問委員会規約1条。

⁴⁴ 2025年4月～2027年3月の任期の外部委員は,杉山忠昭氏(株式会社KADOKAWA社外取締役),但木敬一氏(弁護士・元検事総長),寺田逸郎氏(早稲田大学特命教授・元最高裁判所長官),宮崎裕子氏(弁護士・元最高裁判所判事),板東久美子氏(日本赤十字社常務理事,前日本司法支援センター理事長,元消費者庁長官),林陽子(弁護士・元国連女性差別撤廃委員会委員)の6名である。

⁴⁵ 2022年度は12月12日,2023年度は9月11日,2024年度は11月13日に開催された。

⁴⁶ 早稲田大学大学院法務研究科運営諮問委員会議事録(2022年12月13日,2023年9月12日,2024年11月19日)。

在学中受験者の受験準備の事情を勘案した科目配置等のカリキュラムの改訂を行っている。

(4) 特に力を入れている取り組み

委員会においては、リーガルクリニックやエクスターンシップといった臨床系科目についての関心が高く、これらを充実させる方向で取り組んでいる。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

本法科大学院の運営諮問委員会は、法曹3者の豊富な実務経験を有する者等外部委員が構成員の過半数を占め、教育課程連携協議会の要件を充たしている。毎年定期的に運営諮問委員会を開催し、本研究科の入試・司法試験の結果その他研究科の運営とその改善に関する忌憚のない意見を聴取して意見交換を行っており、その審議の記録も整備されている。

3 自己評価

適合

[理由]

2の点検・評価で述べたことが、ここでもそのまま妥当する。

4 改善計画

事前に審議資料を委員に配布し、それに関する質問等を事前に受け付ける方式も取り入れ、運営諮問委員会当日の議論が充実したものになるよう心がけており、この方式は今後も継続し、限られた時間内で充実した意見交換ができるよう、さらに工夫を重ねたい。例えば、本法科大学院の内部で委員会で審議テーマをあらかじめ選定し、これと各委員からの意見を考慮して、重点的に討議するテーマを決定していくことが考えられる。

5-4 科目構成(4)〈法曹倫理の開設〉

(評価基準) 法曹倫理を必修科目として開設していること。

(注)

- ① 「法曹倫理」とは、法曹として職務を遂行するに当たり遵守すべき真実義務、誠実義務及び守秘義務等の倫理原則の理解を通して裁判官、検察官、弁護士としての職務を遂行するに当たり要求される責任の自覚と高い倫理観の涵養を目的とする科目をいう。

1 現状

(1) 法曹倫理を教育内容とする科目の設置状況

本法科大学院設立当初は2・3年次、2021年度から2025年度は、1～3年次春学期配当の必修の実務基礎科目として「法曹倫理」1科目(2単位)が開設されている⁴⁷。

内容は、弁護士倫理を軸としつつ、裁判官および検察官の倫理を学修する回も含み、6名の教員(石田京子、内田義厚、中山直子、趙誠峰、稗田雅洋、町田鉄男)によるオムニバス形式で行われている。

当該科目の目的は、裁判官・検察官・弁護士の専門職に共通する基本倫理および法曹を規律する諸規程とその根拠を理解し、併せて、法曹が実務において直面する倫理問題につき、自分で判断し行動する力を身につけることに置かれている。

教科書として、弁護士倫理については『弁護士職務基本規程・第3版』(日本弁護士連合会)を用いる他、各担当教員が必要に応じて教材を配布している。

なお、前記のとおり、2021年度から1年生も履修可能としたが、2年生以上の学生と比べて法曹倫理の前提となる法律の知識・素養が不足することは否定できないことから、1年生が履修できるクラスは1クラスのみに集中させ、当該クラスにおいては、一部のテーマについて教授方法を工夫するなどしている。

(2) 特に力を入れている取り組み

「弁護士倫理(9) 司法アクセスにおける弁護士の責任」の回においては、この分野で活動している弁護士をゲストスピーカーとして招き、現場の様子をできる限り生々しく学生に体感させ、このような活動の意義を深く考えさせる機会を設けている。2023年度は児玉晃一弁護士、2024年は亀石倫子弁護士、2025年度は井桁大介弁護士をゲストスピーカーに招いて講義を

⁴⁷ 法学研究科法曹養成専攻要項 14 頁。

実施している。

(3) その他

エクスターンシップの履修者を受け入れ先に派遣するに当たっては、派遣予定者説明会にて、守秘義務の徹底など法曹倫理にも関連した事前指導を行っている。また、派遣予定者説明会と同日に実務家教員からのマナー指導講習も行っている。

2 点検・評価

科目の内容、授業計画等を含めて、法曹倫理の開設状況に問題はない。

当該科目は、取扱分野やスタイルの異なる複数の弁護士教員だけでなく、研究者教員、裁判官経験のある教員、検察派遣教員も担当しており、この点は、法曹倫理を多角的な視点から学ぶという意味で積極的に評価されてよいと考えられる。

3 自己評定

適合

[理由]

2の点検・評価の項で述べたことがそのまま妥当する。

4 改善計画

多数の在学中受験者の強い要望もあり、カリキュラム検討委員会の審議・検討を経て、学生が授業により集中できる時期に受講できるように、2026年度から法曹倫理の開講時期を3年次春学期から3年次秋学期とすることとした⁴⁸。また、1年次春学期の法曹倫理の履修は、学生の学修レベルに必ずしも適合的ではないことが明らかになってきたので、あわせて廃止することとした。これに伴い、エクスターンシップと臨床法学教育（クリニック）の受講前に必要となる法曹倫理に関連する事前指導として、事前教育を実施することとした。

⁴⁸ 法曹養成専攻カリキュラム検討委員会「法曹倫理 新カリキュラム（案）」2025年10月8日。

5-5 履修（1）〈履修選択指導等〉

（評価基準）学生が履修科目の選択を適切に行うことができるようにするための取り組みがなされていること。

1 現状

（1）履修選択指導についての考え方

本法科大学院は、21世紀の日本の社会が求める「世界に通用するプロフェッション」としての質の高い優れた法曹と法曹資格を持った法律専門職（国際公務員・国家公務員・企業法務担当者・法学研究者）を、1人でも多く育成し、社会に送り出したいと考えており、そのために、既成の枠にとらわれることなく、その能力を発揮できる「挑戦する法曹」、すなわち、様々な国や文化・階層を超え、多様な価値観のもとに世界の法律問題に正義をもって向き合える、真のプロフェッションとしての「挑戦する法曹」を、「目指す法曹像」として掲げている。

そこで、学生が履修科目を選択する際にも、学生が将来目指す法曹に向けて科目を選択し履修できるよう、本法科大学院の『法科大学院案内』やWEBサイトなどで、上記の「目指す法曹像」を学生に提示している。また、稲門法曹会、法務教育研究センターによる各種の企画、本法科大学院主催の講演会、本法科大学院キャリア支援室主催の講演会、本法科大学院の承認学生研究活動団体主催の講演会等のイベントを開催して、「目指す法曹像」形成のための具体的な情報の提供も行っている。

その上で、学生が以上のような法曹になるために必要な科目を適切に履修することができるよう、次に掲げる指導を行っている。

（2）学生に対する指導や働きかけ等の工夫

ア オリエンテーション、ガイダンス等

新入生（法学未修者として入学する1年生および法学既修者として入学する2年生）に対しては、入学前に開催される「入学予定者説明会」および入学直前の3月に開催される「新入生ガイダンス」において、また、在学生に対しては、年度中に1回開催される「学修に関するオリエンテーション」において、履修科目の全体像、各履修科目の目的・狙い、それらの科目で身につけるべき具体的な知識・素養と司法試験や将来の法曹像との関係などを説明している。

イ 個別の学生に対する履修選択指導

履修選択の資料として、「講義要項」、「科目登録の手引き」、「科目配当表・時間割」、「法学研究科法曹養成専攻要項」などを学生に配布し、

履修モデルの提示などを行っている。さらに、3月と9月の科目履修登録時には、それぞれ2回ずつ履修相談会を開催し、本法科大学院事務所学務係と教務主任が相談に応じている。また、通常時にも、個別面談やメール等を利用して履修相談に対応している。

さらに、毎年度、本法科大学院を修了して司法修習中の者（8名程度）が、修習生チューターとして、法律文書の添削や学修相談に対応している。特に科目登録期間においては、チューターが、自身の実体験をもとにしつつ、学生の目線から、履修選択指導に関する学生からの相談に応じている。

ウ 情報提供

本法科大学院の研究科案内やWEBサイトなどで、上記（1）に掲げた法曹像を提示している。また、稲門法曹会、法務教育研究センターによる各種の企画、本法科大学院主催の講演会、本法科大学院キャリア支援室主催の講演会、本法科大学院の承認学生研究活動団体主催の講演会等のイベントを通じて、上記の法曹像に関する学生の意識の向上を図っている。

エ 在学中受験

入学希望者に対しては本法科大学院の入学志願者向けのパンフレットにおいて、在学中に司法試験受験が可能である旨を説明している⁴⁹。また、在学生に対しては、入学当初に配布される「法学研究科法曹養成専攻要項」において、3年次在学中の司法試験受験を希望する場合に修得しなければならない科目と単位数を具体的に示している⁵⁰。

オ その他

選択科目については、履修希望をすべてWEBの専用システムにより受け付けており、希望者の多い科目については、クラスの増設やクラス定員の増員等の手段により、学生が希望する科目をできる限り履修できるように配慮している。

（3）結果とその検証

ア 学生の履修科目選択の状況

学生の履修科目選択の状況（各科目群ごとの履修単位数の平均）は以下のとおりである。

⁴⁹ 2025年度法科大学院案内（2025年）5頁。

⁵⁰ 法学研究科法曹養成専攻要項（2025年）12、13頁。

【2025 年度春学期】

科目群	1 年	2 年	3 年	全学年
法律基本科目（基礎）	15.3	0.0	0.0	1.4
法律基本科目（応用）	0.0	15.7	3.8	9.7
法律実務基礎科目	3.5	0.04	5.4	2.4
基礎法学・隣接科目	0.0	0.0	0.1	0.04
展開・先端科目（司法試験選択科目）	0.0	1.8	0.05	1.0
展開・先端科目（司法試験選択科目以外）	0.2	0.01	1.3	0.5

【2025 年度秋学期】

科目群	1 年	2 年	3 年	全学年
法律基本科目（基礎）	20.0	0.03	0.0	1.8
法律基本科目（応用）	0.0	15.7	0.7	8.4
法律実務基礎科目	0.9	0.0	5.6	2.2
基礎法学・隣接科目	0.5	0.02	3.9	1.6
展開・先端科目（司法試験選択科目）	0.0	1.6	0.03	0.9
展開・先端科目（司法試験選択科目以外）	0.3	0.0	8.8	3.5

イ 検証等

学生の履修科目の選択状況については、毎学期ごとに本法科大学院事務所学務係がデータを作成し、教務担当教務主任がその状況の把握・検証に当たっている。その状況に問題等がある場合には、カリキュラム検討委員会を適宜に開催し、教務担当教務主任の検証を踏まえて、改善の提案を行うことが予定されている。

もともと、これまでのところ、学生の履修科目の選択状況に特に問題は見られず、カリキュラム検討委員会で改善等の議論がなされたことはない。

(4) 在学中受験

2023 年度から始まった在学中受験制度の利用状況は、2023 年度の修了者 171 名中 146 名、2024 年度の修了者 137 名中 131 名、2025 年度の修了者は未決定であるが在学学生受験者は 165 名となっている。想定を超える修了生が在学中受験をしており、在学中受験資格の取得に必要な履修科

目と単位数の情報は十分に周知されているものとみられる。

(5) 特に力を入れている取り組み

司法試験関係科目のみ選択するといった近視眼的な履修選択は将来的には望ましくないと考えられることから、上記(2)ウに示したイベント等の機会があるごとに、本法科大学院の「目指す法曹像」を説き、履修科目の適切な選択を指導している。

(6) その他

特になし。

2 点検・評価

履修選択指導についての基本理念を明確に設定した上で、そのための情報提供や履修相談等の指導・働きかけもきめ細かく行っており、かつ、学生の履修選択の状況にも特に問題はないと評価することができる。

なお、学生の希望を聴いてクラス増設等の対応をとることは、学生の満足度を高めることになる反面、当専攻の基本理念である「挑戦する法曹の養成」をゆがめるおそれもある。理念と学生の満足度の上昇とのバランスをどのように図っていくかは、依然として今後の課題である。学生に対しては、本法科大学院の「目指す法曹像」への理解を深めてもらいながら、履修科目の適切な選択指導を粘り強く行っていく必要がある。

3 自己評定

A

[理由]

科目選択については、司法試験受験に直接役立つ科目や、実務に直結する科目を選択する傾向が強いともいわれているが、本研究科では、そのような傾向は強くないように見受けられる。

4 改善計画

現在のところ、改善すべき特段の問題はないと考えている。

5-6 履修(2)〈履修登録の上限〉

(評価基準) 履修科目として登録することのできる単位数の上限が年間 36 単位を標準とするものであること。

(注)

- ① 認定法曹コースを修了して法科大学院に入学した学生、修了年度の年次に在籍する学生、その他登録した履修科目の単位を当該法科大学院が定めた合理的な基準に照らして優れた成績をもって修得することが見込まれる者として当該法科大学院が認める学生(以下、「認定学生」という。)については、年間 44 単位を上限とすることができる。[設置基準第 20 条の 8 第 2 項]

1 現状

(1) 各学年の履修科目登録の上限単位数

各学年の履修科目登録の上限単位数は、次のとおりである⁵¹。週 1 回(100 分) × 14 回 = 23.3 時間で 2 単位であり、1 単位あたり 11.65 時間となる。

学年	1 年次		2 年次		3 年次	
年間	36 単位		36 単位		44 単位	
学期毎	20 単位	20 単位	20 単位	20 単位	24 単位	24 単位

(2) 法学未修者教育の充実の見地からの履修単位数増加の有無

法学未修者の 1 年次における履修上限単位数は 36 単位であるが、法律基本科目入門演習を履修すれば、最大 44 単位まで履修できることとしている。具体的には、法律基本科目入門演習(最大 10 単位)と、それ以外の修了要件算入対象科目(各学年の履修上限 36 単位)につき、合計履修上限 44 単位までの間で上記法律基本科目入門演習を受講できるようにしている⁵²。法律基本科目入門演習は、1 年次に履修する法律基本科目(必修科目)の内容を補完しつつその展開を図る科目であり、学生の自学自修を阻害することなく、むしろ、法律基本科目(必修科目)についての学生の理解を手助けするものになっている。

(3) 法学既修者についての履修単位数増加の有無

この項目に該当する措置はとっていない。

(4) 認定学生等についての履修単位数増加の有無

⁵¹ 法学研究科法曹養成専攻要項(2025 年)12 頁。

⁵² 法学研究科法曹養成専攻要項(2025 年)12 頁。

この項目に該当する措置はとっていない。

(5) その他年間 36 単位（修了年度の年次は 44 単位）を超える履修の有無
この項目に該当する措置はとっていない。

(6) 無単位科目等

自由科目「法曹の仕事を知る」（本学法学部との合併科目）がこの項目に該当する。この科目のシラバスは別添資料「法曹の仕事を知る」のとおりである。当該科目は 2016 年度から設置された科目であり、2025 年度の履修者は 239 名（内、本法科大学院の学生は 4 名）である。

(7) 補習

補習は行われていない。

補講は、休講を補てんする措置として位置付けられている。なお、本法科大学院では、2 単位の科目につき、1 回～13 回の授業は通常の授業を行い、14 回目の授業において試験およびその講評等を行う設計となっている。このうち、定期試験実施科目では 14 回目の授業を行わず、翌週の定期試験期間に実施される試験および講評等を 14 回目に実施する扱いとしている。ただし、一部の科目では、学生の質問が多いなどの理由で授業が予定どおりに進まないこと等の理由から、14 回目に授業を行うこともある。

(8) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(9) その他

特になし。

2 点検・評価

1・2 年次に履修科目として登録することのできる単位数の上限は年間 36 単位、修了年度の年次に履修科目として登録することのできる単位数の上限は年間 44 単位であり、いずれも適切な範囲に収まっている。学生が授業の予習・復習し自学自修に充てる十分な時間が確保されていると評価できる。

科目登録は本学のポータルサイト (MyWaseda) 上のシステムを使って WEB 上で行っているが、このシステムでは、上記の上限を超える履修登録は自動的に排除される仕組みになっており、上限単位数を超える履修は存在しない。

自由科目「法曹の仕事を知る」は、将来の進路選択やモチベーション向上を目的とした内容であり、学生の自学自修を妨げるものではなく、むしろ自学自修の動機づけになるものである。

補講は、休講を補てんする措置として位置づけられており、その範囲を逸脱する補講や補習の類は行われていない。

3 自己評定

適合

[理由]

2の点検・評価で述べたことがここでもそのまま妥当する。

4 改善計画

現在のところ、改善すべき特段の問題はないと考えている。

第6分野 授業

6-1-1 授業(1)〈授業計画・準備〉

(評価基準) 開設科目が効果的に履修できるよう、授業の計画・準備が適切になされていること。

(注)

- ① 「授業の計画・準備が適切になされている」とは、法科大学院の学生が最低限習得すべき内容を踏まえ、科目の特性等に応じて、授業の計画の設定・開示及び授業準備が適切になされていることをいう。

1 現状

(1) 授業計画・準備

本学では、全学的な方針により、2017年度より紙媒体のシラバスを廃止した上、Webシラバスに移行しており、シラバスは毎年秋学期の成績発表時(2月)に公開している。シラバスでは、授業の全体像が把握できるものとする。また、履修の必要性についての説明がなされることを前提として、各科目がカリキュラム・ポリシーにおいてどのような位置づけにあるかの説明を求めている。加えて、シラバスでは、授業の到達目標、当該到達目標としての知識やスキルがディプロマ・ポリシーで定めている学修成果とどのように関連しているのかの説明や事前・事後学習の内容を明示するよう求めるとともに、成績評価の方法を、試験、平常点等に分けてパーセンテージ表示し、その合計が100%となるよう求めている。このようなシラバスの実質を担保するため、各科目についてのシラバスの内容が上記の形式・内容に適ったものとなっているか否かについて、シラバス公表前に、カリキュラム検討委員会において各委員が分担の上、逐一チェックしている。そして、授業アンケートにおいて、シラバスと授業の進行が一致しているかどうかについて回答を求めており、その結果によれば、シラバスと授業の進行・内容には大きな乖離が生じていないと判断される。また、授業アンケート結果等の確認によって更新、改善した点もシラバス上に記載される。さらに、シラバスと実際の授業の内容が乖離する場合には、教育研究支援システム上で、授業の内容を予告している。複数のクラスが開講される必修科目については、教員が単一のシラバスを作成することを通じて、授業開始前に授業内容と教育方法について確認を行っている。

(2) 教材・参考図書

教材・参考図書はシラバスで明示するが、追加の教材・資料等があれば教育研究支援システムを通じて通知し、配布している。

必修科目のように同一科目を複数の教員が担当する場合には、授業に用いる基本的な教材を、担当教員が相談の上で決定している。実務的ないし先端的な色彩の濃い科目については、実務の実態や時事問題も重要になることから、企業のプレスリリースや最新の判例、さらには学術論文を教材として使用している。

教材の提示方法としては、各回の授業内容を詳細に記載したレジュメを教員が作成して、教育研究支援システムや大学の教育支援システム(waseda moodle)に掲示する例が多い。レジュメを提示しない授業においても、授業で取り上げる判例や論文を、判例・文献番号を示すことにより教育研究支援システム上に掲載することが行われている。さらに、学生にとって印刷に手間がかかり過ぎる教材については、題材を絞り込んだ上で印刷教材として学生に配付している。

(3) 教育支援システム

現在、ほとんどの教員がコンピュータネットワークを利用した教育研究支援システムに習熟している。ただし、少人数のクラスでは、授業の進行に合わせて授業中に教材を配布したり、メーリングリストにより学生との連絡をとることもできるため、すべての授業において教育研究支援システムが利用されているわけではない。なお、コロナ禍でのオンライン授業の経験を経て、多くの教員が大学の教育支援システム(waseda moodle)の利用にも習熟しており、これを通じて教材の配付や小テストの実施さらには進度調整のための補講をオンデマンドで配信するなどの利用もされている。

(4) 予習指示等

教育研究支援システムによる予習教材の配付は、一般には、学期が始まる前にすべての授業項目を一括して掲げ、各回の授業で取り扱う授業内容については、その実施の一週間程度前に予習資料を掲げる等の方法により、具体的に示している。

また、予習資料を印刷教材で配付する場合にも、授業開始前に事務所を通じて配付するか、各回の授業の一週間程度前に配付するのが通例であり、これにより、各回の授業内容が具体的に示されている。

(5) 到達目標との関係

法律基本科目においては、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を定め、各科目の授業の実施において、学生に修得させるべき能力の養成とその定着を図っている。授業の計画および準備についても、別紙2に記載のとおり、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえて行われている。

(6) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(7) その他

特になし。

2 点検・評価

授業の計画・準備については、教育研究支援システムの利用、学生の利用しやすい方法による教材の提示・配布等が進んでいる。

3 自己評定

A

[理由]

授業計画・準備は、全体として、教育研究支援システム(TKCのほか、waseda moodle も含む)がよく利用されており、充実していると考えられる。

4 改善計画

授業の計画および準備が、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえたものとなっているかどうかの検証は、現状では、各教員ないし担当教員のグループに委ねられており、改善の余地がある。

6-1-2 授業（2）〈授業の実施〉

（評価基準）開設科目が効果的に履修できるよう、適切な態様・方法で授業が実施されていること。

（注）

- ① 「適切な態様・方法で授業が実施されている」とは、当該科目の授業担当能力のある教員により、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえ、開設科目の効果的な履修に向け、具体的予習指示、授業の仕方、授業後のフォローアップ等に創意工夫や努力がなされていることをいう。特に、学生が十分な予習を効率的に行うことができるように的確な指示や指導を行うことが必要である。また、授業の仕方については、授業の中での双方向・多方向の議論をするといった法的議論能力等の養成が可能となる工夫が必要である。

1 現状

（1）授業の実施

ア 科目毎の教育内容の適切性

「憲法」「行政法」「民法」「商法」「民事訴訟法」「刑法」「刑事訴訟法」についての科目分野ごとの教育内容の適切性については、別紙2に記載のとおりである。

本法科大学院においては、担当する科目に関する教育歴および研究業績を具えた教員を採用することにより、科目ごとの教育内容の適切性を確保している。

イ 授業全般の実施状況の適切性

本法科大学院における科目の担当は、民法、刑法といった法学分野ごとに設けられる各科目担当者懇談会の議を経た原案が、毎年度、本専攻運営委員会において審議のうえ決定される。本法科大学院の教員の採用、任期付教員の採用・任期更新は、本大学法学学術院が定める内規に従い、同学術院法律科目人事委員会および同学術院教授会において、また、非常勤講師の採用は、本専攻人事委員会および運営委員会において、いずれも慎重な手続を経て決定される。これらの手続を通じて、授業担当能力のある教員による授業の実施が確保されている。

（ア）教育内容

本法科大学院は、法律基本科目から展開・先端科目まで227科目・350クラスの授業を開講し、多様な法曹養成のニーズに応える教育を提供している。法律基本科目についてはクラス人数が40名程度を目安とし、受

講者数が多い場合にはクラスを増設するようにしている。

複数のクラスを開講している必修科目の授業については、教員が相談した上で同一のシラバス、同一のテキスト、同一の教材を用いることによって、授業内容の統一を図っている。また、必修科目のいくつかにおいては、共通進行表を用いて各教員がレジュメを作成するようにしており、授業内容の統一がいつそう図られている。

複数のクラス開講している必修科目の定期試験については、出題、採点基準、合否判定の統一確保が強く励行されており、現在では、ほぼ達成されている。

(イ) 授業の仕方

本法科大学院の必修科目については、クラス人数が50名以下に設定されており（2025年度まで過去5年すべての年度）、双方向・多方向授業を可能にする環境が整っている。また、多くが設例を素材とする授業を実施しており、そこでは法的な問題の所在を発見し、既存の判例・学説等の調査・分析を踏まえつつも、それらに過度に囚われることなく、その問題を解決するためにはどのような方法がありうるかを模索し、それぞれの解決策にどのような利点と問題点があり、当該事案においてはどの解決策が最も望ましいか等を検討すべきことになる。裁判例を素材とした授業においても、単に判決の結論を覚えさせるのではなく、その判決の事実関係を精査させ、事実認定の適否、事実との関係における判決の結論の当否、当該判決の射程（他の類似判決との異同）等について綿密に検討し、議論することを目的としている。こうした授業を通じて、単に法的知識をより高度なものにするだけでなく、法曹に必要とされる事実認定能力、法的分析・推論能力、問題解決能力、創造的・批判的能力等々のスキルを涵養することが目指されている。

なお、2020年度から2022年度の授業までコロナ対応が求められたところ、本法科大学院では、大学の教育支援システム(waseda moodle)の利用を通じたオンデマンド配信方式またはリアルタイム配信方式(Zoom等の遠隔会議システムを利用)による授業の実施(2020年度春学期)、(すべての科目につき)リアルタイム配信授業の実施(2020年度秋学期)、一部の科目でのハイフレックス方式授業(教場・遠隔会議システムの併用-隔週で教場とオンラインとを半々の学生で入れ替わり)の実施(2021~2022年度)を経て、2023年度にはコロナ禍前の、対面での授業方法に戻すことができている。このようなコロナ禍での経験により、多くの教員が大学の教育支援システム(waseda moodle)の利用に習熟を促し、これを通じて教材の配付や小テストの実施さらには進度調整のための補講をオンデマンドで配信するなどの利用がされていることは上述した通りである。

(ウ) 学生の理解度の確認

学生の理解度を確認するために、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、商法の必修科目では学年統一の中間試験を実施している。中間試験は、担当教員の協議により、短答式試験と論述式試験のいずれか適切なものを採用している。

また、授業における双方向の方式を採るなかで学生の理解度を確認することが全科目で行われているほか、授業時間を用いて小テストを行う、レポートを課して添削するといったことが、比較的多く行われている。

(エ) 授業後のフォロー

授業後のフォローとしては、授業後の質問に対応することや、提出されたレポート等の添削指導をすること、教育研究支援システムに復習教材を提供することのほか、オフィスアワーの活用や定期試験の活用がある。

本法科大学院では、専任教員は、当該学期に授業を持っていると否とに拘らず、1コマの時間帯（100分）をオフィスアワーとして確保することが義務づけられている。また、兼任教員についてもオフィスアワーの開設が勧められている。

オフィスアワーの利用に際しては、重複や待ち時間が長くなることを避けるため、メール等での予約を求める教員が多い。オフィスアワーの利用は、授業の内容、クラスの規模、教員・学生のパーソナリティによって大きなばらつきがあり、少数の教員のオフィスアワーは活発に利用されているものの、年に1、2件の相談しかない教員もいる。

本法科大学院では、各教員に対し、定期試験の答案を添削し、学生に返却するよう求め、さらには、定期試験の講評を教育研究支援システムに掲載するか、講評のための授業を開催するよう求めている。また、学生の自主的な学修に資するように、過去の定期試験の問題は、原則として教育研究支援システム上に公表されている。また、定期試験を実施しない科目についても、レポートや教場試験を課した後、担当教員がレポートや答案を添削して返却するよう求めている。

なお、コロナ禍においてオフィスアワーについても対応が求められたことを契機として、現在でも教員によっては、対面でのオフィスアワーに加えて、Zoom等遠隔会議システムの利用によるオフィスアワーもなされている。こちらの方が学生・教員双方にとっての利便性が高い場合もあり、今後も適切な使い分けがなされることが期待される。

(オ) 出席の確認

授業に際しては、必ず出席の確認を行うこととされている。確認は、点呼または座席表を回覧して記入させるやり方で行われている。授業の3分の2以上の回に出席していない受講生は、当該科目の単位を修得することができない。なお、2019年度秋学期より、15回、30回授業の科目については3回欠席、8回授業については、3回欠席した時点で担当教員より事務所に報告するようにし、3分の2以上の出席要件を満たすことが危うい学生に対し、事務所から事前に事情を確認することとしていたところ、2023年度春学期より、100分授業の導入に伴い、授業回数が変更となった。そのため、14回、28回授業の科目については3回欠席、7回授業については、2回欠席した時点で担当教員より事務所に報告するようにし、3分の2以上の出席要件を満たすことが危うい学生に対し、事務所から事前に事情を聞くようにすることとした。このような欠席状況の確認はすべての科目について実施していたところ、やや過剰な対応であることが指摘されたことから、2025年度春学期より、担当科目を報告対象となる科目を絞り、必修科目[法律基本科目]および司法試験選択科目のみを報告対象とすることとした。

(カ) 授業内の特徴的・具体的な工夫

ほとんどの法律基本科目において、授業の一週間前までに教育研究支援システム上に予習課題が提示されている。予習課題においては、基礎的な問題と発展問題を分けて、学生に学修状況に応じた予習を促す工夫もみられる。必修科目において、共通の事例問題を作成している例もある。刑事訴訟法科目では、法廷傍聴や記録教材を利用した授業を行っている。

パワーポイントを用いた授業は展開・先端科目に多い。ビデオ教材やスライドを用いる授業もある。また、授業内容に適した外部講師、ゲストスピーカーを活用している例もある。

(キ) 対象学年にふさわしい授業の工夫

法学未修者を対象とし、基礎的な知識と法的概念の理解の定着を図る1年次の科目においては、講義形式によって授業を行うものが多い。2年次に配置される科目においては、理論の応用能力を涵養するために、判例や事例を用いて双方向・多方向の授業が行われている。

本法科大学院では、2年次に「憲法総合」「民法総合」などの総合科目(必修)を配置しており、それまでの必修科目で得られた知識や理解を確認し、判例等の検討を通じて事案分析能力・法的思考能力を養成することを目的としている。総合科目では、双方向・多方向の授業を行うとともに、課題の提出や小テストを行い自らの分析・思考を表現する能力

を涵養している。

(2) 到達目標との関係

法律基本科目においては、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を定め、各科目の授業の実施において、学生に修得させるべき能力の養成とその定着を図っている。全クラス参加の中間試験において、目標への到達度を確認している科目もある。別紙2に記載したように、いずれの科目においても、授業の実施が「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえていると認められる。

アカデミック・アドバイザー（以下、AA と略記）と協力して、レポート作成の基礎的指導を行っている例もある。学生が到達目標に達しているかどうかは、小テスト、中間試験、レポート課題、定期試験等の手段による教育の過程で検証されることになるが、学生は到達目標に概ね達していると認められる。

(3) 特に力を入れている取り組み

本法科大学院では、AA による学修支援、および、早稲田リーガルコモンズ法律事務所と連携した実務教育にも特に力を入れている。

第1に、本法科大学院では、開設当初から、若手弁護士がAAとして、学生の個別的な学修相談に応じるAA制度を採用してきた。最近数年間は、本法科大学院を卒業した弁護士がAAとなり、学修相談のほかに、自発的に、法律基本科目を中心とする入門ゼミ・科目別のゼミ、修了生向けの再チャレンジゼミなどを開催するようになっており、本法科大学院もAAのこのような活動を組織的に支援している。

本法科大学院の授業を経験したAAが個別科目のゼミを開催することは、授業のフォローという学修支援の意味だけでなく、学生が自習により基礎的な知識を定着させることを助け、AAゼミと自ら考える力を養う授業との間で相乗効果を発揮するものと期待されている。

第2に、本法科大学院では、2013年度より、本法科大学院出身者が中心となって設立した早稲田リーガルコモンズ法律事務所と連携して「早稲田リーガルコモンズプロジェクト」を開始しており（詳細は第9分野9-1・1（3）イ参照）、その一環として、学生が実務に触れる機会を学生に提供するために、司法試験終了後の3年次夏休みに同事務所が学生を受け入れる「コモンズ・エクスターンシップ（3年次配当の実務系基礎科目）、および、同事務所の弁護士が講師を務める「法実務入門」（1年次配当の実務系基礎科目。弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックの弁護士と共同担当）を開設している。

(4) その他

本法科大学院は、専任教員だけで42名、兼任・講師・非常勤教員を含めると139名もの教員を要する大規模法科大学院である。大規模校の教育面での強みは、多様な科目展開を行い、得意分野のある法曹になりたいという学生のニーズに応えることができる点のほか、同一科目を複数の教員が担当することにより、教育の内容・方法について教員が互いに切磋琢磨し、教育の質を高めることができる点にある。法律基本科目の授業の実施の項目で記述したように、教員は十分な相談を行って授業計画を策定し、それを実施した過程で得られた知見を持ち寄り、次年度の授業計画およびその実施に生かすという作業を行っており、法科大学院としての授業の質は着実に向上している。

2 点検・評価

授業の実施は、2004年の法科大学院開設以来の経験を踏まえて、それぞれの科目内容に適した方法で行われている。授業の内容・水準の統一確保は、少なくとも複数クラス開講の必修科目については、統一試験、統一された採点基準、合議による合否判定が達成されている。また、特にオフィスアワーの設定や定期試験の答案の添削などの授業のフォロー体制が組織的に図られていることは、高く評価できる。

授業は「学生が最低限修得すべき内容」を踏まえたものとなっていると認められる。多数の科目を展開している大規模法科大学院でありながら、関連する科目の教員が話し合っており、学生が体系的に勉強できるよう工夫を凝らしていると認められる。法科大学院における授業の準備と実施について、1、2に記載したように、本法科大学院として打つべき手は打っており、経年変化をみる限り、それらは着実に効果を挙げている。

さらに、AAによる学修支援体制、および早稲田リーガルコモンズ・プロジェクトは、授業の実施による教育を効率的にバックアップしていると評価できる。

3 自己評価

A

[理由]

多様な科目展開による学生ニーズへの対応に加えて、授業内容の統一、水準の維持も確保・継続しており、授業内容は非常に充実していると考えられる。また2020年度から2022年度まで求められたコロナ対応についても、当時の状況に照らして、教職員一体となって最大限の対応をしたものと考えられ、このかかるコロナ禍での経験はwaseda moodleの利用についての習熟などで現在も活かされていることも付言する。

4 改善計画

現在のところ、改善すべき特段の問題はないと考えている。もっとも早稲田大学においては、2023 年度から全学的に 100 分授業が実施されており、この変化の中で適切な授業運営が維持されているかについて再度検討する必要がある。

6-2 理論と実務の架橋 (1) 〈理論と実務の架橋〉

(評価基準) 理論と実務の架橋を意識した授業が実施されていること。

1 現状

(1) 「理論と実務の架橋」の意義のとらえ方

法学理論は、立法や法の解釈のために、法という規範の正当性・説得性を高める基礎を提供し、紛争解決のための法の適用や生活の場における法の運用といった法実践の結果は、法学理論にフィードバックされて新たな法規範を形成していく。このようにより良い社会、より良い法の形成のためには理論と実務を架橋する必要があり、両者の橋渡しの役割を担うのが法曹である。そこで、法曹養成機関である法科大学院において、理論と実務を架橋する法学教育が行われるべきことになる。

法学教育における理論と実務の架橋は、理論教育の中で実務的な実現可能性や法実践が社会に及ぼす影響を常に意識し、実務教育の中で理論的な一貫性や妥当性を意識することによって実現することができると考えられる。このような「理論と実務の架橋を目指した授業」のイメージは、2004年の法科大学院開校以来の実務家教員と研究者教員の交流、FD活動、自己点検・評価報告書の作成(報告書には「理論と実務の架橋」の理解についての記述があり、その内容は運営委員会の議を経て承認されている)等を通じて、本法科大学院においては教員全員の共通理解となっている。

本法科大学院においては、研究者教員または実務家教員が単独で担当する個々の授業において、常にこのような意識をもって授業の組立てを行うとともに、カリキュラムの構成において理論と実務の架橋の観点を取り入れている。

具体的には、法律基本科目(1年次・2年次)で主として理論的な学修を行い、法律実務基礎科目(3年次)では、事案の調査能力・分析能力・問題解決能力等を多角的に学修し、法律基本科目応用演習(3年次)では、再び理論的な学修に立ち返り、実務に対する批判的・創造的な思考力を養うように組み立てている。

(2) 授業での展開

理論と実務との架橋を意識した授業の内容を網羅的に記載することはできないので、いくつかの例を挙げることにする。

民法総合Ⅲ(2年次必修)では、事例問題を扱う回において、具体的な相談を受けた弁護士が、まずどのような事柄を調査しなければならないかを学生に考えさせたり、3年次の民事訴訟実務の基礎で学修する要件事実の

基礎的な理解につながるような問い（ある事実が要件事実との関係でどのような法律上の意義を有するか）を学生に検討させている。憲法総合（2年次必修）では、十数件の重要判例を取り上げ、憲法問題の訴訟での争い方・違憲主張の方法など、現実に違憲訴訟を提起した場合の実務的な側面を意識させながら、違憲判決の効力などの理論的側面とともに、ソクラテス・メソッドにより修得させる工夫を行っている。会社法総合Ⅲ（2年次必修）では、会社法総合Ⅰ（2年次必修）、会社法総合Ⅱ（2年次必修）で培った多くの論点についての理解を前提に、会社訴訟で多く問題となる類型に加えて、横断的な知識が必要となる事例を取り上げることで、会社訴訟の複雑な問題への対応力をつけられることを意識して取り組んでいる。

刑事訴訟実務の基礎（2年次必修）では、記録教材を使用して捜査、公訴、公判手続をフォローし、理論として学んだ刑事訴訟法に関する知識や理解の定着を図るとともに、司法試験合格後に実施される司法修習を意識し、これと連携する内容の授業が行われている。行政法科目では、理論を学習する際に、なぜそのような理論が行政実務において必要とされるのか、あるいは、なぜ司法審査の実務において行政実務を制御するためにそのような理論が必要とするのかを、逐一検討するようにしている。

法と心理学（3年次）では、心理学の視点からの学修を行うことにより、訴訟過程において、弁護士や裁判官としてのコミュニケーション能力を高めるための基礎知識の獲得、正確な事実を認定するための基礎知識の獲得、および訴訟制度のあり方について利用者の側に立って考える視点を身につけさせることなどを目標に据えている。

（3）理論と実務の架橋を意識した取り組み

どの科目においても、理論と実務との架橋を意識した授業を行っているが、具体的な取り組みの例としては次のようなものがある。

企業統治と企業金融（3年次）では、会社法総合Ⅰ（主として企業統治を扱う）、会社法総合Ⅱ（主として企業金融を扱う）において基礎的、理論的問題を学修した受講生を念頭に、それぞれについて実務家教員が、自らの経験を重ねて、理論的問題に加えて実務上の問題を扱うほか、最新のトピックスについても扱っている。また、企業再編特論（3年次）では、会社法のうち特に理論と実務との架橋が求められる M&A に特化して、近年急速に理論、実務の進展している分野について、実例を踏まえた授業が展開されている。

またその他の取り組みとしては、法と心理学では、「法律相談」と「調停」に関する授業に、訓練を受けた市民ボランティアに模擬相談者、模擬調停当事者として協力をお願いしている。裁判外紛争処理やリーガル・カウンセリング アンド ネゴシエーションにおいても、ロールプレイなど参加型学習により実践的能力の涵養に努めている。

(4) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(5) その他

「理論と実務との架橋を目指した授業」には、判例を取り上げる際の視点といった、教員個人の授業技術の向上に依存する部分があり、これは、教員が「理論と実務との架橋を目指した授業」の共通認識を持つこと(1(1))とともに、理論と実務との架橋という目標の達成に極めて重要な要素である。本法科大学院は、学期ごとに1回FD研修会を開催しているが(4-1)、そのテーマが何であれ、研修会における研究者教員と実務家教員との意見交換は、「理論と実務の架橋を目指した授業」の共通認識の形成と技術の向上に資する取り組みであるといえる。

2 点検・評価

「理論と実務の架橋を意識した取り組み」には、研究者教員と実務家教員との共同での授業担当、外部講師の招聘、実務教材の使用といった「外から見える取り組み」と、共通認識の形成や判例を取り上げる際の視点の提供といった「外からは見えない(見えにくい)取り組み」とがある。前者については、1に記載のとおり本法科大学院では十分に活発な取り組みが行われていると認められる。後者についても、自己点検・評価報告書作成の過程やFD研修会を通じて、教員間において、「理論と実務との架橋を意識した授業」の共通認識の醸成や、そのような授業を行う技術の向上が図られている。

3 自己評定

A

[理由]

理論と実務との架橋を目指した授業は、質・量とも充実していると考えられる。

4 改善計画

1、2に記載のとおり、本法科大学院では、質・量ともに十分な「理論と実務との架橋を意識した授業」が実施されているが、これらを継続するためには、各教員が常にそのことを念頭において授業に工夫を凝らす必要がある。そのためには、自己点検・評価報告の年次報告書作成のために行うアンケート調査やFD研修会などを通じて、教員間の情報・認識の共有に努める必要があると考える。

6-3 理論と実務の架橋(2)〈臨床科目〉

(評価基準) 臨床科目が適切に開設され実施されていること。

1 現状

(1) 臨床科目の目的

本法科大学院において、臨床科目は、法律実務を体験し、実践することで、法曹に求められている事案に対する分析能力及び問題解決能力等の涵養を目指し、実務と理論の架橋という目標(6-2の1(1)参照)を実践することを目的とする。さらに、本法科大学院における臨床科目では、なるべく広範囲の実務を多彩な形で経験する場を提供することにより、学生がその興味に応じた実務体験をしつつ、実際の依頼者と接しながら、法実務の実際を修得することを目指している。

(2) 臨床教育科目の開設状況等

(ア) 設置科目と位置づけ

本法科大学院においては、実際の実務に接する臨床法教育系の科目としては、臨床法学教育(リーガル・クリニック)(以下「リーガル・クリニック」と呼ぶ)とエクスターンシップを設置し、選択必修科目として設定している。また、ローヤリングを行う「リーガル・カウンセリング アンド ネゴシエーション」、裁判外紛争処理、民事・刑事の模擬裁判を設置しており、いずれも選択必修科目である。

リーガル・クリニックは、基礎、民事クリニック(「家事・ジェンダー」含む)、行政、労働、刑事、外国人、障害法と合計7科目(年間13講座)もの専門クリニックが開設されている⁵³。基礎以外のクリニックでは、事前倫理研修を受講することが履修要件となっている。2021年から、具体的な事案を通じて民事事件に関する理論と実務の基礎を学ぶために、初学者を対象として、1年次春学期に基礎を新設した。

エクスターンシップは、法律事務所だけではなく、企業法務部、官公庁、NGO-NPO、国際組織、医療機関等を含む70~90程度の(2021年度春季は55カ所、2022年度夏季は8ヶ所、2023年は90ヶ所、2024年度は76ヶ所、2025年度は82ヶ所)多彩かつ多くの派遣先が確保され、充実したエクスターン教育が実施されており、プログラムとしては卓越したものが準備されている。履修要件は、リーガル・クリニックと同様である。エクスターンシップの単位認定は2単位までである⁵⁴。

⁵³ 2025 科目登録の手引き(学科目配当表・時間割)26 頁以下。

⁵⁴ 2025 科目登録の手引き(学科目配当表・時間割)26 頁。

(イ) 履修状況

臨床教育科目の履修状況は、以下のとおりである。

科目名	必修/選択必修/選択	2021年度		2022年度		2023年度		2024年度		2025年度	
		履修者数	単位修得者数	履修者数	単位修得者数	履修者数	単位修得者数	履修者数	単位修得者数	履修者数	単位修得者数
エクスターンシップ（単位認定対象者）	選択必修	49	49	47	47	109	109	94	94	102	101
地方・公益系エクスターンシップ（単位認定対象者）	選択必修	14	14	22	22	廃止					
コモンズ・エクスターンシップ（単位認定対象者）	選択必修	15	15	16	16	10	10	10	10	10	10
リーガル・カウンセリング アンド ネゴシエーション	選択必修	93	93	47	47	70	68	48	46	35	未定
裁判外紛争処理	選択必修	31	31	43	42	32	32	18	18	9	未定
模擬裁判（民事）	選択必修	2023年度より新設。				5	5	2	2	6	未定
模擬裁判（刑事）	選択必修	5	5	12	12	10	10	5	5	25	未定
臨床法学教育（基礎）	選択必修	11	11	10	10	11	11	18	18	22	22
臨床法学教育（民事クリニック）	選択必修	25	25	12	12	36	36	31	31	29	18
臨床法学教育（行政）	選択必修	8	8	7	7	9	9	9	9	4	未定
臨床法学教育（労働）	選択必修	9	9	3	3	9	9	10	10	10	6
臨床法学教育（刑事）	選択必修	32	31	8	8	31	30	21	21	23	12
臨床法学教育（外国人）	選択必修	6	6	7	7	未定	10	1	1	11	未定
臨床法学教育（障害）	選択必修	3	3	2	2	3	3	4	4	4	未定

(ウ) 臨床教育実施に際しての工夫

本法科大学院においては、各臨床教育科目の授業を実施するに当たって、適法性の確保、授業の効果向上に向け、以下のような工夫を行っている。

なお、臨床教育科目を履修するにあたり、学生から守秘義務に対する誓約書をとっている（守秘義務については、臨床科目受講だけでなく、様々な問題に対応できるよう、学生全員に対して事前研修で十分に説明し、かつ入学時に全員から誓約書をとっている）。また、早稲田大学学生補償制度（賠償責任補償）、早稲田大学学生補償制度（傷害補償）にエクスターン派遣学生を含めた全員を加入させている。

ア リーガル・クリニック

クリニック授業毎に、以下のような、工夫の特色がある。

民事クリニック（「家事・ジェンダー」含む）

実務家教員と研究者教員が原則として共同して担当すること、事例検討会での事例についての理論と実務面からの多角的検討、感想報告会の実施・感想報告文の提出による学生からのフィードバックなどによって、臨床法学教育における実務と理論の架橋を意識し、それを実践している。通常の授業への影響をさけるため法廷傍聴等を行っていないが、他方で、少額案件で本人訴訟を希望する相談者等に、訴状、申立書、内容証明郵便などを起案して交付し、実際に役立ててもらったこともある。

また、学生にとって過重負荷となるおそれがあると考えられたので、あらかじめ、1学期に90時間（2単位分）との消費時間の目安を設定し、学生からは随時消費時間数の報告をしてもらい、上記目安の前後に収まるようにつとめるなど、学生の過重負荷を避けるようにもしている。

本授業の実施にあたっては授業で取り扱う事件を一定数確保する必要があるところ、付設法律事務所や担当教員は、当該事件の確保に努力している（2021年度相談件数春学期11件、秋学期10件、2022年度相談件数春学期14件、秋学期8件、2023年度相談件数春学期19件、秋学期18件、2024年度相談件数春学期12件、秋学期12件、2025年度相談件数春学期13件）。2023年度から、司法試験在学中受験制の導入に伴い、春学期の授業は夏季休業期間中に集中して行うこととなったが、短期間内に多数の事件を確保するため、以前の相談者にクリニック教育の意義を説明し再来を依頼するなどの工夫も行っている。

本授業では、履修者を複数の班に分け、班ごとに学修を進めているが、従前の班からの引継事件がある場合は、その担当に加え、若干数の新件の法律相談を行う、逆に、従来からの引継事件がない場合には、法律相談で多めに新件の法律相談を行うなどすることで、各班の負荷が著しく異なることがないように配慮している。なお、民事クリニック、行政、労働、外国人は授業期間の最後に合同でカンファレンスを行い、各班の経験を共有することとしている。

行政クリニック

行政事件（行政交渉、審査請求、行政事件訴訟・国家賠償請求訴訟等）に関して、研究者教員と実務家教員の助言のもと、法律相談を受けるとともに、事件の内容によっては、実務家教員が事件の対応について受任したうえで、学生と共同して取り組んでいる。役所の窓口での担当者との交渉や、訴状等の裁判所に提出する書面の作成も行っている。取扱い分野は、

生活保護、情報公開、都市計画・建築紛争、課税処分・滞納処分、助成金、住民訴訟等、幅広い。学期をまたぐ場合には、事件の引継ぎをして対応している。

学生の取り組み・助言により、行政をめぐる紛争が終結することも多く、また、学生の起案した審査請求によって行政文書の不開示決定の見直しや建築確認の執行停止に繋がるなど、理論と実務の両面から大きな成果をあげている。

労働クリニック

解雇・雇止め、ハラスメント、残業代未払い等をはじめとする多様な労働相談に応じることのほか、事件の内容によっては正式に受任をし、学生が通知書（内容証明郵便）を起案したり、労働審判申立書や訴状等の書面を起案したりすることもある。事前の準備や、事後のフォローアップ等では、「労働法Ⅰ」「労働法Ⅱ」「労働法演習」などの関連科目や、「労働訴訟実務の基礎」その他の実務系基礎系科目との有機的連携を図ることを意識して指導を行っている。

特に、新しい労働審判制度を活用して迅速に解決した事件は複数件にのぼっており、実務と理論の両面から、大きな教育的成果を挙げている。なお、労働審判期日は原則非公開とされているが、担当教員の努力により学生の傍聴が実現する場合もある。

以上のほか、実務家教員が担当している労働事件を傍聴したり、労働組合（個人加盟のユニオンなど）を訪問して話を伺ったりする機会も設けている。

付設法律事務所による宣伝や担当教員の努力等の結果、相談件数は適正な数が確保できている 2021 年度相談件数春学期 5 件、秋学期 6 件、2022 年度相談件数春学期 6 件、秋学期 3 件、2023 年度秋学期 5 件*、2024 年春学期 6 件、秋学期 4 件、2025 年度相談件数春学期 6 件)。*2023 年度は秋学期のみの開講

なお、2022 年度までは、実務家教員と研究者教員が共同して担当していたが、2023 年度以降は実務家教員のみとなった。この点は、今後の改善が望まれる。

刑事クリニック

短期集中的に身体拘束されている事件を取り扱うため、主として捜査弁護、とりわけ身体拘束からの解放の活動を行っていることから、実務家教員によって行われ、また、刑事実務その他の法律実務基礎系科目との有機的連携が行われている。

上記のように短期集中的に身体拘束されている事件に対応する必要性

から、刑事クリニックは春季、夏季の休業期間に集中して行われている。

実践的にも、講座の開設当初から、教員が当番弁護事件を受任した上で、実際に接見をさせて、裁判所や検察庁に対する意見書や裁判所に対する準抗告申立書などを起案させており、近年では受任事件の約半数の事案で、検察官による勾留請求断念、裁判所による勾留請求却下、準抗告認容により早期の釈放を実現させるなど、刑事弁護活動上での画期的な成果を挙げて刑事実務へ大きな影響を与えており、実務と理論の両面から、大きな教育的成果を挙げている。

外国人クリニック

外国人法クリニックは、外国人に関わる法律問題について、関連法令の理論的理解と実務的なスキルの獲得を目的に統合的教育を行っている。具体的には、実務家教員と研究者教員の共同指導の下で、難民不認定処分や退去強制処分に関する現実の事件において、通訳を介した依頼者への聞き取りを行い、処分の取消訴訟に関連する各種書面の起案についての指導を実施している。これにより、国際法、憲法、行政法などにまたがる法的知識、日本語を解しない外国人から正確な情報を得る技能、依頼人の要請に真摯に向き合う倫理観などを醸成する効果を生んでいる。

障害法クリニック

授業と施設見学、ヒアリングなどを組み合わせて障害者の抱える問題の実情を知り、法的問題点を検討し、解決策を模索するところから、単に訴訟といった側面だけではなく社会システムとして法制度を整備していくことを議論する中で、そのために必要な多面的問題を検討するなど、教育成果を上げている。ただし、教員確保等の事情から、2026年度は開講しないことが決定している。

リーガル・クリニックについては、例えば、法律相談において依頼者（相談者）に対して学生2名が対応し、それに教員が付く形になっており、事件数の確保だけでなく、学生数に対する指導教員の充実が重要である。2025年度の担当教員は、基礎が春学期3名、民事クリニックが通年7名、刑事が通年3名、労働が通年1名、行政が通年2名、外国人が秋学期2名、障害法が春学期4名体制と、充実した体制で指導に当たっている。

学生数名に教員が複数という充実した少人数教育体制の元、実務家教員の実務の一部にも触れることができ、将来の具体的な職業イメージの形成にも役立っている。

イ エクスターンシップ

法律事務所以外のエクスターン先に対しては、個々に説明資料の送付（依頼時に趣旨説明、スケジュール、実習例、報告書等の資料を送付している）や担当者の訪問・面談によりエクスターンシップへの理解を深めた上での受け入れを依頼してきた。また、10日間以上、かつ通算60時間以上で派遣先と契約している。また、守秘義務については、本法科大学院での宣誓書（上記）だけでなく、とくに派遣先からの要望によりその実態に合わせた守秘義務も課している。

学生に対する成績評価書の提出や学生からの報告書の提出等を通じ、エクスターンシップにおける教育についての連携強化ならびに、教育成果の客観化が図られており、エクスターンシップ先の多彩化・エクスターンシップ交流会の実施などとあわせ、教育成果の定着および共通化による教育成果の発展が図られている。

派遣者数は報告書に記載のとおりであるが、派遣率は高水準を維持している。派遣率（試行プログラム（単位認定以外）を含む）は、2021年度春学期84.6%、秋学期78.4%、2022年度春学期89.5%（秋学期は司法試験在学中受験導入によるカリキュラム改革により、実施していない）、2023年度春学期72.5%（ただし、二次募集では100%となり、希望した学生は実質全員派遣できている）、2024年度は77.8%、2025年度は70.6%である。

本法科大学院におけるエクスターンシップ教育の特色のひとつとして、本法科大学院と連携関係にある早稲田リーガルコモンズ法律事務所⁵⁵で実施している「コモンズ・エクスターンシップ」がある。これは、従来、育成弁護士の教育プログラムとして実施していた内容を法科大学院生向けに改定した教育プログラムに基づくエクスターンシップ・プログラムである⁵⁶。受講者数は、2021年度15名、2022年度16名、2023年度10名、2024年度10名、2025年度10名と安定して受講者を得ている。

2025年度のプログラムの内容は、具体的には、以下のとおりである。全国における法科大学院のエクスターンシップ教育の参照モデルとなるものと思われる。

第1回 法律相談

第2回 接見

第3回 訴状・申立書の書き方

第4回 答弁書・準備書面の書き方

⁵⁵ 早稲田リーガルコモンズ・プロジェクトについては、2025年法科大学院案内10頁、および、第9分野9-1・1（3）イ参照。なお、早稲田リーガルコモンズ法律事務所とは、2016年度より包括的教育委託契約を締結している。

⁵⁶ 内容については、2025年度春季コモンズ・エクスターンシップ・プログラム実施要領、シラバス参照。

- 第5回 立法活動
- 第6回 遺産分割
- 第7回 刑事事件【否認事件の弁護】
- 第8回 民事事件の証人尋問
- 第9回 民事事件の証人尋問
- 第10回 離婚
- 第11回 建物明渡請求【訴訟・保全・執行
- 第12回 企業法務
- 第13回 入管事件
- 第14回 行政事件
- 第15回 労働

ウ ローヤリング科目

「リーガル・カウンセリング アンド ネゴシエーション」、民事模擬裁判・刑事模擬裁判のシミュレーション教育としてのローヤリング科目の内容については、シラバス参照⁵⁷のこと。

エ 活動報告書

クリニックの担当教員による活動内容報告や学生の参加の感想を集約したクリニックの活動報告書⁵⁸、全派遣先に関する実習内容や感想、自己評価や反省などを集約したエクスターンシップ・プログラム報告書⁵⁹が毎年発行されている。

(3) 特に力を入れている取り組み

第一に、上述のリーガル・クリニックおよびエクスターンシップでは、特に次の点に力を入れている。

リーガル・クリニックは、実際の依頼者について、あるいは、現実に生起している事件について、本法科大学院の教員の指導監督下で、法律相談や事件担当をすることを意味し、本法科大学院付設の弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックで行うもの（基礎、民事クリニック、行政、刑事、労働、外国人）と、教員が所属する外部の法律事務所等で行うもの（障害法）がある。単に実務を見るだけでなく、自ら学生が経験することを中心としているところが特徴である。刑事クリニックでは勾留請求却下や勾留決定の準抗告認容等により多数の被疑者の身体拘束からの解放を実現させており、実務的にも顕著な成果を挙げている。

⁵⁷ 2025年度シラバス参照。

⁵⁸ 2022年度クリニック報告書

⁵⁹ 2023年度エクスターンシップ・プログラム報告書、2022年度夏季エクスターンシップ・プログラム報告書

エクスターンシップは、実際の現場に学生を派遣し、幅広い法サービスに触れることで、これまで学んできた理論を実務として昇華させるとともに、将来活躍したい分野を見極め、目指そうとする法曹像を具現化することを目的とする。エクスターンシップでは、本法科大学院と契約を締結した、外部の法律事務所、企業法務部、官公庁、NGO-NPO、国際組織などで、法律実務を体験するものである。

これらの臨床法学教育系科目は、民事訴訟実務の基礎、民事弁護実務、家事弁護実務、刑事訴訟実務の基礎、刑事弁護実務、労働訴訟実務の基礎、リーガルカウンセリング アンド ネゴシエーション、裁判外紛争処理などの実務基礎系の科目におけるシミュレーションと有機的に関連しながら実施されている。

第二に、未修 1 年次の段階から、学生が法曹への関心を高め、法曹の仕事を実践的にイメージできるようにしつつ、2 年次以降の学修にもつなげられるようにすることを目的として、臨床実務教育を取り入れている。具体的には、①弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックおよび早稲田リーガルコモンズ法律事務所と連携して「法実務入門」を開設している⁶⁰。履修者は、2016 年度の試行プログラム時は、民事系 10 名、刑事系 9 名、正規授業となった後の 2017 年度 6 名、2018 年度 26 名、2019 年度 31 名、2020 年 22 名、2021 年 10 名、2022 年 6 名、2023 年 6 名、2024 年 18 名、2025 年 15 名である。②なお、1 (2) (ア) (イ) で取り上げた「臨床法学教育 (基礎)」も、未修者 1 年生を対象としており、上記の目的を実現するための科目である。

第三に、正規授業ではないが、弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック事務所が開催する修了生・修了予定学生向け実務研修プログラムである。司法研修所入所に向けて新たに開発したものであり、訴状など起案、模擬交渉、契約書チェック、知財実務など、参加・実践形式で実施している。履修者は、2021 年度 63 名、2022 年度は 88 名、2023 年度は 31 名、2024 年度は 41 名、2025 年度は 24 名である。

(4) その他

第一に、2013 年度より、本法科大学院を修了した弁護士が中心となって設立した早稲田リーガルコモンズ法律事務所と連携し、学生が常に社会の最前線の実務に触れながら教育を受け、同時に社会の多様な分野への進出を後押しする早稲田リーガルコモンズ・プロジェクト (WLCP) を開始した。同プロジェクトの柱の 1 つが「次世代育成プログラム」である。これは学生がコモンズ事務所に日常的に出向き、先輩である弁護士と一緒に実務を体

⁶⁰2025 年度法科大学院案内 6 頁、2025 年度シラバス参照

験するものである。具体的には、平日の夜や長期休暇を使って、弁護士が受任する民事訴訟・刑事訴訟等の訴訟業務、社会活動など幅広いテーマに参画をする。参加する学生は、法令・判例調査等の下調べなどを担当し、弁護士との議論を通じて、関連法令・判例の理解を深めるとともに、実務処理の基礎的な手順を学修する。

第二に、リーガル・クリニックについては、受講する学生の学修を支援することを目的としたクリニック AA の制度を設けている。クリニック AA は、本法科大学院を修了した弁護士の中からクリニックの担当教員の推薦に基づき、教務主任、アカデミック・コーディネーター (AC) が合議の上、選ばれる。クリニック科目にクリニック AA が参画することで、学生にとってはより身近に議論する機会が増え、実務への理解が深まることが期待される。

2 点検・評価

(1) 開設科目

リーガル・クリニックは、合計7科目もの専門クリニックが開設されており、十分な開設数である。

また、エクスターンシップも、多彩かつ多くの派遣先が確保され、充実したエクスターン教育が実施されており、プログラムとしては卓越したものが準備されている。

(2) 実施状況

ア リーガル・クリニック

実務家教員と研究者教員が原則として共同して担当すること、事例検討会での事例についての理論と実務面からの多角的検討、感想報告会の実施・感想報告文の提出による学生からのフィードバック、さらに、実務基礎系科目との有機的連携などによって、臨床法教育における実務と理論の架橋を意識し、それを実践している点は高く評価できる。

実践面でも、本人訴訟を支援するための訴状等、申立書、内容証明郵便の起案、意見書提出による勾留請求却下決定、勾留に対する準抗告の認容などによって多数の被疑者の早期釈放を実現させるなど、理論と実務の両面で、大きな教育的成果を生んでいる。

また、学生の過重負荷を避けるように工夫もされている。

イ エクスターンシップ

法律事務所以外のエクスターン先に対するエクスターンシップへの理解を深めた上での受入れの依頼や、学生に対する成績評価書の提出や学生からの報告書の提出等を通じ、エクスターンシップにおける教育につ

いての連携強化ならびに、教育成果の客観化が図られている。

また、エクスターンシップ先の多彩化・エクスターンシップ交流会の実施などとあわせ、教育成果の定着および共通化による教育成果の発展が図られている。

ウ 教育体制

リーガル・クリニックについては、本科目設置依頼、実務家教員と研究者教員が原則として共同して担当することとしてきたが、研究者教員の定年退職等により、この原則の維持が困難になりつつある。今後の持続可能なクリニック教育の在り方が課題として挙げられる。もっとも、この問題意識自体は執行部および科目担当者間でも共有しており、これまでクリニック教育に関与してこなかった研究者教員に新たに科目を担当してもらうなどの試みを行っている。

エ 参加者数

2021年度は、リーガル・クリニック参加者（履修者）が98名、エクスターンシップの参加者は78名、2022年度はリーガル・クリニック参加者が45名、エクスターンシップの参加者が85名、2023年度はリーガル・クリニック参加者が111名、エクスターンシップ参加者が119名、2024年度はリーガル・クリニック参加者が102名、エクスターンシップの参加者は104名、2025年度はリーガル・クリニック参加者が100名、エクスターンシップの参加者は112名であった。2023年度は司法試験在学中受験導入に伴うカリキュラム改革があったが、2023年度以降も安定的な参加者を得られている。また、エクスターンシップの派遣率（試行による派遣者も含む）は、2021年度春学期84.6%、秋学期78.4%、2022年度春学期89.5%、2023年度春学期72.5%、2024年度は77.8%、2025年度は70.6%であり、概ね高水準を維持している点は評価できる。

オ 活動報告書

クリニックの活動報告書、エクスターンシップ・プログラム報告書が毎年発行されている点も評価できる。

カ 線の実務教育の実現

本法科大学院の実務教育は、1年次の「法実務入門」「臨床法学教育（基礎）」、3年次の実務基礎教育（法曹倫理、民事・刑事の訴訟実務基礎）と「リーガル・クリニック」「エクスターンシップ」等の臨床実務教育、法科大学院修了予定者や修了生を対象とした「実践的実務教育プログラム」、そして、司法試験合格後のコモンズプロジェクトとしての「次世代育成プ

プログラム」まで、点ではなく線の実務教育、換言すれば、線の法曹養成教育の実現に至ったことは大いに評価できるものと思われる。

3 自己評定

A

[理由]

臨床法学教育は、質的にも量的にも非常に充実している。

4 改善計画

2023 年度からの司法試験在学中受験の開始に伴い、リーガル・クリニックやエクスターンシップの開講時期を司法試験終了後の 3 年次夏休みおよび 3 年次秋学期に変更した。司法試験終了後であればそのプレッシャーから解放されるため、より多くの学生が、自らの問題意識と関心に基づき、これらの科目をより自由に履修できるようになるだろうとの考えに基づくものである。実際にも、これらの科目の履修者数は増えており、所期の目的を達成することができていると考えられる。今後も、学生のニーズや履修者数の動向などをにらみながら、より多くの学生が臨床科目を履修し、実務を体験することを通じて、法曹に求められる諸能力を涵養できるように留意する。

他方で、上記科目の開講時期の変更後、履修可能単位数の上限との関係で、これらの臨床科目を履修したくても履修できないケースが生じていることが判明している。そこで、被災地復興支援クリニック（詳細は第 9 分野 9-1・1（3）エ参照）など、正規の授業以外の形でも、学生が「現場」を学ぶ機会を幅広く提供するようにしている。このような試みを今後も継続する。

なお、2026 年度のカリキュラムより、法曹倫理が 3 年次秋学期に設置されることとなった。これに伴い、これまではエクスターンシップやクリニック科目については、法曹倫理を履修済みであるか、同時履修していることを履修の条件としていたが、この条件を見直した。代わりに、エクスターンシップおよびクリニック科目の受講者には、その受講要件として、法曹倫理担当教員による事前倫理研修を行い、守秘義務や依頼者に対する誠実義務など法曹倫理の中核的部分について十分な説明を行ったうえで（弁護士職務基本規程の関連条文および懲戒事例を含む）確認テストを課す予定である。

6-4 国際性の涵養

(評価基準) 国際性の涵養に配慮した取り組みがなされていること。

1 現状

(1) 国際性の涵養

ア 目的

本法科大学院では、国際的に活躍することができる法曹の養成を目的に、国際性の涵養に配慮した取り組みに力を入れている。また同時に、国際的な法律学の教育機関として機能し、「発信」を積極的に行う国際性も体現することを目指している。

イ 国際性の涵養に関する取り組み

本法科大学院では、国際性の涵養に関係する取り組みとして、交換協定に基づく外国のロースクール等への交換留学、Transnational Program と Global Forum、海外派遣エクスターンシップ、英語による講義、交換協定に基づく外国人学生の受入およびこれらの学生と法科大学院学生とが参加する比較法プログラムの展開などを行っている。

ウ 実施状況

(ア) 交換協定に基づくロースクール等への交換留学

本法科大学院は、アメリカのコロンビア大学、ペンシルバニア大学、コーネル大学、デューク大学、イリノイ大学、ミシガン大学、フォーダム大学、スタンフォード大学、ヴァージニア大学、カリフォルニア大学サンフランシスコ校のそれぞれのロースクール、カナダのヨーク大学オズグールド・ホール・ロースクール、フランスのパリ第二大学大学院、ドイツのブチェリウス・ロースクール、オズナブリュック大学、韓国の梨花女子大学・ロースクール、台湾の法務部司法官学院、国立台湾大学法律学院と学生交換協定を結んでいる。

こうした交換協定によって、2005年から2025年の18年間で海外に留学した本法科大学院の学生は62名にのぼる。

国	派遣先大学・機関	人数	備考
アメリカ合衆国	コロンビア大学	2	Non-degree
	ペンシルバニア大学	14	
	コーネル大学	6	Non-degree
	デューク大学	2	Non-degree

	ミシガン大学	6	
	フォーダム大学	7	
	スタンフォード大学	3	Non-degree
	ヴァージニア大学	6	
	カリフォルニア大学 ヘイスティング校	8	
	イリノイ大学	1	
	ワシントン大学	1	
台 湾	司法官学院	5	
ドイ ツ	ブチェリウスロースクール	1	
合 計		62	

特にアメリカに留学した学生は、LL.M.（法学修士）を取得するとともに、その後アメリカにおける Bar Examination も受験することが多く、これまでに少なくとも 24 名がニューヨーク州の Bar Examination に合格している。

なお、2012 年度入学者選抜より「交換留学生優先枠(LL.M)」を新設し、アメリカのロースクールに留学し、将来国際的に活躍したいと強い希望を持つ者について、概ね 5 名を優先して選抜することにした。これにより、これまで以上に多くの学生を LL.M. コースに留学させ、アメリカの法曹資格を得ることを推進している。また、留学準備講座を設置し、留学が決定した者に対し、アメリカ法の基礎的知識や英語によるメモ等の作成方法などの事前教育を行うとともに、留学経験者との対話の機会を設け、留学後のキャリア形成についても積極的な支援を行っている。

(イ) Transnational Program と Global Forum

本法科大学院では、毎年 3 月にアメリカ、カナダ、フランス、ドイツ、韓国、台湾などから、教員と学生を招聘し、1 週間の Transnational Program を開催している。このプログラムは毎年特定のテーマを設定し、学生はこのテーマに関する各国のエキスパートである教員から英語による授業を受講する。これに加えて、学生にはテーマに即したプレゼンテーションが求められ、各国の学生が混合した数チームが編成され、そのなかで発表すべき内容について議論を行い、さらにプレゼンテーションの方法等を練り上げていく。これによって、学生は英語で議論を行う能力、異なる文化的・法的背景を持つ学生・教員を説得する普遍的なプレゼンテーション能力等の養成を目指す。

年度	テーマ	参加大学
2005	Corporate governance	ペンシルバニア大学、ソウル国立大学、国立台湾大学
2006	International Intellectual Property	ペンシルバニア大学、ワシントン大学、ソウル国立大学、国立台湾大学、ブレーメン大学
2007	International Environmental Law	ペンシルバニア大学、カリフォルニア大学バークレー校、デューク大学、ソウル国立大学、国立台湾大学
2008	International Financial Law	ペンシルバニア大学、スタンフォード大学、ヨーク大学、ソウル国立大学、国立台湾大学
2009	Healthcare And Law	ペンシルバニア大学、コロンビア大学、ヨーク大学、ソウル国立大学、国立台湾大学
2010	Comparative And Cross-Border Insolvency Law	ペンシルバニア大学、テキサス大学、ワシントン大学、ブリティッシュ・コロンビア大学、ソウル国立大学、国立台湾大学
2011	International And Comparative Economic Law	ペンシルバニア大学、オックスフォード大学、ボン大学、ソウル国立大学、中国社会科学院、国立台湾大学
2012	Gender Equality in Society	ペンシルバニア大学、コーネル大学、フランクフルト大学、ソウル国立大学、国立台湾大学
2013	実施なし (Global Forum 開催のため)	
2014	Disaster And Law	ペンシルバニア大学、オレゴン大学、ソウル国立大学、国立台湾大学
2015	Lay Participation And Criminal Justice: Its Significance And Challenges	ペンシルバニア大学、ブチェリウス・ロースクール、ソウル国立大学、国立台湾大学
2016	Medicine And Law	ペンシルバニア大学、ブチェリウス・ロースクール、ソウル国立大学、国立台湾大学
2017	Alternative Dispute Resolution, ADR	ペンシルバニア大学、ブチェリウス・ロースクール、ソウル国立大学、国立台湾大学
2018	実施なし (Global Forum 開催のため)	
2019	Same Sex Marriage	実施に向け準備を進めたが、新型コロナウイルス感染症による入国制限のため中止
2020	Same Sex Marriage (新型コロナウイルス感染症のためオンラインによる開催)	ペンシルバニア大学、ブチェリウス・ロースクール、ソウル国立大学、国立台湾大学
2021	International Arbitration (新型コロナウイルス感染症のためオンラインによる開催)	ペンシルバニア大学、ブチェリウス・ロースクール、ソウル国立大学、国立台湾大学

2022	Business and Human Rights	ペンシルバニア大学、ブチェリウス・ロー スクール、ソウル国立大学、国立台湾大学
2023	Environmental Law	ペンシルバニア大学、ブチェリウス・ロー スクール、ソウル国立大学、国立台湾大学
2024	FinTech and Law	ペンシルバニア大学、ブチェリウス・ロー スクール、ソウル国立大学、国立台湾大学
2025	AI and Financial Law	ペンシルバニア大学、ブチェリウス・ロー スクール、ソウル国立大学、国立台湾大学

さらに、2010年度からは、ペンシルバニア大学（アメリカ）、フランクフルト大学（ドイツ）、清華大学（中国）と本法科大学院がコンソーシアム“Global Forum”を設立し、毎年各大学が持ち回りでホスト校となり、加盟大学の学生を集めた講義・シンポジウムを展開してきた。Global Forumは、本法科大学院が開催してきたTransnational Programをより国際的に拡大する試みであり、学生が国際的環境で活躍する機会はこれまで以上に拡大することを目的とし、海外での開催においては本法科大学院からも教員2名、学生2～3名を派遣してきた。なお、Global Forumは参加校すべてが2回ずつ開催したことで、2018年度をもって一区切りとし終了した。

年度	テーマ	開催校
2010	Health Law And Policy	ペンシルバニア大学
2011	Financial Regulation	フランクフルト大学
2012	Domestic Constitutionalism	清華大学
2013	Global Constitutionalism	早稲田大学
2014	—	—
2015	International Law in a Changing World - the Impact of Rising Powers	ペンシルバニア大学
2016	Corporate Responsibility from a Comparative Perspective	フランクフルト大学
2017	Internet Governance	清華大学
2018	Juvenile Justice System	早稲田大学

(ウ) 海外派遣エクスターンシップ

エクスターンシップには、学生を外国へ派遣するプログラムもある。これまでにジュネーブの国際組織、韓国の法律事務所、法整備支援のためにベトナム、ラオス、カンボジアに派遣した実績がある。さらに、2011年度からは韓国・サムソン本社の知的財産権部門とシンガポールの大手弁護士事務所 Rajah&Tann、2016年度からはアンダーソン・毛利・友常法律事務所・上海オフィスにおけるエクスターン派遣も開始された。また、NGO

ヒューマンライツ・ナウのエクスターンでは、タイの難民キャンプへの派遣も行われた。2019年度からは新たに国連自由権規約委員会でのエクスターンも始まり、ビジネス関連のエクスターンに加えて、国際的な人権保護・難民支援などを経験するエクスターンも拡充している。ただし、2020年度、2021年度については、新型コロナウイルス感染症に関連して大学により学生の海外渡航制限が行われたため、海外受入先に対して受入の依頼を行わなかった。2022年度は、司法試験の受験時季変更による移行期間のため、研究科主催のエクスターン自体、実施しなかった。2023年度は4名、2024年度は2名、2025年も2名を海外エクスターンシップに派遣した。

(エ) 英語による講義

2025年度は「外国法基礎（英米法）」、「トランスナショナル・プログラム」が英語による講義として開講されている。また、本法科大学院では、協定を締結している海外ロースクールからの学生を教育するため（次節を参照）、年間12科目ほどの英語による授業を提供している。このなかには「Comparative Financial Law」など日本人学生にも開放されている科目があり、外国人学生とともに英語の講義を受講できる。2024年度からは、より多くの科目について、日本人の受講を認め、英語による授業の受講の機会、および受入留学生との交流の機会を拡大している。

(オ) 外国人学生の受入・研修の実施

本法科大学院は交換協定を持つ大学から多くの留学生を受け入れており、その数は過去21年間（2004年～2025年）で約260名に達している。5。彼らは本法科大学院に3ヶ月～12ヶ月滞在し、英語で提供される講義を受講する。2025年度においては、以下のような13科目が開講される。

科目名	単位	備考
Introduction to Japanese Law	2	留学生必修
Comparative Financial Law	2	日本人学生に開放
Civil Law in Japan	2	
Criminal Justice in Japan	2	
Constitutional Law in Japan	2	
Pacific Settlement of International Disputes	2	
Civil Dispute Resolution in Japan	2	
Comparative Studies of Intellectual Property Law	2	
Patent Law in Japan	2	

Copyright Law in Japan	2	
International Human Rights Law	2	
Global Economy and the Law relating to Secured Transactions in Japan	2	
Regulation of Financial Markets in Japan	2	

外国人学生にとっては、日本法の基本的な内容を理解する機会となると同時に、本法科大学院の学生にとっても、授業や課外活動を通してこうした学生と交流することにより、自然のうちに国際性を涵養する契機となっている。

国	大学名	受入数(人)
アメリカ合衆国	コロンビア大学	20
	ペンシルバニア大学	20
	コーネル大学	19
	デューク大学	13
	ミシガン大学	12
	イリノイ大学	3
	フォーダム大学	19
	スタンフォード大学	19
	ヴァージニア大学	23
	カリフォルニア大学ヘイスティング校	12
カナダ	ヨーク大学	35
ドイツ	ブチェリウス大学	26
	オズナブリュック大学	1
フランス	パリ第2大学	18
台湾	国立台湾大学	15
韓国	梨花女子大学	3
合計		258

また、本法科大学院は外国の法律家向けの研修も実施している。国連アジア極東犯罪防止研修所および国際協力機構(JICA)における研修の一貫として、中国、カンボジア、ラオス、ネパールの若手法律家に対し、わが国の法制度と法科大学院制度の状況などについて講義を行ってきた。また、2010年度～2019年度はスイス・サンクトガレン大学のExecutive MBLプログラムの開催校ともなり、本法科大学院教員がコーディネーターとなって、30名ほどの学生を1週間受け入れ、講義を行っている。2016年度～2019年度には、本法科大学院在学学生および修了生も参加・聴講して

いる。さらに、2014年度に、台湾の司法院法官学院と箇所間協定を締結し、2015年度には教員を派遣して台湾の裁判官に対して集中講義を行った。また、2015年度に国立台湾大学法律学院と箇所間協定を結び、同年度から教員間の相互交流が始まっている。2016年には中国の東南大学法学院、西南政法大学法学院との間に教員派遣に関する覚書が締結され、教員間の交流が行われている。さらに、2025年7月には、協定校のコーネル大学、国立台湾大学と「Waseda-NTU-Cornell Workshop on Interdisciplinary Studies of Law」を二日間にわたり開催し、コーネル、台湾から3名の研究者を招聘し、本学からも研究者3名、法科大学院生2名が出席し、積極的な意見交換を行った。

(2) 特に力を入れている取り組み

上記のように、国際性の涵養に関する取り組みは広範かつ包括的なものである。英語科目の受講や外国人留学生との交流など、多くの学生が国際性の涵養を行うことができる契機を広く提供する一方で、将来において国際的な舞台で実際に活躍できる法律エキスパートを養成することも、本法科大学院の重要な使命と考えている。こうした点で、国際的な場で働く動機づけ、英語運用能力を含めたスキルの獲得、具体的なキャリア・イメージの形成など、個々の学生の事情・希望を斟酌した丁寧な人材育成を行っている。留学準備講座における正規の取り組みはもちろん、これまでの留学経験者がネットワークを形成し、国際的な活躍の情報交換を行うとともに、アカデミック・アドバイザーとして後輩である現役学生への助言・指導を行うなどの取り組みも進めている。

(3) その他

2022年より、コロナ後の協定校からの留学生受け入れ再開を受けて、日本人学生の中から「留学生サポーターズ」を公募している。受入留学生の日本滞在は約3か月であるが、この間、様々な形で留学生をサポートし、インフォーマルに人的な関係を築くことをねらいとしている。2022年以降、2025年まで、安定して6名程度の参加者を得ている。

2 点検・評価

「1現状」に記したとおり、交換協定に基づくロースクール等への交換留学はアメリカ合衆国の11校をはじめ、カナダ、フランス、ドイツ、韓国、台湾が用意されている。Transnational ProgramとGlobal Forumは、海外の学生と英語で議論・交流できる貴重な機会を提供するとともに、海外派遣エクスターンシップ、英語による講義、外国人学生の受入・研修など、国際性を涵養するプログラムはきわめて充実したものとなっている。

3 自己評定

A

[理由]

国際性を涵養するためのプログラム・取り組みは、質・量の両面において、卓越したものとなっている。また、留学経験者をはじめとして、本法科大学院の修了生から、実際に国際的な問題に取り組む法曹が生まれるなど、具体的な成果が現れている。

4 改善計画

5年一貫型教育が主流となることを踏まえて、留学を希望する学生のニーズに的確に応え、協定先のロースクールに送り出す新たな制度構築の検討を進めている。多くの学生が、英語能力を含めて海外での学修に適した素養を持ちながらも、司法試験というハードルを前にして、交換留学に踏み出すことを躊躇している状況も否定できない。現行の司法試験のあり方と法科大学院における国際性の涵養という要請が十分に整合性を持っていないという、一法科大学院として対応できる範囲を超えた制度的な課題があるにせよ、司法試験合格までのより充実した支援の提供により、留学経験者を着実に法曹として輩出していくためのさらなる努力を行う。また、留学後のキャリア・プランや司法試験の先にある法曹としての仕事の広がりなど、より多くの情報を学生に提供し、交換留学への動機づけを積極的にを行う機会を増やす方をさらに講じていく。

また、Transnational Program は開始から 20 年以上が経過し、Global Forum も 2018 年度をもってひと区切りを迎えている。したがって、これまでの大きな成果を踏まえながらも、新しい視点からプログラムのあり方やその内容について再検討をすべき時期にきている。特に、3 年生が在学中受験を終えた後、秋学期開始後までの間におけるプログラム（派遣型であるか、日本での実施であるかを問わない）の提供は急務であり、さしあたり、協定校を中心にこの時期に行っている短期プログラムがあれば積極的な参加を促すことを続ける。同時に、アドホックな形で、この時期に海外の研究者によるオンライン講義などの実施も検討する。本法科大学院の学生がさらに参加しやすいプログラム構成とすることはもちろん、国際的な法律学の教育機関として積極的な「発信」を行うという観点から、よりチャレンジングなテーマを取り上げるといった発想も求められており、パートナーとなる海外大学との間で、改革に向けた協議を進めていく。

第7分野 学習環境及び人的支援体制

7-1 学生数（1）〈クラス人数〉

（評価基準）◎○ 1つの授業を同時に受講する学生数が適切な数であること。（多）

（注）

- ① 「1つの授業を同時に受講する学生数」とは、クラスに参加するすべての学生の数をいい、本科生、留学生、科目等履修生、聴講生等を含む。
- ② 「適切な数」とは、その開設科目として効果的な授業を行うのに適した人数をいう。法律基本科目の場合は、50人以下であること（但し、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない）、及び法律基本科目のうち必修科目の場合は、教育効果をあげることができないような少人数にならないように適切な努力がなされていることをいう。なお、50人以下か否かの点については◎基準、教育効果をあげることができないような少人数か否かの点については○基準とする。

1 現状

（1）1つの授業を同時に受講する学生数（人数にカウントされる人、されない人の区別も含む）

評価実施年度を含む過去3年分の、開設科目毎の履修登録者数は、別紙（科目別履修登録者数一覧表⁶¹）のとおりである。

（2）適切な人数となるための努力

ア 法律基本科目

法律基本科目必修科目のうち、法学未修者1年次配当科目は、2023年から2025年度まで、1クラス編成で授業が行われている。1クラスあたりの人数は、（再履修者がいるため）必修科目ごとに若干の違いがあるが、2023年度は20～22名、2024年度は35～36名、2025年度は42～43名である。

法律基本科目必修科目のうち、2年次および3年次配当科目は、2023年度～2024年度においては5クラス編成、2025年度においては6クラス編成で授業が行われている。1クラスあたりの人数は、2023年度が35～42名、2024年度が40～48名、2025年度が36～43名となっている。

以上のとおり、法律基本科目必修科目については、1クラスの人数を

⁶¹ 「2023年度 開講科目履修者数一覧（学科目配当表）」、「2024年度 開講科目履修者数一覧（学科目配当表）」、「2025年度 開講科目履修者数一覧（学科目配当表）」

適正なものに保つため複数のクラスを開講し、2023年度から2025年度までの間、すべてのクラスにおいて、登録者は10人以上であり、かつ50名以下となっている。

さらに、法律基本科目のうち選択科目については、2023年度～2025年度春学期を通じて、1クラスの最大人数が50名を超えないようにしている。選択科目における登録者の最少・最大人数は、年度や科目等によってさまざまであるが、これは、選択科目であるという性質によるものであり、授業の実施において支障が生ずるものではない。

イ 法律実務基礎科目

法律実務基礎科目の必修科目のうち、「法曹倫理」については、2023年度は4クラス（そのうち1クラスは1年生用クラス）、2024年度、2025年度は3年生・1年生合同で4クラスが開講され、それらの1クラス当たりの人数は2023年度においては20～46名、2024年度においては35～45名、2025年度においては38～53名である。

法律実務基礎科目のうち「民事訴訟事務の基礎Ⅰ・Ⅱ」及び「刑事訴訟実務の基礎Ⅰ・Ⅱ」（いずれも3年配当）は4クラスを開講しており、それらの1クラス当たりの人数は2023年度においては37～39名、2024年度においては33～37名、2025年度においては42～44名である。

法律実務基礎科目のうち選択科目についても、2023年度～2025年度の3年度において、登録人数が最も多い科目・クラス的人数は37名、27名、34名であり、50名を超えるものはない。

ウ 基礎法学・隣接科目

基礎法学・隣接科目については、科目の性質上、適切なクラス人数を画一的に考えることは困難であるが、2023年度～2025年度を通じて、2023年度の「法医学」（54名）及び「司法制度の基礎理論」（55名）並びに2024年度の「法医学」（51名）を除いて、50名以下のクラス人数となっている。

エ 展開・先端科目

基礎法学・隣接科目の場合と同様、展開・先端科目についても、科目の性質上、適切なクラス人数を画一的に考え難いところであるが、登録者数が50名を超える科目は2023年度の「犯罪学」（56名）、2024年度の「法医学」（51名）、「労働法Ⅱ」（60名）、2025年度の「労働法Ⅰ」（57名）、「労働法Ⅱ」（58名）、「犯罪学」（62名）、「民事執行・保全法」（69名）のみであり、その他の科目においては、概して比較的少人数での授業が実施されている。

(3) 特に力を入れている取り組み

上述のとおり、2023年度～2025年度の法律基本科目必修科目については、法学未修者を対象とする1年次配当科目についても、2年次・3年次の配当科目についても、少人数教育を適切に実施するのに理想的な学生数となっており、効果的な授業の実施に取り組むことができている。

また、例年、1年次春学期の法律基本科目については、担当者を全員専任教員としており、オフィスアワーと連動して、初学者に対する十分な指導を行うことができている。

(4) その他

特になし。

2 点検・評価

上記のデータから知られるように、法律基本科目の1クラス人数は、すべて50名以下、かつ10名以上となっており、双方向・多方向の授業を行うのに必要・適切な人数を満たしている。2025年度は、入学者数の増加傾向に対応するため、法律基本科目必修科目の開講クラス数を増やし、従前の5クラス体制から6クラス体制に切り替えて教育に臨んでいる。それにより、法律基本科目必修科目の1クラス人数はおおむね20～40名程度の範囲に収まり、双方向・多方向の授業を実施し各学生の理解度・到達度を適切に評価するのに理想的な人数を維持することができている。

また、法律基本科目以外の科目群については、各授業科目の性質や、授業の実施内容・方法の相違を考慮する必要がある。この科目群の科目においては、科目ごとに登録者数にバラつきがあるが、このバラつきはそれぞれの科目特性に起因していると判断される範囲を超えるものではない。また、ごく一部の科目において登録者数が50名を超えるものが見られるが、これらの科目は、法科大学院の設置科目としては希少な専門科目であるか(「法医学」等)、教員数が少ない選択科目であり(「労働法」等)、複数クラスを設置することが実際上困難であるという例外的事情が認められる。以上のような事情を総合的に考慮して、本法科大学院においては、法律基本科目以外の科目についても、受講生の「適切な人数」の確保に可能な限りの意を配っており、現状では大きな問題がないものとする。

3 自己評定

A

[理由]

必修科目はほぼすべての科目について評価基準を満たしており、また、評価

基準を満たしていないごく少数の例外的な科目においても、評価基準を充足しなかった合理的な理由があり、選択科目の50名超過科目は多数の開講科目の中で各年度数科目に留まるのみであり、全体として「適切な人数」の範囲に収まっていると考えられるため。

4 改善計画

現在のところ、改善すべき特段の問題はないと考えている。

7-2 学生数（2）〈入学者数〉

（評価基準）入学者数が入学定員に対してバランスを失っていないこと。

（注）

- ① 「入学者数」とは、実際に入学した学生の数をいう。
- ② 「入学定員」とは、各年度の入学定員として各法科大学院が定める人数をいう。
- ③ 「バランスを失っていないこと」とは、入学定員の110%以下を標準として入学者数が収容定員に対するバランスを失っていないことをいう。

1 現状

（1）過去5年間における入学定員に対する入学者数の割合

	入学定員 (A)	入学者数 (B)	定員充足率 (B/A×100)
2021年度	200人	160人	80.0%
2022年度	200人	185人	92.5%
2023年度	200人	168人	84.0%
2024年度	200人	208人	104.0%
2025年度	200人	212人	106.0%
平均	200人	186.6人	93.3%

- [注] 1 「入学定員」とは、各年度の入学定員として本法科大学院が定める人数とする
2 「入学者数」とは、実際に入学した学生の数

入学定員・入学者数は、上掲表のとおりである。入学者数は、2021年度～2025年度の平均で入学定員の約93.3%である。

（2）入学者が入学定員を大幅に上回らないための努力

各年度の入学者選抜において、入学者が入学定員を大幅に上回ることがないように、過年度における合格者の入学手続動向に関するデータ等を資料として勘案しつつ、合格者数を定めている。

（3）特に力を入れている取り組み

本学において学修するに足る能力があると判定した者はすべて入学を認めるという姿勢を貫きつつ、本学での学習環境および人的支援態勢を考慮して、入学者が入学定員を上回ることはないように十分に配慮すると同時に、他方において、入学者が入学定員に満たない場合でも、本学において学修するにふさわしいとはいえない志願者については、その入学を認めないものとし、入学者の質の確保を特に重視している。

(4) その他

2024年度は、入学者数が従前よりも大幅に増加した。入試実施時期の変更等に起因するものと考えられる。入学者数の帰趨は今後も予測が困難であるが、上記(3)で言及した方針を実現できるよう、適正な入学者選抜制度および合理的な入学者決定方法を通じて、入学定員と入学者数の良好なバランスを保っていきたいと考えている。

2 点検・評価

入学定員と入学者のバランスは、おおむね良好な状況であり、十分に許容される範囲であると考えている。

3 自己評定

適合

[理由]

評価基準を充足しているため。

4 改善計画

2024年度、2025年度は、定員充足率が100%を超えたが、110%を超えていることはなく、現在のところ改善すべき特段の問題はないと考えている。引き続き、入学者の質を確保しつつ適正かつ高い定員充足率を維持していくよう努める。

7-3 学生数（3）〈在籍者数〉

（評価基準）在籍者数が収容定員に対してバランスを失っていないこと。

（注）

- ① 「在籍者数」とは、在籍の法科大学院生の数をいう。
- ② 「収容定員」とは、「入学定員」に3を乗じた人数をいう。
- ③ 「バランスを失っていないこと」とは、在籍者数が収容定員を大幅に上回っていないことをいう。

1 現状

1) 収容定員に対する在籍者数の割合

【過去5年間における全体の在籍者数の割合】

	収容定員 (A)	在籍者数 (B)	定員充足率 (B/A×100)
2021年度	600人	409人	68.17%
2022年度	600人	413人	68.83%
2023年度	600人	403人	67.17%
2024年度	600人	417人	69.50%
2025年度	600人	472人	78.67%
平均	600人	422.8人	70.47%

【注】 1 「在籍者数」とは、休学者を含む法科大学院生の在籍数をいう。

【評価実施年度の在籍者数】

	在籍者数 (未修)	在籍者数 (既修)	合計
1年次	44人		44人
2年次	38人	211人	249人
3年次	22人	157人	179人
合計	104人	368人	472人

在籍者は、上掲表（2025年5月1日現在）のとおりであり、2025年5月1日現在で収容定員の78.67%である。

(2) 在籍者数が収容定員を大幅には上回らないための努力

各年度の入学者選抜において、収容定員（入学定員）を大幅には上回らないような入学者数としている。

(3) 特に力を入れている取り組み

上記(2)のとおり、各年度の入学者選抜において、収容定員（入学定員）

を大幅には上回らないような入学者数としているために、在籍者数が収容定員を大幅には上回らないための取り組みは特に必要なく、そのための措置は講じていない。

(4) その他

上記のように各年度の入学者選抜において、収容定員（入学定員）を大幅には上回らないような入学者数とする方策を講じているため、在籍者数が収容定員を上回ることにはない状況にある。

なお、当然ながら、学生において休・退学、再入学の事情が生じ得ることから、各学年の在籍者数は、入学者数を単純に反映した数字にはならない。本法科大学院においては、各学年を通じて厳格な成績評価を行い、進級要件・修了要件を厳格に運用していることから、一定数の退学者や休学者が存在するが、これらはそれぞれの事情（成績不振、他の教育機関への入学、就職、身体・精神の疾患、経済的困窮等）に照らしてやむを得ないものである。

2 点検・評価

在籍者は、収容定員を上回っておらず、適切なバランスであると考えている。

3 自己評定

適合

[理由]

評価基準を充足しているため。

4 改善計画

現在のところ、改善すべき特段の問題はないと考えている。

7-4 施設・設備（1）〈施設・設備の確保・整備〉

（評価基準）授業等の教育の実施や学習に必要な施設・設備が適切に確保・整備されていること。

1 現状

（1）施設・設備の確保・整備状況

ア 施設設備

本学 27 号館（小野梓記念館）の地上部分（1～4 階）および 8 号館 3 階の法廷教室が本法科大学院の専用施設として確保されている（必要に応じて学内の他の建物の施設・設備も利用している）。8 号館 3 階の法廷教室は、2 室からなり、1 室（301 号室）は、裁判官席 9、弁護側席 6、検察側 6、被告席 1（および長椅子 1）、書記官席 1、廷吏席 1 のほか傍聴席等 30 を備え、1 室（302 号室）は、円テーブルに 8 席、その他の座席 30 を備える。これとは別に学内に模擬裁判用の法廷セットが用意されている。

教室・演習室については、27 号館 2 階に収容定員 24～79 名の 6 室、3 階に収容定員 23～80 名の 6 室がある。各教室には、ホワイトボード、プロジェクター、モニター、教員用 LAN 接続パソコンが配置されており、受講者の各机には電源および LAN ケーブルのコンセントが配置され、27 号館は全館無線 LAN 対応となっている。

自習室としては、27 号館 4 階に本法科大学院専用の独立した 4 室があり、キャレルが合計 164 席用意されている。そのほか、10 の端末機器を設置した席がある。また、27 号館に隣接した建物（関口ビル=27-10 号館）に本法科大学院生が利用できる合計 208 の自習用キャレルがある。その他に 19 号館 2 階の 204 自習室の 39 席が利用可能である。自習室の各机には電源および LAN ケーブルのコンセント（27 号館以外では、一部無線 LAN）が配置されており、自習室は適度な明るさに保たれている。

議論スペースとしては、27 号館内に、椅子およびテーブル（2 階 26 席、3 階 16 席）、ディスカッションコーナー（2 階。4 席×3 ブース）、相談ブース（3 階。4 席×5 ブース）が設置されており、学生が自由に自主的に議論の場などに利用している。1 階には、「オフィスアワーーム」（12 席）が設置されている。また、27 号館に隣接した建物（関口ビル=27-10 号館）に、定員 12 名のグループ学習室が用意されており、予約による貸切利用も可能である。また、27 号館の各教室は、授業が行われていないときに、学生グループが予約の上、貸切利用をすることが可能である。

教員の研究室は、8 号館の 7～12 階にあり、学生が容易に訪れることができる。研究室のある各階（7～12 階）には学生指導室（合計 6 室）が

設置されており、オフィスアワー等での利用が可能である。

学生が利用できる機器としては、27号館1階にコピー機が複数設置されているほか、4階の自習室の外側には共用パソコン(学内LANネットワークおよび法科大学院教育研究支援システムに接続されたもの)およびプリンターが10台設置されている。

また、27号館2階～4階に学生用のロッカー(ダイヤル錠)を設置しており、各人に最低1台貸与を行い、学生が教科書・参考書類を収納できるようにしている。

なお、27号館は、(大学の一斉休業期間等の期間を除いて)22時まで利用可能であり、日曜・祝日も学生証による認証によって入館可能である。

イ 身体障がい者への配慮

車椅子利用者は、27号館の入口からスロープを使用してエレベータホールに行くことができ、エレベーターを利用することにより2階から4階までの教室や自習室への移動が可能である。また、1階および4階に障がい者用トイレを設置している。2014年度には、視覚障がい学生の受入れに際して27号館4階に点字作業室を設置し、2016年3月には、四肢体幹機能障がい者の受入れに際して27号館1階出入口と4階自習室入口の自動ドア化を行うなど、随時、施設面での障がい対応を推進している。

法廷教室等がある8号館においても、スロープ、障がい者用エレベーター、障がい者用トイレが設置されており、障がい者においても同館内の移動・利用等に支障がない状態となっている。

(2) 問題点及び改善状況

本法科大学院において、学生はメーリングリスト<From-LS-students>を利用し、施設等に関して随時意見を述べることができる。このメーリングリストによるメールは、法科大学院長、教務担当教務主任、学生担当教務主任および関係事務職員が閲覧し、必要な対応をとっている。学生の随時の要望に対しては適宜対応しており、快適な学習環境の維持がかなりの程度まで実現されていると言える。

(3) 特に力を入れている取り組み

東日本大震災後、地震に対する備えを充実させている。授業中に地震が発生した場合を想定し、教員が学生に指示すべきポイント避難路を記載したプレートをすべての教室に配備している。また、地震発生時あるいは緊急地震警報が発せられた場合に、直ちにドアを開けて避難路を確保する観点から、ドア・ストッパーを全室に設置している。また、避難経路を示す掲示、停電時でも点灯する避難路の照明なども完備している。

教室・自習室等は、1人あたり毎時30 m³の換気量が確保されており、必要に応じ窓や扉を開放して換気に努めている⁶²。

(4) その他

本法科大学院では「司法試験委員ガイドライン」を2016年6月に策定し、司法試験考査委員を嘱任している教員が閉鎖的なスペースで学生の個人指導をしないこととし、そのためのオープンスペースを確保することを定めた。それにともない27号館1階にガラス張りのオフィスアワー・ルーム(12席)を用意し、司法試験考査委員のみならず、他の教員にも幅広く利用されている。

27号館4階の自習室への入室、日曜・祝日における27号館への入館には、カードリーダーに学生証(教職員は身分証明書)を通すことが必要であり、セキュリティが確保されている。また、警備員が定期的に館内を巡回しており、夜間等の学習環境の安全にも配慮している。

2 点検・評価

教室・演習室、研究室などの施設の確保・整備状況、及び無線LAN、コピー機・共用パソコン・プリンター等の機器、学生専用ロッカーなどの設備の確保・整備状況は、いずれも優れていると考える。また、自習室をはじめ議論や飲食・談話スペースの確保・整備にも努めており、その結果、施設・設備に対する学生からの要望は概ね充足しているものと言える。

3 自己評定

A

[理由]

機器の更新、自習スペースの補充などが随時図られており、現状において評価基準を満たしていると考えます。

4 改善計画

入学者・在学者数の動向を見ながら、今後も自習スペースの拡充を検討していく。また、防犯、安全、利用者間でのトラブル予防等の観点から、学生にとって快適な学習環境を実現するための各種方策を引き続き模索する。

⁶² 2021年4月1日付け通知「27号館の利用について【2021年4月5日～当面の間】」。

7-5 施設・設備（2）〈図書・情報源の整備〉

（評価基準）教育及び学習の上で必要な図書・情報源及びその利用環境が整備されていること。

1 現状

（1）図書・情報源の確保

図書に関しては、本法科大学院専用建物（27号館）に隣接する2号館の高田早苗記念研究図書館（蔵書数：515,705冊）および8号館の法律文献情報センターに本法科大学院教員および学生の利用に向けた法律図書（公的判例集、法学研究教育に必要な内外の専門雑誌および図書）が収蔵されている。その他、本法科大学院学生は、法学部学生読書室（27号館に隣接した8号館地下2階）や中央図書館（本部キャンパス内、蔵書数：2,965,482冊）をはじめ、学内の他の図書館を利用することができる。学生の学習に必要な図書のほぼ全てが、上記図書館のいずれかに備え付けられていると考えられるが、購入希望の図書がある場合には中央図書館の図書検索システム等を利用して購入を申請することができ、現状では、高額でない図書（10万円以下の単行本）である限り、ほとんどの場合に購入が実現している。

判例検索その他のデータベースは、①教育研究支援システム（ローライブラリーTKC、LEX/DBインターネットほか29種類）、及び②大学図書館が提供しているデータベース（第一法規法情報総合データベース、LEXIS、Westlawほか欧米や中国文を含む207種類）において利用することができる⁶³。さらに、法律文献・書誌全文データベースである Law Library Information (LLI)（最高裁判例解説ほか6件）を利用して主要法律雑誌等の記事を参照することができる。以上のデータベースの多くは、学生および教員がパスワードを入力の上、学外からアクセスして利用することも可能である。

（2）問題点及び改善状況

特になし。

（3）特に力を入れている取り組み

上記のようにデータベースの充実に力を入れており、その利便性は学生からも高く評価されている。また、ダウンロードした資料の印刷の便宜のため、プリンターを増設して対応している（印刷について課金はしていない）。

⁶³ 「学術情報基盤実態調査(C)蔵書数 - (3)データベース」参照。

(4) その他

特になし。

2 点検・評価

学習に必要な図書は完備しており、利用可能なデータベースも充実していることから、学習に必要な資料の不備はないと考える。

3 自己評定

A

[理由]

評価基準を十分に満たしていると考えため。

4 改善計画

現在のところ、改善すべき特段の問題はないと考えている。

7-6 教育・学習支援体制

(評価基準) ○● 教育及び学習を支援するための人的支援体制が整備され、その中で学生が学習方法や進路選択等につき適切にアドバイスを受けられる体制があり、有効に機能していること。(多)

(注)

① 教育及び学習を支援するための人的支援体制が整備されているか否かの点については○基準、学生が学習方法や進路選択等につき適切にアドバイスを受けられる体制があり、有効に機能しているか否かについては●基準とする。

1 現状

(1) 事務職員体制

教員の教育や学生の学修を支援する人的体制としては、まず本法科大学院事務所の職員が挙げられるが、事務職員は17名(内、管理職1名、専任8名、嘱託2名、派遣6名)であり、しばしば超過勤務を強いられており、人員が不足していることは否定できない。具体的な学内関係の業務として、履修相談・登録ならびにグループ学習室の管理・貸出、教材配付、答案返却、試験の実施・運営、各種相談対応(教務主任と連携)、修了生支援、会議準備等の業務、その他に学外・大学本部又は他箇所との連絡業務等を行っている。

(2) 教育支援体制

教育支援として学生TAが採用され、各教員の授業準備など教育上の補助をしている。TAの採用実績は、2023年度が、春学期17名・秋学期TA14名、2024年度が、春学期17名・秋学期13名、2025年度が、春学期11名・秋学期12名である。TAののべ業務時間は、2023年度が春学期868時間・秋学期255時間、2024年度が春学期981時間・秋学期755時間、2025年度が春学期755時間・秋学期252時間である。

授業外においては、本法科大学院修了生を中心とする弁護士が、多数名「アカデミックアドバイザー(AA)」として登録し、常時教育支援に当たっている。具体的には、未修1年生・特別選抜入学予定者に対する個別サポート、各種ゼミ(フォーアップゼミ、入門ゼミ、テーマ別ゼミ、科目別ゼミ、文章起案ゼミ、コミットメントゼミ等)の開講等を行っている。その他、司法修習生から募集・選抜した「チューター」が、ブースにおいて学生の学習相談に応じている。

(3) アドバイス体制

学習の方法や進路選択等に関する学生へのアドバイス体制としては、第1に、教員が設定しているオフィスアワー、及びその他の対応可能な機会に随時学生からの相談に応じている。また、年度末に、成績不振者に対して学生担当教務主任が面談を実施し、学習状況の把握とアドバイスを行っている。第2に、多数のAA及びチューターが学生の学習相談に対応している。各年度のAA及びチューターの人数は、2023年度が92人(AA80人、チューター12人)、2024年度が91人(AA82人、チューター9人)、2025年度が99人(AA90人、チューター9人)である。

(4) 学生への周知等

教員のオフィスアワー時間帯は、学期開始前に学生に周知されている。AAの各種ゼミ、チューターのブースについては、TKC等において随時学生に周知されている。また、未修1年生等に対する個別サポートにおいて、各学生に担当AAが付いてサポートを行う場合には、事務所において事前にその担当を決定し、各学生に連絡している。

(5) 問題点及び改善状況

AAの登録人数は増加傾向にあるが、女性AAの割合は未だ十分に高いとは言えず、2023年度は(80人中)24人、2024年度は(91人中)22人、2025年度は(99人中)23人に止まっている。引き続き、AAその他の人脈を活用して修了生の若手弁護士に声かけを試み、女性のAAを募っていく。

(6) 特に力を入れている取り組み

近年、より多くのAAを配置して、個別ゼミ、個別サポートの実現を強化している。現在、未修1年生、特別選抜入学予定者については、その全員に対して個別サポートに当たるAAが配置されている。

(7) その他

特になし。

2 点検・評価

上記のように、事務所の事務職員数の不足の改善は課題の1つである。一方で、教育支援に当たるAA・チューターは需要に対応する程度に確保できていると見て、総合的に見て、支援体制は法科大学院に必要な水準に達しているものとする。

3 自己評価

B

[理由]

現在、AA・チューターを継続的に確保できており、更にその拡充が試みられている状況に照らしてみれば、学生の学習支援は全体としてよく実施できているといえるが、事務職員体制等に課題が残り、改善の余地がある。

4 改善計画

事務職員の増員等の対応については、厳しい財政状況の下ではあるが、大学本部と交渉を継続していく。AA・チューターの維持・確保のための努力は、今後も継続して行っていく。

7-7 学生生活支援体制

(評価基準) 学生生活を支援するための体制が備わっていること。

(注)

- ① 「学生生活を支援するための体制」とは、経済的支援体制、精神面のカウンセリングを受けることのできる体制、身体面において障害のある者を支援する体制、学生生活に関する相談に応じる体制を含むものとする。

1 現状

(1) 経済的支援

本法科大学院は、多数の給付型の奨学金を用意している。給付型奨学金の中で主力となっている「稲門法曹奨学金」(年間授業料相当額免除(「全免」)、秋学期授業料相当額免除(「半免」)、東京及び近畿の稲門法曹の弁護士が特に未修学生育成のために拠出した資金に基づく「サポーターズ奨学金」、の別がある)の採用者は、2023年度55名(43,560,000円相当)、2024年度49名(38,590,000円相当)、2025年度52名(41,494,000円相当)である。この他、採用条件・人数を異にするものの、「池田正範奨学金」(年70万円)、「千賀修一法曹養成奨学金」(年70万円)、「法務研究科学生支援奨学金」(年70万円)、「大隈記念奨学金」(年40万円)、「小野梓記念奨学金」(年40万円)、「校友会給付奨学金」(年40万円)、「武本(衷)孝俊奨学金」(年20万円)等の学内給付奨学金が用意されている。学内の給付型奨学金の出願者に対する採用率は、2023年度は52.0%、2024年度は45.1%、2025年度は50.0%である(各学部・研究科に学内においてローテーションで割り当てられる奨学金もあるため、数値は年度により多少増減する)。

その他の支援体制として大学は複数の学生寮を提供しており、本法科大学院の学生も利用可能である。現在は主に本法科大学院への留学生が利用している。

(2) 障がい者支援

現在、障がい者支援の全学的施設として「アクセシビリティ支援センター(ARC)」が設置されており、本法科大学院も、入学予定者・学生からARCに申請された「合理的配慮」に基づき、各入学予定者・学生の状況に応じた個別対応を可能な限り実践している。2025年秋学期現在、3名の障がいを有する学生が在籍しているが、下肢障がいを有する学生には、授業間の教室移動を軽減できるよう教室配当上の配慮を行い、書痙障がいを有する学生には、試験時のパソコン入力への代替等の措置を講じている。また、本法科大

学院が授業で使用する 27 号館および 8 号館はバリアフリーとなっており、車椅子による教室へのアクセスが可能であり、障がい者用トイレも完備されている(上記 7 - 4)。

(3) セクシュアル・ハラスメント等人間関係トラブル相談窓口

本法科大学院は、学生が、教職員および教務主任のいずれにも相談することができる体制が整っており（窓口対応・直接対応以外に、通常の大学事務アドレスでの相談受付のほか、〈From-LS-students@list.waseda.jp〉という教務主任と事務所専任職員のみが投書を見ることのできるメーリングリストを用意している）、必要な場合は、大学のコンプライアンス相談窓口を利用できる。

(4) カウンセリング体制

前記の相談窓口・メーリングリスト対応の他、大学の保健センターと連携して、保健センターの「学生相談室（心理・精神衛生・法律相談等）」や「診療室」「保健管理室」への紹介等、協力しての学生対応も行っている。

特に精神面の問題に関する相談先として、心理専門相談員および精神科医を擁する大学の保健センター（「こころの診療室」等）がある。特に、学生が精神面での不調を訴え、休学等の選択肢も含めた検討を要し、「こころの診療室」の受診・所見が必要と考えられる場合には、本法科大学院の事務所・学生担当教務主任が「こころの診療室」から必要な情報を得るなどして、その対応に当たっている。

学生生活上の問題・トラブル、学習継続上の障害等に関しては、主として学生担当教務主任と事務職員が相談への直接的な対応を担っている。個々の教員がオフィスアワー等で相談を受けることもあるが、その場合でも学生担当教務主任に引き継いで今後のケアの方針を協議することが多い。

以上の相談先については、教育研究支援システムでの掲示のほか、入学時のガイダンスや各種配布物、本学の WEB サイトを通じて学生に周知しており、また本法科大学院の事務所窓口でも随時照会に応じている。

(5) 問題点及び改善状況

本法科大学院学生は、未修者の成績不振学生を中心に、学修上の困難・不安等に起因する過度のストレスから精神的な不調を訴えるケースも多い近年は、SNS 上での書き込みに起因するトラブル、人間関係・交際関係のトラブル、ハラスメント等に関する相談が多様化・増加しており、トラブルの双方当事者に対する個別の面談・聞き取り・仲介等を要する相談案件の数も増加傾向にある。面談回数・時間、対応方法の検討等の面で学生担当教務主任と担当の事務職員の負担が大きくなっていることから、担当者の増員やト

ラブル対応のあり方の検討等も含めて体制整備に引き続き取り組む必要がある。

(6) 特に力を入れている取り組み

特段の取り組みとして、育児・介護等両立支援が挙げられる。本法科大学院の学生は、法科大学院棟に隣接する 99 号館 (STEP21) に設置されている「早稲田大学 学生・教職員用託児室」を割引料金で利用可能である。また、育児・出産・家族の介護のために、休学または復学を前提とする退学を認めているほか、2019 年度からは育児・出産等の理由による休学者を対象に、休学期間中でも AA による学習支援を受けられる制度を設けている。さらに、介護や、本人の通院等、やむを得ない事由があると認められる場合に、必修科目・曜日時限のクラス編成について配慮 (クラス変更や科目振り替え) も行っている。

(7) その他

2022 年度のカリキュラム変更により、2 年次の必修科目単位数が増加した。これに伴い、未修課程入学者の 2 年次における学修負担を軽減・緩和し、学修内容が消化不良となることを回避するため、2023 年度より、未修課程入学者が希望すれば、2 年次必修科目の一部を 3 年次の履修に回すことができるという計画履修制度を導入した (2021 年度以降の未修課程入学者が対象)⁶⁴。

2 点検・評価

経済的支援、カウンセリングを含む精神面の支援、障がい者の支援とも、大学と連携しながら極めて充実した支援体制が備わっている。学生生活に関する相談に応じる体制についても、本法科大学院の事務所職員は学生との距離が近く、親身に話ができる雰囲気があるのが特徴であり、さらに教務担当・学生担当の両教務主任が頻繁に面談を行って相談に応じており、十分な支援体制が備わっているものと評価できる。なお、2020 年度以降、Zoom を活用した面談を実施することにより、学生が大学に来て対面での面談に臨むことが困難な状況でも適時の面談実施を可能とする体制がとられている。

3 自己評定

A

[理由]

支援の仕組みは非常に充実しており、十分に活用されている。

⁶⁴ 2023 年度早稲田大学大学院法務研究科要項 13 頁参照。

4 改善計画

人間関係のトラブル、ハラスメント等に関する相談の多様化・増加を踏まえ、体制整備に引き続き取り組みたい。

第8分野 成績評価・修了認定

8-1 成績評価〈厳格な成績評価の実施〉

(評価基準) 厳格な成績評価基準が適切に設定・開示され、成績評価が厳格に実施されていること。

1 現状

(1) 成績評価基準の設定

ア 法科大学院としての成績評価方針

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第4条によれば、「専門的な法律知識その他の学識」、「法的な推論、分析、構成及び論述の能力」、「法曹となろうとする者に必要とされる専門的な法律の分野に関する専門的学識及びその応用能力」、「法的な推論、分析及び構成に基づいて弁論をする能力」、「法律に関する実務の基礎的素養その他前三号に掲げる専門的学識及びその応用能力の基盤の上に涵養すべき将来の法曹としての実務に必要な学識及び能力並びに素養」を涵養するための教育を段階的かつ体系的に実施することが定められていることに鑑み、本法科大学院としての成績評価基準については、2003年4月10日に「開設準備委員会」第17回会合において決定された「法務研究科(専門職大学院)設置大綱」において定められ、後に2003年6月に文部科学省に提出された「早稲田大学大学院法務研究科法務専攻(法科大学院)設置趣旨および特に設置を必要とする理由」において確認されているところである。

そして、その後も毎年度の学生向けの「早稲田大学大学院法務研究科要項」(2025年度からは「早稲田大学大学院法学研究科法曹養成専攻要項」))に記載されるとともに、教員向けには春学期・秋学期の採点についての依頼文書に記載されている。すなわち、成績評価は100点を満点として素点をもって行うことを原則として、合格のA+(100~90点)、A(89~80点)、B(79~70点)、C(69から60点)と不合格のF(59~0点)、H(試験不受験)、G(評価不可能—評価することに必要な条件を満たしていない)で表示し、合否の判定に関しては、各科目の講義において扱われた題材に関する基本的な理解が得られているかどうかを基準としている。各科目の基本的な理解の修得、すなわち、授業の到達目標については「早稲田大学大学院法務研究科 講義要項」(2025年度からは「早稲田大学大学院法学研究科法曹養成専攻 講義要項」)において科目別に記載されており、これは、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえて、各科目の担当教員が作成したものである。また、各授業の内容概要とシラバスについても「講義要項」に記載され、さらに、「教育研究支援システム」上には、担当教員が授業用に作成したレジュメや資料等も掲載され、より具体的に学修内容や題材があらかじめ示されているので、個々の学生は、これらを通じて到達目標に

達したか否かを修得したかを評価することができる。

イ 成績評価の考慮要素

法科大学院においては、講義、報告、レポート、試験、双方向による質疑応答等の多角的な教育方法がとられていることから、成績評価についても、各科目の授業内容や形式等の各授業の特性に応じて、定期試験、中間試験、双方向・多方向への授業への参加・貢献の度合い、報告、レポートなどを総合的に評価する方針をとっている。また、必修科目については、必ず定期試験と中間試験（但し、学期後半科目や実務系科目等は除く）を実施することとしているが、その内容は、授業内容の理解度を確保するためのものであり、前記の到達目標に達しているか否か、どの程度達したか否かを評価するためのものである。

同一科目について複数のクラスが設定され、複数の教員が担当する場合には、成績評価の公正を確保するために、原則として、同一試験で実施している。

なお、双方向・多方向への授業への参加・貢献の度合い、すなわちプロセスを考慮要素の1つとしており、平常点を実効的な評価につなげる方策の1つとして、授業担当教員に対して、毎回出席をとることを要請し、座席表や出席カードを利用した出席確認を奨励するとともに、教員室の事務員にその集計を依頼できる旨を各学期初めに周知するなどして、その徹底を図ってきたところ、現在では、ほとんどのクラスにおいて出欠確認がなされており、これは出席を前提とした双方向・多方向への授業への参加・貢献の度合いを評価するために必要な条件を整えるのに役立っている。もっとも、平常点の扱わないしプロセス評価の割合に関しては、例えば、法律基本科目等においては基本的知識の習得に十分に時間を割く必要があり、双方向授業よりも講義形式を活用する方が適切な場合もあると考えられる等の理由から、プロセス評価の割合は各教員の裁量に委ねられている。

ウ 評価の区分と絶対評価・相対評価

成績評価の区分については、受講生が20名以上のクラスでは、合格となるA+（100～90点）、A（89～80点）、B（79～70点）、C（69～60点）を相対評価とし、不合格となるF（59～0点）、H（試験不受験）、G（評価不可能—授業への出席回数が全体の3分の2を満たさないとき）を絶対評価で行っている。合格となるA+からCまでの割合は、A+を各クラス人数の10%、Aを30%、Bを30%、Cを30%としている。

合格基準の配分を相対評価とするのは、本法科大学院のように、多数の学生に対し多数の教員が協同して成績評価を行う場合に考えられるクラス間による成績評価上の格差を是正し、より公平かつ適切な成績評価を行うためである。なお、各割合については、5%の増減の余地を認め、より適切な評価につながる工夫をしている。他方、合否自体は本法科大学院の到達目標に達したか否か

で判定することから、不合格については絶対評価としている。

20 人未満の少人数クラスについてはこの割合を厳格に適用できない事態も想定し得るため、各担当教員の判断により柔軟に対応することを認めているが、その場合も厳格な成績評価の趣旨に鑑み、できる限り相対評価を行うこととしている。

エ 再試験

2011 年度までは、+A から C の合格基準に達せずに F 評価 (59~0 点) を受けた科目、定期試験を未受験の科目で H 評価を受けた科目については、一定の上限単位の限度で再試験を受験することを認めていた。しかし、定期試験を故意に欠席して (受け控え)、後述のように C 評価を超える評価は得られないものの、再試験までに時間を稼いで勉強し、なんとか単位を獲得しようとする学生が散見されるようになったため、2012 年度より定期試験欠席科目は、病気や交通障害等正当な理由による試験欠席であることを研究科長が認めた場合以外は、再試験の受験を認めない方針を教授会にて決定した (2012 年 7 月教授会)。

その後、選択科目の場合は授業内に試験を実施するものと定期試験期間に試験を実施するものがあり、前者については再試験の機会がないのに対して、後者について再試験の機会があるという差異が生じており、このような科目・クラス間での差異は適当ではないとの判断から、2018 年度からは、必修科目 (法律基本科目および実務系基礎科目。選択必修科目は対象外) および司法試験選択科目 (演習・応用演習を除く) についてだけ再試験を認めることとした。なお、司法試験選択科目については、担当教員が再試験を行うことを決定したものに限っていたが、2024 年度からは、科目間での差異をなくすため、すべての科目について再試験を認めることとした。

なお、定期試験において F 評価を受けた者に対する再試験の評価は、再試験が一度は不合格であった者について合格に値するか否かを改めて確認する趣旨で行われるものであることから、C 評価 (60 点) による合格か、F 評価 (59 点~0 点) による不合格かのいずれかとするが、H (試験不受験) の評価を受けた理由がやむを得ないものであった (正当な理由による欠席) であることを法科大学院長が認めた場合の再試験については、学生には非がないことから、通常通りの評価をすることができることとしている。

再試験の上限単位については、2006 年度 1 年次入学者までは 6 単位であったところ、これによると 2 単位の科目であれば 3 科目受験できるが、4 単位の科目ならば 1 科目しか受験できないといった不均衡が生じることや、2007 年度 1 年生から 2 年次への進級要件として GPA1.5 以上という要件を導入したこと (後述参照) から、1 年次の 4 単位必修科目につき 2 科目まで再受験を認めることが適当と判断して、2007 年度 1 年次入学者以降から 8 単位に改めた。さらに、2014 年以降は、定期試験時において学習内容が定着したとはいえない学生に対して

厳格な評価を行い、それが定着したか否かは再試験で確認することに対応して、再試験の受験可能単位数の上限を16単位に変更している。

学生からの再試験の受験申請は各学期の成績発表日および翌日に受け付け、再試験は、春学期9月上旬、秋学期2月下旬～3月上旬に実施している。なお、春学期の再試験日程は、エクスターンシップの派遣期間と重複しないよう配慮している。

オ 各教員の担当科目についての成績評価基準

以上の成績評価方針に基づき、各教員は担当科目についての成績評価基準を具体化して設定している。上述したように、各科目の講義において扱われた題材についての理解度を判定基準としており、各科目の担当教員が「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえて授業の到達目標を定め、「早稲田大学大学院大学院法学研究科法曹養成専攻 講義要項」に記載しているところである。また、すべての科目の講義の内容概要については「講義要項」に記載され（さらに「教育研究支援システム」上でも、各科目の学修内容や題材が具体的にレジюме等により示されており）、これらも各科目の具体的な到達目標として機能している。各科目の成績評価の方法と成績評価に占める試験やレポート、平常点評価等の各割合についても、「早稲田大学大学院大学院法学研究科法曹養成専攻 講義要項」に記載されているが、この割合は、各科目の担当教員がそれぞれの科目の授業内容や形式を勘案しながら設定したものである。

(2) 成績評価基準の開示

ア 開示内容、開示方法・媒体、開示の時期

本法科大学院の成績評価方針と評価基準（A+～Fまでの基準点と相対評価の割合を含む）は、入学時に配布される「早稲田大学大学院法学研究科法曹養成専攻要項」に記載され、学生に開示されている。また、再試験及びその対象科目についても、同じく「早稲田大学大学院法学研究科法曹養成専攻要項」と学期ごとに掲示される「成績発表および再試験について」に記載され、学生に開示されている。さらに、各担当科目の成績評価の方法と成績評価に占める試験やレポート、平常点評価等の各割合についても、毎年2月に公開するWebシラバスにより学生に開示されている。

なお、紙媒体のシラバスは2017年度から早稲田大学の全学的方針により廃止されている。

(3) 成績評価の厳格な実施

ア 成績評価の実施

上記の成績評価基準に基づいて、各科目の担当教員は、厳格に成績の評価を行っている。特に、複数のクラスが開講され、複数の教員が担当する必修科目

については、成績評価の公正を確保するため、定期試験の問題を統一し、また、採点基準に関する意思統一を教員間で行っている。

成績評価の厳格な実施を担保するための措置として、学期毎に、「成績評価における注意事項」や教務担当教務主任名で学期ごとに「成績評価に関するお願い」を科目担当教員に配布して成績評価基準の厳守の徹底を図るとともに、各クラスにおける該当人数を表にした「早稲田大学大学院法学研究科法曹養成専攻相対評価標準表」（受講人数ごとに A+～C の人数の目安を記載した表）を教員に配布して、周知および注意喚起を図っている。

合否による成績評価は、実習科目等の段階的評価に馴染まない科目に限られており、原則として、厳格な基準による段階的評価が採用されている。

イ 成績評価の厳格性の検証

各教員は、定期試験採点后、採点済み答案、採点簿とともに、項目別配点表を事務所に提出している。このうち、採点済み答案は、個々の学生によるチェックを可能とするため学生に返却している。学生に対しては、担当教員から試験についての解説・講評が行われているため、学生は返却された答案と照らし合わせて、何らかの疑問があれば申出をすることができる。また、項目別配点表は、シラバス記載の配点割合に従って成績評価がなされているかをチェックするためのものである。さらに、事務所において各科目の成績評価分布表が作成され、これは各学期の採点終了後の直近の運営委員会で配布され、相対評価の遵守を教員間で相互にチェックすることができる体制も構築している。その結果、相対評価の基準割合については、概ねその割合が遵守されている。

また、各科目についての定期試験の出題レベルおよび合格答案のレベルについても、前述のように各科目の講義において扱われた題材についての基本的な理解が得られているかどうかを合否の判定基準とし、各科目の担当教員が「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえて授業の到達目標を定め、それに基づいて成績評価が行われている。

以上のような体制により、あらかじめ示された法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえた成績評価であるべきことが各教員相互の共通認識として確認され、成績評価基準も厳守されて、成績評価の厳正さを担保することにつながっているものと思われる。

ウ 「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえた成績評価の実施とその検証

(ア) 法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえた成績評価の実施を担保するための組織的体制・取り組み

前述のように各科目の講義において扱われた題材についての基本的な理解が得られているかどうかを合否の判定基準とし、各科目の担当教員が「法科大学

院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえて授業の到達目標を定め、それに基づいて成績評価が行われている。特に必修科目に関して法科大学院の学生であれば修得しておかなければならない基礎的な法律知識を修得していない場合には進級できない仕組みとしている。成績評価の結果は、各学期末の運営委員会において相互確認をされ、問題がある科目については教務主任から担当教員に対して注意喚起をすることとしている。

(イ) 到達度合いの確認と検証等

試験後に試験答案を学生に返却し、解説の講義をしたり教育研究支援システム上への解説・講評の掲載する等により、学生が出題の趣旨や解答上要求される学修項目を確認することができ、また自己の到達度合いを点検することができるようにしている。また、各科目の試験問題や解説・講評は教育研究支援システム上で公開されており、教員が相互に試験問題の適切さをチェックすることができる。これらにより、到達度合いの確認と検証等を確保している。

エ 再試験等の実施

再試験の場合の成績評価も上述の基準に従って定期試験と同様に厳格な評価を行っている。再試験期間を設けて再試験が実施され、同一科目について複数のクラスが設定され、複数の教員が担当する場合には、原則、共通する再試験問題作成と合否判定のダブルチェック等を行っている。

ちなみに、2023年度の春学期・秋学期の再試験の合計では、1年生では9名が13科目の再試験を受けて不合格者2名、2科目不合格、2年生では137名が254科目の再試験を受けて不合格者33名、63科目不合格、3年生では31名が34科目の再試験を受けて不合格者2名、2科目不合格であった。また、2024年度の春学期・秋学期の再試験の合計では、1年生では15名が26科目の再試験を受けて不合格者4名、5科目不合格、2年生では153名が261科目の再試験を受けて不合格者45名、58科目不合格、3年生では20名が29科目の再試験を受けて不合格者3名、6科目不合格であった。

なお、既述のとおり、再試験の実施時期は、春学期はエクスターンシップの派遣期間と重複しないように9月上旬、秋学期は2月下旬～3月上旬としている。

オ 学生からの異議申立て

上述の仕組みによっても、成績評価に問題が生ずることを完全には否定できないことから、本法科大学院は、2013年に「成績評価に対する異議申立手続に関する内規」を定めていることについては、後述第8-3参照。

カ 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う特別措置

2020 年度及び 2021 年度は、新型コロナウイルスの感染拡大により、本法科大学院における成績評価・修了認定に様々な影響があったが、成績評価・修了認定については、綿密な検討に基づき周到な方策を採用し、いささかも不正確・不公平は生じていない。そして、2022 年度からは、平常の状態に復帰している。

(4) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(5) その他

2024 年度における修了率及び中退率は以下のとおりとなっている。

まず、修了率については、2023 年既修入学と 2022 年未修入学者数の合計は 137 名であり、うち、標準修業年限者数は 123 名であって、標準修業年限修了率は 72.8%であった。

他方、中退率については、1 年次退学率 7.5%、2 年次退学率 6.3%、3 年次退学率 0.7%となっている。

2 点検・評価

各科目の教員はあらかじめ、成績評価上の考慮要素（試験、レポート、平常点評価等）の配点割合を設定し、「早稲田大学大学院法学研究科法曹養成専攻 講義要項」に記載しなければならないものとしている。

この配点割合は、当該学期の受講者数や、受講生の授業内容の理解度、授業進度等に応じて実際に授業を進行する過程の中で変わる可能性があるものである。例えば、学生の理解を十分にするため、当初予定していたよりも多くの小テストやレポートを学期途中で実施したり、学生の理解度に応じて双方向授業から講義形式に途中で変更したりすると、成績評価において考慮されるそれぞれの要素の重みも変わってくる。そのため、各学期の当初の予定は事後の変更が認められ、その際は速やかに関係学生に周知することとされている。

また、各科目の担当教員は、上述の通り、採点簿とともに、成績評価の項目を割合で示した項目別配点表も作成・提出していることから、成績評価の根拠がより明らかにされ、成績評価の厳格性の検証も可能になっている。とはいえ、平常点の評価理由や具体的な評価方法については、各教員の裁量に委ねられているので、さらに、各教員の工夫や実践を話し合う機会を設ける等して、評価の公平さ・客観性に向けての教員の意識をさらに向上させるため、不断の再確認が必要である。

複数のクラスが開講され、複数の教員が担当する必修科目については、成績評価の公正を確保するため、定期試験の問題を統一し、また、採点基準に関する意思統一を教員間で行っている。

3 自己評定

A

[理由]

厳格な成績評価を実施する仕組みが的確に構築され、その実際の運用についての検証についても、学生への開示、教員間の相互監視等によって実効的な方法が組み込まれていることから、Aの評価に値すると思われる。

4 改善計画

上述のように、厳格な成績評価については、これまでの法科大学院も運営を通じて様々な的確かつ実効的な施策を採用し、改善されてはいるものの、成績評価は学生にとって法科大学院において習得すべきものは何かを把握し、日々精進するモチベーションとなるものであり、また教員にとっても教育内容・方法に関する自己規律の根幹となるものである以上、今後も内外の知見を取り入れ、自らを省みて、不断の努力をしていくべき課題であり続けるものであると認識している。

8-2 修了認定〈修了認定の適切な実施〉

(評価基準) 修了認定基準，修了認定の体制・手続が適切に設定・開示された上で，修了認定が適切に実施されていること。

(注)

① 「適切に設定され」ているとは，法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえて，修了認定要件が設定されていること，及び，修了認定要件としての，必要単位数や履修必要科目（必修科目や選択必修科目），他の大学院や他の法科大学院等との単位互換条件等が，適用される法令に準拠し明確に規定されていることをいう。修了に必要な単位数は 93 単位以上でなければならず，100 単位程度までで設定されることが望ましい。

1 現状

(1) 修了認定基準

修了認定基準は、「早稲田大学大学院学則」において定められ、3 年以上在学し、所定の単位を取得することが修了要件となっている。所定の単位数は、2009 年度までは 96 単位、2010 年度から 100 単位、2016 年度から 2021 年度既修入学者までは 102 単位であったところ、2021 年未修入学者及び 2022 年度既修入学者からは 93 単位としている。ただし、法学既修者の認定を受けた者は、修了に必要な単位のうち、1 年必修科目（2016 年度から 30 単位）を修得したものとみなし、1 年を超えない範囲で在学期間を短縮することができる。

さらに、本法科大学院は進級要件を設けており、現在は次の内容になっている（進級要件については 2011 年度に大きな見直しを行い、若干の変更を経て、現在に至っている。見直し前の進級要件の内容と見直しの経緯については、2023 年度自己点検・評価報告書を参照）。

まず、「1 年生から 2 年生への進級要件」については、将来の法曹となるための一定の水準に達しているかを重視する進級要件としている。具体的には、既修入学者と合流しても 2 年次の必修科目についていけるだけの実力が身につけているかどうかという観点に基づき、過去のデータを踏まえながら、1 年次必修科目（13 科目・30 単位）のうち 11 科目以上かつ 26 単位以上を修得し、かつ 1 年次必修科目全体の GPA が 1.2 を越えていることを求めている。ただし、当該年度の共通到達度確認試験の成績が全国下位 15%以下の学生については、基本的な学力の定着をより慎重に確認するために、上記 GPA の基準を 2.0 以上としている。そして、2 年生に進級できなかった者は、1 年次必修科目のうち A+または A の成績評価を受けた科目を除き、すべての 1 年次必修科目を再履修しなければならない（2 年次配当科目を履修することはできない）、2 回目の 1 年生終了時に、1 年次必修科目のうち 11 科目以上を修得し、かつ 1 年次必修科目全体の

GPA が 1.8 を越えている場合に限り、2 年生に進級できるものとしている（2 回目の 1 年生終了時も 2 年生に進級できなかった者は、在学年数満了により措置退学となる）。

次に、「2 年生から 3 年生への進級要件」については、司法試験に合格できるだけの実力が身についているかどうかという観点に基づき、過去のデータを踏まえながら、2 年次必修科目（16 科目 32 単位）全体の GPA が 1.5 を越えていることを求めている。3 年生に進級できなかった者は、2 年次必修科目のうち A+ または A の成績評価を受けた科目を除き、すべての 2 年次必修科目を再履修しなければならない（3 年次配当科目を履修することはできない）、2 回目の 2 年生終了時に、2 年次必修科目のうち 14 科目以上を修得し、かつ 2 年次必修科目全体の GPA が 1.5 を越えている場合に限り、3 年生に進級できるものとしている（2 回目の 2 年生終了時も 3 年生に進級できなかった者は、在学年数満了により措置退学となる）。

（2）修了認定の体制・手続

事務所が各科目の成績をとりまとめて修了判定の処理を行い、修了認定予定者リストを作成して運営委員会に提出する。運営委員会は、このリストをもとに、各予定者が所定の単位を修得していることを確認した上で、修了認定を行っている。

進級に関しても、同様に運営委員会において進級者の認定を行っている。

（3）修了認定基準の開示

以上の修了認定基準及び進級要件は、次年度が始まる前に「早稲田大学大学院法学研究科法曹養成専攻要項」、「科目登録の手引き」、法科大学院教育研究支援システム上のお知らせ「科目登録における注意点」等の欄に記載し、学生に開示している。

（4）修了認定の適切な実施

ア 修了認定の実施状況

2023 年度修了者のうち、2023 年 9 月修了認定対象者 3 名についてはそのまま修了決定をし、2024 年 3 月修了認定対象者 175 名中 171 名について修了決定をした（前者の 3 名の中での取得単位数の最多は 106 単位、最少は 102 単位で、平均後 104.33 単位、他方、後者の 171 名の中での取得単位数の最多は 120 単位、最少は 93 単位で、平均 97.09 単位であった）。修了認定ができなかった 4 名についてその原因は、留年 2 名、休学 2 名であった。

2024 年度修了者のうち、2024 年 9 月修了認定対象者 1 名についてはそのまま修了決定をし、2024 年 3 月修了認定対象者 144 名中 137 名について修了決定をした（前者 1 名の取得単位数は 104 単位であり、後者 137 名の中での取得単位

数の最多は113単位、最小98単位で、平均97.98単位であった)。修了認定ができなかった7名についてその原因は、留年6名、休学1名であった。

2024年度の進級の状況に関しては、1年次から2年次への進級判定対象者39名(うち、2年目が2名)のうち、30名(うち、2年目が1名)の進級が決定された(進級率は76.9%(うち、2年目が50%))。進級できなかった9名のうち、5名が留年決定者、4名が休学者であった。また、2年次から3年への進級判定対象者224(うち、2年目が33名)のうち、175名(うち、2年目が25名)の進級が決定された(進級率は78.1%(うち、2年目が75.8%))。進級できなかった49名のうち、留年決定者が39名、在学年数満了退学決定者が2名、休学者が8名であった。

イ 「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえた修了認定の実施とその検証

上述のように、本法科大学院では進級要件にGPA基準を導入しており、とりわけ必修科目に関して法科大学院の学生であれば修得しておかなければならない基礎的な法律知識を修得していない場合には進級できない仕組みをとっており、修了については、いわゆる単位積み上げ方式をとっているため、結果として、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえた修了認定となっている。

(5) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(6) その他

特になし。

2 点検・評価

修了認定された全員が、所定の修了要件を満たしており、上述した修了認定基準は適正に実施されていると評価できる。また、認定の体制・手続についても、十分な資料をもとに運営委員会で審議され、修了要件を満たしていることを確認した上で認定が行われており、適切かつ公正であると考えている。

3 自己評価

A

[理由]

修了のための基準の設定、認定体制・手続、開示のいずれも適切に実施されており、また、厳格な修了認定の結果としての数字に表れているように、適切に実施されており、A評価に値すると思われる。

4 改善計画

修了認定基準や手続自体には、現在のところ、改善すべき特段の問題はないと考えている。

8-3 異議申立手続〈成績評価・修了認定に対する異議申立手続〉

(評価基準) 成績評価及び修了認定に対する学生からの異議申立手続が規定されており、適切に実施されていること。

1 現状

(1) 成績評価における異議申立手続

ア 異議申立手続の設定・実施

まず前提として、本法科大学院では、定期試験については、試験後に答案を返却しているため、その答案に記されたコメントや、試験実施後に行われる解説講義または教育研究支援システムに掲載された解説・講評により、学生は自らの答案の評価の適正さを確認することができる。各学期の定期試験前には、科目担当の教員に対して教務担当教務主任名で「答案返却およびコメント・解説等の掲示に関するお願い」や学期ごとの「成績評価に関するお願い」と題するペーパーが配布され、こうした措置の徹底が図られている。あわせて、従前から、合否判定にかかわらず、希望する学生には、各科目担当教員が個別に面談を実施して対応しており、学生が自己の成績評価の適正さを確認できる体制を構築している。

次に、成績評価に対する異議申立てに関しては、「成績評価に対する異議申立手続に関する内規」を設け、これに従った運用をしている。具体的には、ある科目の合否判定に異議のある学生は、異議を申し立てる前に、当該科目の担当教員に合否判定の説明を求めることとし、その説明によっても疑義が解消されなかった場合に、学生は異議申立書を提出して法科大学院長に異議を申し立てることができ、その申立てを受けて検討委員会が設置され、再度の合否判定が行われる。当該科目の担当教員は、検討委員会の委員から外れるだけでなく、いかなる資格であれ、検討委員会の審議に参加することはできないとすることによって、審議の公平性の徹底を図り、申し立てた学生からみてフェアな手続であるとの納得を得られる仕組みにしている（なお、再試験の合否判定に対する異議申立ては、正当理由に基づいて定期試験を欠席した場合を除き、認めない）。

この手続による異議申立ては、2021年度4件、2022年度3件、2023年度4件、2024年度0件、2025年度1件、となっている。

イ 異議申立手続の学生への周知等

成績評価に対する異議申立手続については、上記内規を教育研究支援システムの「事務所からのお知らせ」欄で公開し、学生に開示している。

(2) 修了認定における異議申立手続

ア 異議申立手続の設定・実施

修了認定に対する異議申立手続については、本法科大学院の修了については、在学期間と単位数の充足（いわゆる単位積上げ方式）により機械的に認定されるため、異議申立ての定めや特段の措置を設けていない。もともと、在学期間の確認や認定単位の集計上のミスといった不測の事態に備える意味で、現在では、少しでも疑義をもった学生には「本法科大学院事務所学務係」に申し出ることを促す告知を行い、修了認定に誤りなきようにする努力をしている。

イ 異議申立手続の学生への周知等

本法科大学院では修了認定における異議申立制度は設けられていないが、少しでも疑義をもった学生に対しては、前項(2)アに記載したとおりの告知を行っている。

(3) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(4) その他

特になし。

2 点検・評価

成績評価に対する異議申立ての手続が適正に設けられており、かつ、学生への周知もされている。実際上は、答案返却や担当教員の個別面談が実施されて、それらが十分機能してきた経緯もあって、異議申立てに至ったケースは、上述のとおりゼロにはなっていないものの、学生数と比較すればごく少数にとどまっている。また、異議申立てがあったいずれのケースに関しても、上述した内規に従って検討委員会が設置され審査が行われた結果、その審査に応じた結論が出されている。

3 自己評定

A

[理由]

2の点検・評価の項目で述べた通りである。成績評価に対する異議申立手続について、当該科目の担当教員をその処理に一切関わらせないようにすることで、

適正な手続が確保されている。

修了認定についての異議申立手続を設けていない理由は、修了認定が成績評価を機械的に集計して行うものであることによる。つまり、修了認定に異議があるとすれば、それは、結局、成績評価に異議があることになるから、成績評価に対する異議申立制度で処理されれば足り、成績評価に対する異議申立手続がしかるべく整っている以上、問題ないと考えられる。

4 改善計画

現在のところ、改善すべき特段の問題はないと考えている。

第9分野 法曹に必要なマインド・スキルの養成（総合評価及び適合認定）

9-1 法曹に必要なマインド・スキルの養成（総合評価及び適合認定）

（評価基準）法曹に必要なマインドとスキルを養成する教育が、適切に実施されていること。

（注）

- ① 「法曹に必要なマインドとスキル」とは、社会から期待される法曹となるために備えておくべきマインドとスキルをいう。
- ② 「適切に実施されている」といえるためには、法曹となるにふさわしい適性を持った人材に、「法曹に必要なマインドとスキル」を養成するための専門職法学教育が実施され、「法曹に必要なマインドとスキル」を備えた者が修了するようになっていることが必要である。

1 現状

（1）法曹に必要なマインド・スキルの検討・設定

ア 法曹に必要なマインド・スキル

（ア）本法科大学院が考える「法曹に必要なマインド・スキル」の内容

a 本法科大学院は、創設以来「挑戦する法曹」の輩出をその目的として掲げている。具体的には、「常に社会の変化を敏感に感じ、複雑で多様化した現代社会のニーズに即応して、様々な課題に敢然と挑戦し、新たな時代を切り拓く法曹」であり、かつ、「人の『喜び』『苦しみ』『痛み』を理解できる豊かな人間性を持った法曹」でもある⁶⁵。「挑戦する法曹」というキャッチフレーズに象徴される法曹像は、本学の建学の精神と法曹養成に関するこれまでの経験・実績を踏まえ、司法制度改革審議会の意見書に示された基本理念を実現する方向で練り上げられたものであり、かかる理念を実現すべく、これまでも多彩なバックグラウンドを持ち、個性あふれる多くの人材を受け入れてきた。さらに、AIをはじめとする新たなテクノロジーやネット社会の拡大、コロナ禍等により生起する新たな問題に対応することができる法曹が社会において求められる中、本法科大学院は、時代の流れに対応し、新たな問題に果敢に取り組むことができる「挑戦する法曹」の養成を目指している。こうした「挑戦する法曹」が備えるべきマインド・スキルは、本法科大学院が掲げる＜人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的＞および＜学位授与の方針＞に明確に示されている⁶⁶。

⁶⁵ 『2025 法科大学院案内』 1 頁。

⁶⁶ 『2025 年度法学研究科法曹養成専攻要項』 2 頁。

まず、＜人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的＞として、「法律学の専門知識を具え、それを批判的に検討し、さらに発展させる創造的な思考力と優れた交渉・説得の能力を持つとともに、幅広い教養と高い人権感覚をもって社会に生起する法律問題を的確に分析し、解決することのできる志の高い法曹、すなわち社会をリードする質の高い法曹の養成を目的とする。」ことを掲げている。

次に、＜学位授与の方針＞では、学修成果目標として、「①進取の精神を持って、伝統の殻を破る新しい概念を構築する力、②自主独立の精神を持って自他の個性を認め、公正な視点で多様性を受容する姿勢、③法律学の専門知識、批判的・創造的な思考力、社会に生起する事象の調査能力、および法的問題の分析能力を駆使し、問題を解決する能力、④新たな時代を切り拓いて正義を体現する法の担い手として、複雑で多様化した現代社会における様々な課題に敢然と挑戦し、人と社会と世界に貢献できる能力、⑤人の『喜び』『苦しみ』『痛み』を理解できる豊かな人間性とこれに基づく行動力、⑥自らが考える意見を正確に表現し、他者を説得する能力、および他者の意見に真摯に向き合い、その主張するところを的確に汲み取るコミュニケーション能力」を明記している。

以上に示されているように、「挑戦する法曹」が備えるべきマインドは、①法曹として新たな時代を切り拓く開拓精神、②正義を体現する法の担い手としての強い使命感・倫理感、③人の喜び・苦しみ・痛みを理解できる豊かな人間性とこれに基づく行動力などにあり、これらは、日弁連法務研究財団が設定している＜2つのマインド＞と共通する内容になっている。

また、「挑戦する法曹」が備えるべきスキルについても、学修成果目標の中で、日弁連法務研究財団が設定している＜7つのスキル＞、すなわち、問題解決能力、法的知識、事実調査・事実認定能力、法的分析・推論能力、創造的・批判的検討能力、法的議論・表現・説得能力、コミュニケーション能力を網羅している。

(イ) 本法科大学院による検討・検証等

上記のマインド・スキルは、入試やカリキュラムを所掌する委員会等で具体的な内容の検討と見直しを行っている。その実際の展開については、次節および(2)において詳細に述べるが、入試制度やカリキュラム構成等は、本法科大学院が養成しようとするマインド・スキルを前提に設計されている。そして、各種の委員会における議論を通じて、教員間においてマインド・スキルに関するイメージの共通化・共有化をはかるとともに、FD 研修会において具体的な成果を検証することに努め

ている。また、運営諮問委員会を通じて、外部の視点からも、本法科大学院科が養成しようとするマインド・スキルの設定が適切であるかを検証している。

さらに、これらのマインド・スキルは、『2025 年度法学研究科法曹養成専攻要項』⁶⁷、『2025 法科大学院案内』⁶⁸、『2026 年度入学者選抜試験要項』⁶⁹、本法科大学院 WEB ページの「法科大学院運営方針」⁷⁰などに掲載しており、在学生や受験生に対しても周知されている。

(ウ) 科目への展開

本法科大学院のカリキュラムは、強い使命感をもって入学した学生に対して、基本的なものからより高度に専門的なものへと段階的に専門的知識を積み上げていくこと、理論と実務の架橋をはかるべく理論研究を重視しながら実務的・実践的教育に大きな比重をかけていること、幅広いニーズに応えるべく多様性に富んだ科目設定をしていること、国際的な交流を重視していることなどの特色を有している。これによって、法曹に求められるマインド・スキルを総合的に養成している。

具体的には、まず、授業開始前の入学予定者に対して、①法学未修者と法学既修者に分けた「導入講義」を開設している。これは本法科大学院を修了した若手弁護士であるアカデミック・アドバイザー (AA) が担当し、法科大学院で養成されるマインドとスキルのイメージを早期に植え付け、その修得を目指したカリキュラム・授業にスムーズに対応できるようにすることを目的としている⁷¹。また、②導入教育の一環として「法情報検索講義」を実施し、「教育研究支援システム」の利用方法を教示し、かつ、その利用を開始させることによって、本格的授業開始以前に、法令・判例・学術論文等を WEB 上で検索し、ダウンロード等をしてこれを活用する能力を身につけさせ、開講後は直ちにこのシステムを通じて法情報調査等を行わせることで学修の効率化をはかっている。さらに、③2025 年度からは法学既修者を対象として「入学時実力確認テスト」(憲法・民法・刑法・民事訴訟法・刑事訴訟法・会社法の短答式試験)を実施し、これらの科目についての基本的知識の修得を促すとともに、2 年次の法律基本科目の履修にスムーズに入っているようにしている。

⁶⁷ 『2025 年度法学研究科法曹養成専攻要項』2 頁。

⁶⁸ 『2025 法科大学院案内』2 頁。

⁶⁹ 『2026 年度入学者選抜試験要項』表紙裏。

⁷⁰ <https://www.waseda.jp/folaw/gwls/about/policy/>

⁷¹ 「2025 年度入学者向け導入教育のご案内」参照。さらに、法学既修者として合格したが、特定の科目の論述試験の成績が振るわなかった入学予定者に対しては、AA による「弱点強化ゼミ」を開設して、入学後の授業にスムーズに対応できるように配慮している。「弱点強化ゼミのご案内」参照。

正規のカリキュラムは、こうして身につけた基礎的な知識や法情報調査能力等を前提として、年次ごとに基礎から発展・応用へと順次積み重ねていくことによって専門的な法知識を確実に修得させるものとなっており、本専攻が定めた「教育課程の編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）」にも反映されている⁷²。具体的には、次のとおりである。

1年次は、基礎的な法分野に関する基本的知識の体系的理解と法的思考力、法情報調査能力等の涵養を主要な教育目標とし、憲法・民法・刑法・会社法・民事訴訟法・刑事訴訟法といった実体法・訴訟法の法律基本科目を配置している。また、民法・刑法・民事訴訟法・刑事訴訟法については入門演習（選択科目）を設置し、授業内容に関する学生の消化不良の改善と学力向上を目指している。さらに、未修者も早い段階から法曹の実務に触れることが法曹に必要なマインド・スキルの養成にとっても有用であることから、「法実務入門」「臨床法学教育（基礎）」といった実務系基礎科目も履修することが可能である。

2年次は、各基本法分野におけるより高度の専門知識の修得など、法律基本科目の発展的理解に主眼をおいている。具体的には、「憲法総合」、「民法総合」、「刑法総合」など7科目の法律基本科目を必修とし、法律基本科目の重層的で体系的な積み上げを行うことにより、個々の法分野の理解を繰り返し確認するものとしている。

3年次は、法律基本科目で学んだ知識の事案への適用力を養うとともに、実務基礎の修得を図るために、実務系基礎科目として「民事訴訟実務の基礎」「刑事訴訟実務の基礎」を必修としている。さらに、学生の多様な目的意識に対応するために、幅広い分野の展開・先端科目を提供するとともに、実務系基礎科目として「臨床法学教育」「エクスターンシップ」「コモンズ・エクスターンシップ」「リーガル・カウンセリングアンドネゴシエーション」「民事弁護実務」「刑事弁護実務」「ビジネス法務特講」等を選択必修科目としている。これらの科目の履修を通じて、個々の法分野を超えた総合的な法的分析・推論能力と問題解決能力、コミュニケーション能力等の基礎的なスキルを育成するとともに、法曹に必要なスキルとマインドについて一層の深化をはかっている。上記の科目のうち、とりわけ「臨床法学教育」「エクスターンシップ」「コモンズ・エクスターンシップ」⁷³は、実務の現場を提供する機会を提供し、より実践的な実務教育を通じて法曹に必要なマインド・スキルを養成

⁷² カリキュラムの体系について『2025 法科大学院案内』5～8頁、教育課程の編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）について『2025 年度法学研究科法曹養成専攻要項』2頁。

⁷³ 「コモンズ・エクスターンシップ」とは、本法科大学院と早稲田リーガルコモンズ法律事務所とが連携して行っている早稲田リーガルコモンズ・プロジェクトの一環として、新任弁護士の実務研修に相当する内容を本法科大学院の学生に提供する科目。『2025 法科大学院案内』10頁および下記（3）イ参照。

しようとするものであり、本研究科が目指そうとする法曹としてのマインド・スキルの養成にとって極めて重要な役割を果たしている。

このほか、選択必修科目としての「基礎法」(法哲学、法史学Ⅰ、法社会学など)、「外国法基礎」(英米法、ドイツ法、フランス法、中国法)、「隣接科目」(法と経済学、法医学、法と心理学、法整備支援活動)などを通じて、現在の国内法制度を歴史的視点・比較法的視点・経済学的視点その他多様な視点から批判的に検証し、創造的な解釈論・立法論を展開する素地を養成している。

イ 「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」

(ア) 本法科大学院が設定する「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」

本法科大学院では、学生が最低限修得すべき内容を、各分野で扱われている制度・規律について理解したうえで、それを運用するのに必要な基礎的概念と基本的な思考方法に習熟し、それを活用して法的紛争を処理する能力ととらえている。その具体的な内容は、単に最低限理解すべき「知識」を修得することが重要なのではなく、むしろそうした知識の修得・理解の過程で、あるいはそれに付加する形で、法曹実務家として必要な能力を身につけることに意義があると考えている。

そうした意味での最低限修得すべき内容として、以下の5点を挙げることができる。

a 本質を理解したうえでの法的知識・法的知見

形式的な法的知識の記憶ではなく、ある法制度あるいは法文が成立し、運用されるに至っている背景や考え方まで踏まえることが重要である。これにより、複雑多岐にわたる紛争を処理するうえで、定型的な法適用ではなく、根本に立ち返る思考態度が定着することにつながる。

b 事実認定および事実解釈の能力

法曹実務は「事実」と向き合うことから始まる。その点で、事実を丁寧に解析し、それをもって法的推論の出発点とする態度を身につけることが必要である。

c 法的な分析と推論の実践的な能力

a と b を前提とした上で、一定の事実関係のもとで、どのような点が法的問題となるのかを見究め、解決に至る推論を緻密に組み立てる能力が求められる。それは、実務的な側面から見れば、問題の所在を的確に把握した上で、解決への道筋を見通していく〈問題解決能力〉を身につけることを意味する。

d 法的な表現と説得の能力

法曹実務においては、c の観点を内的に保持することにとどまらず、多様な紛争の関係者に対して、それを説得的に表現することが求められる。

れる。口頭および文書による法的な説得の技術は不可欠な要素である。

e 創造的・批判的な思考

法理論や判例を定型的に記憶し、これを漫然と適用するだけであれば、法曹は法適用のロボットと変わらない。むしろ、判例や学説の理由付けが本当に妥当な解決をもたらすのか、他に考えうる論理はないのか等を、積極的に考える創造的・批判的な思考態度が必要となる。

(イ) 本法科大学院による検討・検証等

本法科大学院においては、科目ごとに関係する教員が作成した講義内容を、上記の包括的な「最低限修得すべき内容」とともに運営委員会に提案し、教員の間で共通認識を確保することに努めている。

また、その実質的な内容は上記（1（1）ア（ア））に記載した「法曹に必要なマインド・スキル」に包含されるものでもあるので、すでに記載したように、各種の委員会における議論を通じて、教員間でイメージの共通化・共有化を図るとともに、FD 研修会において具体的な成果を検証することに努めている。

(ウ) 科目への展開

本法科大学院の教育内容は、年次ごとに基礎から応用へと順次積み重ねていくことによって、専門的な法知識を確実に修得させ、法的能力を高めていくものとしている。

1年次は、法律基本科目の修得を主要な教育目標とする。これを受けて、憲法・民法・刑法・会社法・民事訴訟法・刑事訴訟法といった実体法・訴訟法の法律基本科目の基本的知識の確実な理解・定着が、最低限修得すべき内容となる。上記（ア）「a 本質を理解したうえでの法的知識・法的知見」がこれと関連する。

2年次は、法律基本科目の発展的理解を主要な教育目標とする。これを受けて、法律基本科目のさらなる理解と知識の深化を図りつつ、法的分析能力や法的推論能力をも意識することが、最低限修得すべき内容となる。上記 a が中心となるが、「c 法的な分析と推論の実践的な能力」もある程度関連してくる。さらに「実務基礎科目」において事案の分析、事実の評価を的確に行うことができるようにし、そのうえで、事案の法的分析能力および法的推論能力の修得をその最低限修得すべき内容とする。この段階では、上記 a に加えて、「b 事実認定あるいは事実解釈の能力」および「c 法的な分析と推論の実践的な能力」が関連してくる。

3年次は、「実務系基礎科目」や「法律基本科目・応用演習」等において、事案の分析や事実の評価を的確に行うことを通じて、事案の法的

分析能力および法的推論能力の修得を図るとともに、これを文書の形式で表現できるようにする。さらに、臨床法学教育（リーガル・クリニック）やエクスターンシップといった実務実習科目や模擬裁判などの授業において、口頭および文書による法的な説得の技術を身につけることを目指す。これらが、最低限修得すべき内容となる。この段階では、上記 a と c に加えて、「b 事実認定あるいは事実解釈の能力」、「d 法的な表現と説得の能力」、「e 創造的・批判的な思考」が関連してくる。

このように、本法科大学院では、インプットからアウトプットまでの重層的な学修により、法科大学院生が最低限修得すべき内容の確実かつ段階的な修得を目指している。

（2）法曹に必要なマインド・スキルの養成状況及び法曹養成教育の達成状況

ア 入学者選抜

法曹に必要なマインド・スキルの養成を実現するため、まず、特別選抜入試（5年一貫型・開放型）、一般選抜入試（法学未修者・法学既修者）のいずれにおいても、法曹としての「必要条件」ともいえるべき資質を備えているか否かを、書類選考において重点的に審査し、多様なバックグラウンドをもった有為な人材を選抜している。具体的には、申述書（ステートメント）・推薦状・成績証明書・その他の能力証明等を通じて、法曹となるべき者が備えるべき必要条件であると解される①判断力・思考力・分析力等の資質（知的側面）、②社会常識・奉仕の精神・正義感（情の側面）、③強い使命感・情熱・気力（意志の側面）社、④教養・各種分野の専門的能力（知識の側面）、⑤表現力・コミュニケーション能力の5つの資質・能力の有無・程度を審査することによって、当該受験生が法曹に必要なマインド・スキルを修得する素養を有しているかを確認している⁷⁴。

その上で、各入試の志願者の特性を踏まえて、さらに以下の選考方法を課すことによって、当該受験生が法曹に必要なマインド・スキルを修得する素養を有しているかをより丁寧に確認している。

特別選抜入試（5年一貫型）では、法曹連携協定に記載された法曹コースの科目の成績を重視した選抜を行い、かつ、面接試験を行い、将来目指すべき法曹像などを尋ねている。また、特別選抜入試（開放型）では、法曹コースの科目の成績を重視しつつ、法律科目3科目（憲法・民法・刑法）の論述試験を課している。これらの選考方法を通じて、学部（法曹コース）3年、法科大学院2年の5年にわたる一貫した法曹養成教育の実現を目指すとともに、そのような教育に対応できる法的知識や法律文書作成能力を備えているかを確認している。

⁷⁴ 『2026 度入学者選抜試験要項』 30 頁。

一般選抜入試（法学未修者）では、与えられた情報を読み解き、問題点を自らの力で見つけ出し、自身の主張や解決策を論理的に説明する能力を評価のポイントとして、小論文の試験を実施している。一般選抜入試（法学既修者）では、本法科大学院の専任教員が作成した法律科目6科目（憲法・民法・刑法・民事訴訟法・刑事訴訟法・商法）の論述試験を課すことにより、本法科大学院の2年次からの学修に耐えうるだけの法的知識や法律文書作成能力を備えているかを重視して選抜を行っている。

入学者選抜において、とりわけ力点を置いて評価しているのは、受験者の基礎的能力はもちろんのこと、「これまで何に力を入れてきたのか」、そして今後「法曹として何をやりたいのか」という、経験・情熱・目標に関する要素である。上記（1）で述べたように、「挑戦する法曹」が持つべきマインドとして、本法科大学院は①法曹として新たな時代を切り拓く開拓精神、②正義を体現する法の担い手としての強い使命感・倫理感、③人の喜び・苦しみ・痛みを理解できる豊かな人間性とこれに基づく行動力を求めており、こうしたマインドを修得する素養があるかを、申述書（ステートメント）・推薦状・その他の能力証明等を丁寧に読み込むことによって確認している。なお、詳細については第2分野の記述を参照されたい。

イ カリキュラムおよび授業内容・方法

（ア）スキルの側面

a カリキュラムおよび授業内容・方法の基本的方針

新たな時代における「挑戦する法曹」として活躍するためには、単に法的な知識を修得するだけではならず、事実関係を正確に把握し、法律上の問題点を発見し、的確な分析・推論を通じて、既存の議論に過度に捕らわれず最も適切な解決策を構築し、かつ、それらを説得的に表現する能力をも身につけなければならない。そこで、本法科大学院では、法律基本科目の基礎的知識を理解・定着させる1年次の科目では講義を中心とした授業を行っているが、2年次以上の科目では、あらかじめ具体的な事例や課題などを提示し、これに関して十分な予習をしてきた学生と教員または学生相互間で議論をする双方向・多方向授業を行うことを原則とし、これによって、問題解決能力、法情報調査能力、事実調査能力、法的分析力、表現・説得能力、批判力等を涵養しつつ、同時に、高度な法的知識を修得することを目指している。

また、双方向・多方向授業の前提として必要とされる学生の十分な予習を確保するため、TKCとの共同開発による教育支援システムを活用するとともに、早稲田大学が運用しているWaseda Moodleをも併用すること等により、予習すべき事例や課題を事前に適切に提供している。予習の指示が適切にされているかについては、授業評価アンケートの項目として掲

げることにより、学生の意見も踏まえた更なる改善に努めている。

b 基本の方針の具体的な運用

第一に、2年次の必修科目である「憲法総合」「民法総合」「刑法総合」などの「総合」という名称がついた科目では、複数の知識・論点を横断的・総合的に検討しなければ解決することのできない事例や課題を素材として、知識を事案に適用するプロセスや法的問題解決のあり方を検討することを主目的としている。法律基本科目の応用演習や司法試験選択科目の演習も、これと同様である。また、「民事訴訟実務の基礎」「刑事訴訟実務の基礎」等の実務系基礎科目では、司法研修所の作成に係る事件記録型教材等を用いることにより、より実践的な形で、法的問題の発見から解決に至るプロセスの全体を学修するものとなっている。

事例や設例を素材とする授業では、当該事例や設例における法的な問題の所在を発見し、既存の判例・学説等の調査・分析を踏まえつつも、それらに過度に捕らわれることなく、その問題を解決するためにはどのような方法がありうるかを模索し、そのそれぞれの解決策にどのような利点と問題点があり、当該事案においてはどの解決策が最も望ましいか等を検討すべきことになる。裁判例を素材とした授業においても、単に判決の結論を覚えさせるのではなく、その判決の事実関係を精査させ、事実認定の適否、事実との関係における判決の結論の当否、判決の射程（他の類似判決との異同）等について綿密に検討し、議論することを目的としている。こうした授業を通じて、単に法的知識を修得するだけでなく、法曹に必要とされる事実認定能力、法的分析・推論能力、問題解決能力、創造的・批判的能力等々のスキルとマインドを涵養することが目指されている。

第二に、「模擬裁判」においては、具体的な紛争事例を解決するためにはどのような考え方があり、それらのさまざまな考え方のどれを選択するか、複数の選択肢の中から選ばれた結論を実現するためにはどのような作業を行う必要があるか、そのためにどのようなスキルとマインドを修得する必要があるかを、裁判のプロセスに従いながら詳細かつ具体的に学修する。「民事弁護実務」「刑事弁護実務」「民事法総合研究」「刑事法総合研究」「民事実務演習」などの実務系基礎科目も、同様の趣旨に基づいた科目である。

第三に、「臨床法学教育（リーガル・クリニック）」では、実務家教員および研究者教員の指導監督の下で、学生自身が直接に依頼者から相談を受け、必要に応じて訴訟等における実務を経験する。当該案件について、学生達は、相談者からの聞き取り等によって事実関係を把握した上で、法令・判例・学説等の必要な情報を検索・収集し、その情報を精査・分析して、相談者への回答や訴状・準備書面等の起案などを行う。こうした経験は、法曹の使命と責任を強く自覚させるとともに、法情報調査能力のみなら

ず、法的知識を飛躍的に豊かなものとし、さらには事実調査能力・問題解決能力・法的分析力・批判的検討能力・創造力・表現力・コミュニケーション能力等の実務上のスキルを身につけるためにも極めて有効である。また、「エクスターンシップ」においても、法律事務所、中央省庁、民間企業・団体等で、具体的な案件の処理に関与し、あるいは法情報調査や法律文書の起案を補佐し、法律実務家から添削その他の指導を受けることによって、法曹に必要とされるスキルとマインドを飛躍的に発展させ、定着させることができるようになる。早稲田リーガルcommons法律事務所で行われる「commons・エクスターンシップ」も同様である。

第四に、「リーガル・カウンセリングアンドネゴシエーション」「法と心理学」等の科目においては、当事者・関係者からの聞き取りその他の事実調査、口頭および文書によるコミュニケーションと説得等のスキルを涵養するため、ロールプレイを含むさまざまな手法を採用している。

c 授業外における取り組み・工夫

本法科大学院においては、本法科大学院出身の若手法曹をアカデミック・アドバイザー（AA）として採用し、個別指導やゼミ指導にあたることにより、学生の自学自習を支援するとともに、学生生活における心身両面にわたる細やかなケアを行っている。

本法科大学院のような大規模校では個々の学生に対するきめ細かな対応が難しいという指摘（日弁連法務研究財団「早稲田大学大学院法務研究科評価報告書」〔2022年3月31日〕187～188頁）を受けて、2024年度より、学生がその学修状況に応じたきめ細かい指導を受けられるようにするために、文部科学省の「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」の一環として、AAや修習生チューター（本法科大学院を修了して司法修習中の者）から1対1の形式でサポートを受けられる機会の拡充を図っている。これにより、2025年度は全学生の約80%がこのような個別指導型のサポートを受けようになっている。こういった授業外におけるサポートも、法曹に必要なマインド・スキルの養成を支えている。

（イ）マインドの側面

a カリキュラムおよび授業内容・方法における取り組み

必修科目として設置される「法曹倫理」の授業は、弁護士資格を有する実務家教員だけでなく、裁判官出身教員や検察派遣教員、研究者教員もそれぞれの関連分野を担当し、事例問題をめぐって教員と学生が議論を展開するなどの方法によって進められており、弁護士倫理その他の倫理規定を機械的に暗記するのではなく、法曹倫理の基本的な諸原則を理解し、かつ、その応用の力を高めることを目指している。

3年次の選択必修科目として設置される「民事弁護実務」「刑事弁護実

務」「労働訴訟実務の基礎」「模擬裁判（民事）」「模擬裁判（刑事）」「裁判外紛争処理」「法整備支援活動」などでは、法曹の活動の多様性とそれぞれの分野における使命・責任につき、さらに踏み込んだ学修が行えるようにしている。これらの科目はいずれも実務家教員あるいは実務経験を有する教員が担当しており、教員が実際に体験した事例等を交えながら授業を進行することによって、法曹のさまざまな役割・使命と責任のあり方を生き活きと具体的に学修させることを可能にしている。

また、すでに言及したように、民事、刑事、労働、行政、外国人、障害法の各分野について「臨床法学教育（リーガル・クリニック）」を実施し、学生を実際の事件に関与させることで、法曹の役割を体験させている。具体的事件を担当すること等を通じて、学生は、法曹の使命と責任を体得するだけでなく、弁護士へのアクセスの困難性が依頼者の経済的困難や弁護士過疎だけを理由とするものではないことなど、今日のわが国における司法の抱える問題点を認識し、かつ、より良い実務を行うためにはより深く法理論を修める必要があることを自覚することになる。さらに、「エクスターンシップ」においては、全国各地の法律事務所、中央省庁、民間企業・団体等などに学生を派遣し、それぞれの分野での法曹・法律実務家の活動を実際に体験させることにより、法曹・法律実務家の役割と使命を現場で学ぶことが可能である。早稲田リーガルコモンズ法律事務所にて行う「コモンズ・エクスターンシップ」もこれと同様である。

b リーガル・クリニックにおける取り組み

「臨床法学教育（リーガル・クリニック）」においては、学生に、守秘義務契約の締結その他法曹倫理上必要とされるさまざまな準備を整えた上で⁷⁵、実務家教員および研究者教員の指導監督の下で、具体的な案件に直接関与させており、法曹倫理問題につき実践的な体験をする機会となっている。さらに、報告書の執筆、実務家教員および研究者教員の参加する事前の準備会および事後の報告会での議論等を通じて、法曹の使命・責任を自覚させるよう配慮している。なお、実務教育の詳細は、6-3 参照のこと。

c 自由科目および授業外における取り組み

自由科目として開講している「法曹の仕事を知る」では、本法科大学院を修了してさまざまな分野で活躍する法曹をゲストスピーカーとして招き、オムニバス形式により、法曹の仕事の可能性や魅力を学ばせている⁷⁶。

⁷⁵ 2025年度までは、「法曹倫理」を受講済みであることを「臨床法学教育（リーガル・クリニック）」の受講要件としていた。2026年度からは、「法曹倫理」の開講時期が変更されることに伴い、法科大学院が実施する事前教育（弁護士倫理の重要な部分を学生に理解させることを内容とする）を受講済みであることを受講要件にする予定である。

⁷⁶ その授業内容を書籍化し紹介するものとして、早稲田大学法務教育研究センター編『挑戦する法曹たち—法律家のキャリアマップ—』（成文堂、2021）がある。

また、正規授業を補完するものとして、本法科大学院発足以来、さまざまな特色のある活動をしている法曹を招いて講演会やセミナー等を開催し、法曹の果たす機能の多様性や、現代日本社会において期待されている法曹の役割などを自覚させるよう努めている。また、上述したように、本法科大学院出身の若手法曹約90名をアカデミック・アドバイザーとして採用し、将来のキャリアや法曹としての働き方などに関する学生からの質問・相談にも応じることができるようになっている。実務家教員のオフィスアワーなどと併せて、早い段階から日常的に法曹との緊密な接触を持つ機会を提供することにより、法曹の役割と使命について、その細部に至るまで実感することが可能となっている。

ウ 成績評価・修了認定

本法科大学院においては、1年次から2年次、2年次から3年次に厳しい進級要件を課し、各学年で学修すべき法的知識・その他の能力が修得できていないと判断される場合には、躊躇なく留年をさせている。2024年度においては、1年生から2年生への進級率は86%、2年生から3年生への進級率は82.3%であった。

また、修了認定状況についてみると、2023年3月の修了対象者133名中、123名が修了（留年3名、休学3名、留学4名）、2024年3月の修了対象者173名中、171名が修了（留年2名、休学2名）、2025年3月の修了対象者143名中、134名が修了（留年6名、休学1名）となっている。

エ 自己改革等の取り組み

a 体制

本法科大学院においては、上記の法曹として必要なマインド・スキルについて、その具体的な成果の検証も含めて、入試委員会、カリキュラム検討委員会、FD委員会等で常に検討し、またFD研修会のテーマとしてとりあげ、全教員による議論にも付してきている。

b カリキュラムの見直し

こうした検討結果に基づく自己改革の一例として、2022年度より、司法試験在学中受験に対応したカリキュラムを導入した。具体的には、①2年次までに法律基本科目および司法試験選択科目を一通り学習できるようにし、②3年次春学期に法律基本科目応用演習を設置して、個別具体的な事案を分析し、自ら法的推論を組み立て、文書の形式で表現できる能力を養成できるようにした。そして、③3年次夏休みおよび秋学期は、学生は、司法試験のプレッシャーから解放されることにより、実務系基礎科目や展開・先端科目を伸び伸びと履修することが可能であり、法曹に必要なマインドを身につけるとともに、スキル面も深化させることが期待できることから、実務系基

礎科目や展開・先端科目を原則として3年次夏期集中あるいは秋学期に設置することとした。

今後は、以上のカリキュラムが効果をあげているかを継続的に検証し、必要があれば見直しを図っていくことが必要である。そのような検証作業と見直しの一環として、授業評価アンケート等により、多くの学生が3年次春学期に履修しなければならない「法曹倫理」が司法試験準備の障害になっている状況が明らかになったことから、2026年度より、「法曹倫理」の開講時期を秋学期に変更し、多くの学生が3年次秋学期に「法曹倫理」を受講できるようにした。

c 学生やアカデミック・アドバイザーの意見の吸い上げ

マインド・スキルの修得に関連しては、FD委員会が、授業評価アンケートに現れた学生の意見などを参考にしながら、特定のテーマを設定してFD研修会を行っている。授業評価アンケートは、上記bでも述べたように、カリキュラム検討委員会において、カリキュラムの検証作業や見直しをする際にも重要な参考材料としている。

また、学生の学修支援を行っているアカデミック・アドバイザー（AA）を統括する役割としてアカデミック・コーディネーター（AC）を置き、ACがAAからの意見を吸い上げるとともに、ACと教務主任が定期的に会合を設け、ACから指摘を受けた問題点や提言について、適宜、関連する各種委員会での議論につなげている。このように、改革にあたっては、教員の側からの一方的な評価ではなく、他の立場からの多角的な意見も参考にしながら進めることに努めている。

オ 法曹養成教育の達成状況

法科大学院修了生が備えるべき法曹に必要なマインドとスキルを学生に修得させるという観点からみた場合、本法科大学院の教育システムは十分にこれを達成できていると思われる。ただ、学生自身の関心は司法試験合格が第一であり、ともすれば、マインドとスキルの修得への意識が薄れがちになるのはやむをえない側面もある。司法試験在学中受験の開始に伴い、法科大学院がますます受験準備機関化していることは否定できない。

そのような状況であるからこそ、改めて、法科大学院らしい教育とは何か、法科大学院でなければ学生に提供できない価値とは何かを考える必要がある。

本法科大学院は、創設以来、臨床法学教育（リーガル・クリニック）やエクスターンシップなどの体験型科目に力を入れてきた。体験型科目は、リアルな法曹の姿と仕事を学生に直に体験させることによって、座学では得られない教育効果を上げており、学生の法曹像や将来の働き方にも大きな影響を与えている。これらの体験型科目を履修して実務家になった者が、

「臨床法学教育（リーガル・クリニック）」の授業を担当したり、自身の法律事務所で「エクスターンシップ」を受け入れるなど、今度は体験型科目を担当する側となって、学生たちにさまざまな体験を提供している。このようにして「人が人を育てる」「先輩が後輩を育てる」というサイクルがうまく機能しており、学生が法曹に必要なマインドとスキルをより良く修得することにつながっている。

実際にも、司法試験在学中受験の開始に伴い、「臨床法学教育（リーガル・クリニック）」や「エクスターンシップ」を原則として3年次夏期集中あるいは秋学期に設置したところ（上記エ b 参照）、これらの科目の履修者が大幅に増えている。これは、上記エ b でも述べたように、学生が司法試験のプレッシャーから解放されたことによって、自分自身の目指す法曹像や法律問題への関心をより強く意識しながら、従来よりも自由に履修の選択をした結果ではないかと考えられる。

新たな法曹養成制度（5年一貫型法曹養成制度）と司法試験在学中受験制度が始まってから数年が経過したが、本法科大学院は、「挑戦する法曹」の養成という理念を具現化する法曹養成システムを引き続き維持し発展させていくため、入試制度やカリキュラム等の改革について鋭意検討を進めており、これまでの成果を基盤としつつ更なる自己改革に努めている。

（3）特に力を入れている取り組み

ア 国際性の涵養

本法科大学院では、国際的に活躍することができる法曹の養成を目的に、国際性の涵養に配慮した取り組みに力を入れている。また同時に、国際的な法律学の教育機関として機能し、「発信」を積極的に行う国際性も体现することを目指している。詳細は、第6分野（6-4）を参照のこと。

イ 早稲田リーガルコモンズプロジェクト

本法科大学院は、2013年度より、本法科大学院出身者が中心となって設立した早稲田リーガルコモンズ法律事務所と連携して、「早稲田リーガルコモンズプロジェクト（WLCP）」を開始した⁷⁷。このプロジェクトの目的は、本法科大学院が輩出した人材群が中核となる同事務所と協働して、明確な問題意識を持つ優秀な人材を、社会の広い分野に輩出する動きを加速するところにある。「実務家が実務家を育てる」というコンセプトの下で、法科大学院を巣立った人材が法科大学院教育の一翼を担う「次世代の教育」を実現

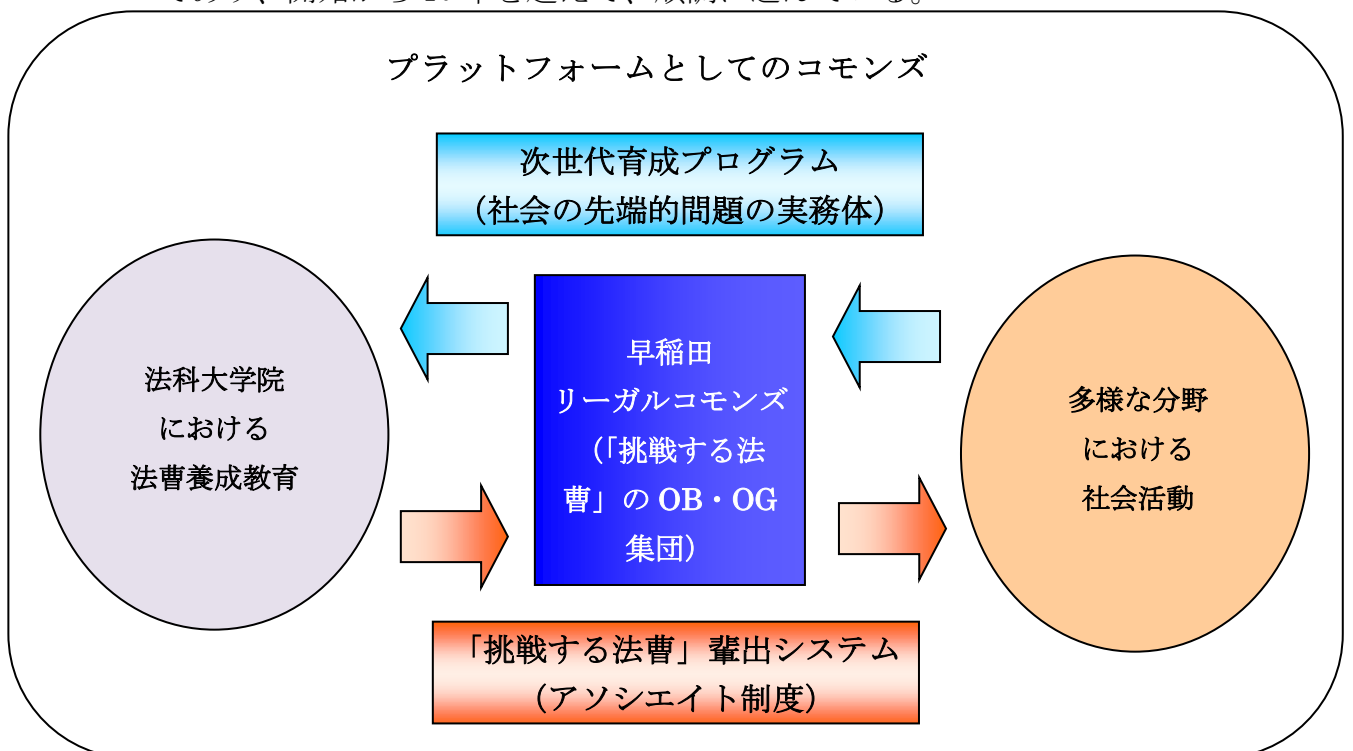
⁷⁷ 2013年2月21日付の日本経済新聞朝刊、2013年2月25日付の日本経済新聞朝刊。『2025法科大学院案内』10頁も参照。

させるものである。

具体的には、同事務所を本法科大学院と社会を結ぶプラットフォームと位置づけ、これを足場とした2つのプログラムが動いている。

「次世代育成プログラム」は、1年次に設置された法実務入門の科目の担当、在学生・修了生を対象としたエクスターンシップやサマークラークの実施、在学生向けのオープンオフィスの開催など、実務を体験させたり実務家と直接接したりすることを通じて、目指すべき法曹の具体的なイメージの構築を目的としている。「アソシエイト制度」は、同事務所が毎年本法科大学院の修了生を複数名アソシエイトとして受け入れ、最長3年にわたり、多様な専門分野を持つパートナー弁護士とともに多くの事案に取り組むことで、法曹としての基礎を学び、社会に貢献できる法曹として飛躍することを目指した人材育成の制度である。同事務所にアソシエイトとして採用された弁護士の多くは、同時に本法科大学院のアカデミック・アドバイザーともなり、学生に対する学修支援にも貢献している。

法曹養成教育は、法科大学院のなかだけで完結するものではない。法科大学院の真価は、輩出した人材群の質に現れ、さらにその人材群が次の世代の法曹を育成するという総合力によって計られると考えられる。このプロジェクトは、法科大学院を基盤とした法曹養成に新たな動きをもたらす試みであり、開始から10年を超えて、順調に進んでいる。



ウ 体験型科目による「人が人を育てる」教育の充実

上記(2)オでも触れたように、本法科大学院では、「臨床法学教育(リ

ーガル・クリニック)」や「エクスターンシップ」などの体験型科目による「人が人を育てる」教育を、法科大学院らしい教育として重視している。

そこで、学生が体験型科目を履修する機会を拡充するために、教員数の増加が見込めず設置科目の統廃合が必要な状況の中でも、「臨床法学教育（リーガル・クリニック）」のクラス数を維持するとともに、本法科大学院を修了して法曹になった者や稲門法曹会（早稲田大学出身の法曹によって構成される同窓会組織）の弁護士に働きかけて、「エクスターンシップ」の受入先の開拓を積極的に行っている。さらに、2026年度からは、「臨床法学教育（民事）」の1クラスを学校法務に特化した内容に改変することによって、スクールロイヤーなどに関心を持つ学生の履修を促すことにしている。

以上の方策により、2025年度は、司法試験合格者のうち7割が体験型科目を履修している。2028年度には、これを9割まで高めることを目標としている。

エ 被災地復興支援クリニックによる社会貢献の世代間継承

災害復興支援クリニックは、2011年の東日本大震災・原発事故後に研究者・実務家・学生が連携して始まった取り組みであり、「実務と理論の架橋」という法科大学院の理念を象徴する活動である。2023年まで福島県浜通り地域で調査・支援を行ってきたが、2024年1月の能登半島地震を契機に、2024年度より能登半島での活動を開始した。2025年度からは法科大学院の正規の活動として明確に位置づけられた。具体的な活動としては、教員・弁護士・学生が奥能登地域を訪問し、仮設住宅の集会場で復興支援のための補助金申請などの法律相談を実施するとともに、自治体から寄せられた法的问题に対し、学生が法令・判例調査を行い回答書を作成した。参加する弁護士は、いずれも東日本大震災当時に学生として福島支援に携わっていた修了生であり、支援の精神を世代間で継承する象徴的な取り組みとなっている。

2024年度は延べ31名の学生が、2025年度は延べ27名の学生が、現地で活動した（2025年度は2026年3月にも現地での活動を予定している）。活動内容は朝日新聞やNHKなど多くのメディアで取り上げられており、社会的にも高い評価を受けている。2026年度以降、同クリニックを担当する実務家教員2名を増員することが大学本部により認められ、本法科大学院を修了した弁護士を新たに教員として採用し、災害復興支援の実務教育とその基盤となる研究を加速する予定である。

(4) その他

本法科大学院は、1(1)ア(ア)で述べたように、法曹に求められるマインドとして、人の苦しみ・痛みに対する敏感な感性とこれに基づく行動力を特

に重視しており、こうした側面の重要性を機会あるごとに、学生に訴えている。

以上の問題意識に基づき、本法科大学院では、稲門法曹会（早稲田大学出身の法曹によって構成される同窓会組織）が制定した「稲門奨励賞」（旧早稲田ロースクール稲門会奨励賞）を「成績優秀者表彰」とならぶ最も価値ある賞として位置づけ、受賞者の選考等に教員の代表が積極的に関与している。この賞は、課外活動や社会貢献活動に積極的な学生に対し、在学中の功績に報いる表彰を行うことを目的としており、その趣旨は、司法試験の受験準備機関となりつつある法科大学院の一般的な風潮と一線を画し、社会において活躍する法律家となるために真に必要な素養の多面的な育成を図るところにある。早稲田が標榜する「挑戦する法曹」を体現する積極的な姿勢を持つ学生を顕彰し、もってロースクールの学生が社会に広く目を開き、課外活動に積極的に関与していくことを第一義としており、「早稲田が育成しようとする法曹」の具体的な姿を鮮明に指し示すものである。これまでに、児童福祉施設におけるボランティア活動を法科大学院での勉学と両立させてきた学生、ノートテイク等の障がい者支援活動に携わった学生、国際人権の普及活動に関わった学生などが受賞し、毎年、本法科大学院の修了式において表彰されている。

2 点検・評価

本法科大学院では、新たな時代の「挑戦する法曹」にとって必要なマインドとスキルを養成するための豊富な仕組みが構築されている。リキュラムの設定にあたっては、マインドとスキルの養成に対して十分な配慮をしており、また、授業では、基本的に双方向・多方向の授業方法を採用することによって、学生がマインドとスキルを修得できるようにしている。

実務系基礎科目は、質量ともに優れた先進的な内容になっており、学生のマインドとスキルの養成にとって重要な意義を有している。実務系基礎科目のうち、「臨床法学教育（リーガル・クリニック）」や「エクスターンシップ」などの体験型科目は、本法科大学院が特に力を入れている科目であり、「人が人を育てる」「先輩が後輩を育てる」ことを通じて、法曹に必要なマインドとスキルをより良く修得することに貢献している。

以上の諸方策が総合して、法曹に必要なマインドとスキルの養成を具現化する法曹養成システムを構築していることは高く評価できると思われる。

本法科大学院の基本理念と、それを実現するための具体的方策については、本法科大学院の教員と学生に広く共有されるに至っている。そうしたことの証左として、学生達は、「臨床法学教育（リーガル・クリニック）」や「エクスターンシップ」、交換協定に基づく外国留学などに熱心に取り組み、法曹としての資質を高めようとする意欲を有していること、さらに、被災地復興支援クリニックによる社会貢献、各種サークル（本法科大学院承認の学生研究活動団体）の活動、ロー・レビューの発刊に関わるなど、自主的・積極的に自ら

を「挑戦する法曹」へと高めるための研鑽を積んでいることなどを挙げることができる。また、法曹として最も重要なマインドである「人の痛み・苦しみに共感」し、「行動する力」が確実に根付いていることも特筆されるべきである。

さらに、本法科大学院の国際性についての充実度は、英語による授業に接する機会・留学の機会など、いずれも優れたものということができる。その成果も上がっており、高く評価することができる。

3 自己評定

A

[理由]

本法科大学院においては、新たな時代の「挑戦する法曹」にとって必要なマインドとスキルを養成するための豊富な仕組みが構築されており、堅実に実践されている。カリキュラムや授業においても、こうしたマインドとスキルの養成に十分な配慮がされている。さらに、体験型科目による「人が人を育てる」教育に力を入れていることも、本法科大学院の優れた特徴である。これに加え、本法科大学院における国際性を涵養するための取り組みの充実度には、特筆すべきものがある。これらの諸方策が総合して、法曹に必要なマインドとスキルの養成を具現化する法曹養成システムが構築されているということができる。さらに、本法科大学院は、現状に安住することなく、その理念を具現化する法曹養成システムを引き続き維持し発展させていくため、入試制度やカリキュラム等の改革について絶え間なく検討を進めており、更なる自己改革に努めている。

以上により、本法科大学院における法曹養成教育への取り組みは、スキルの面でもマインドの面でも非常に良好に機能していると評価することができ、日弁連法務研究財団の評価基準「A」に該当すると考える。

4 改善計画

上述したように、本法科大学院の現状は肯定的に評価しうるものではあるが、それをさらに発展させるため、今後は以下のような改善を行うことを計画している。

- (1) 5年一貫型法曹養成制度の導入とこれに伴う司法試験在学中受験開始に伴って導入された現行のカリキュラムが、学生のニーズに応えつつ、法曹に必要なマインド・スキルの修得に適ったものであるかについて、カリキュラム検討委員会やFD委員会等で今後も継続的に検証し、必要があればその見直しを図っていく。
- (2) 本法科大学院の特徴である「臨床法学教育（リーガル・クリニック）」や「エクスターンシップ」などの体験型科目が、法科大学院らしい「人が人を

育てる」教育として重要な意義を有することを改めて確認した上で、これらの科目の量的・質的な充実を図るとともに、本法科大学院を修了した弁護士が今度は学生の指導に携わるという形で、先輩が後輩を育てるサイクルをより一層確立し、法曹に必要なマインド・スキルの修得につなげていく。

- (3) 相互授業参観の改善をはじめとして FD 活動をさらに強化し、授業内容・授業方法の水準の一層の向上を図るとともに、法曹に必要なマインド・スキル（「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を含む）の修得に関して、さらに検証に努めていく。
- (4) 本法科大学院の修了者を積極的にアカデミック・アドバイザーまたは助手・講師（任期付）等として採用することにより、彼らの本法科大学院における学生としての経験を、法曹に必要なマインド・スキルを修得するための教育・学習環境の改善に反映させる。
- (5) 被災地復興支援クリニックの活動を軌道に乗せるとともに、本法科大学院を修了した弁護士の中から、同クリニックを担当する実務家教員 2 名を採用し、災害復興支援の実務教育とその基盤となる研究を進める。また、学生の自主的な活動（学生研究活動団体によるロー・レビューの刊行や研究会・講演会の開催等）に対する支援を強化する。これらにより、学生が法曹に必要なマインド・スキルを備えることを後押しする。

別紙 2

6-1-2 授業 (2) 1 (1) 授業の実施, (2) 到達目標との関係

■ 憲法分野

<p>ア 教育内容</p>	<p>※教育内容の概要、科目の特性や教育目標に応じた工夫、等。</p> <p>1年次春学期に「憲法Ⅰ（人権）」、同秋学期に「憲法Ⅱ（総論・統治）」を開講し、法学未修者を対象に、憲法の基本的構造や概念を理解させ、憲法学の基本的な発想を身につけさせるために、主要なテーマについて満遍なく取り上げ、憲法の全体像を一年かけて講義している。法学未修者が対象であるので、教科書と判例集に基づいて憲法学の講義を行っているが、特に判例での憲法・人権問題の展開を詳細に解説しつつ、適宜学生に質問をすることによって、学説、判例法理の抽象的な理解にとどまらずに現実の事件との関係で具体的に憲法問題を考えることの重要性を理解してもらうよう努めている。</p> <p>2年次秋学期には「憲法総合」を配置し、主に憲法訴訟論的視点から重要な憲法判例を選択し、それを素材に質疑応答を中心にして、教員の解説も交えつつ、既得の知識を活用して具体的事案解決を学生自身が行える力を修得させるための授業を行っている。</p> <p>2年次秋学期以降の段階で、選択科目として「憲法応用演習」を開講している。判例を素材に学生自身による報告・討論を通じて、判例・学説の知識を具体的事件解決につなげていく応用力のさらなる涵養を図っている。</p>
<p>イ 授業の仕方</p>	<p>※双方向・多方向の議論をするなど考える機会を設けているか、その他授業の仕方についての工夫、等。</p> <p>「憲法Ⅰ」と「憲法Ⅱ」は未修者が対象であるので教員の講義を中心とするが、時間の許す範囲で可能な限り、学生に質問し、学生が受動的に講義を聴くだけでなく主体的に考える機会を与えている。</p> <p>「憲法総合」については、指定した「検討判例」を素材として、基本的に質疑応答形式で授業自体を進行させ、双方向性をもった授業を行っている。</p>
<p>ウ 学生の理解度の確認</p>	<p>※課題・レポート・小テスト・起案等による学生の理解度の確認をしているか等。</p> <p>授業内における質疑応答を通じて、また、最終的には期末試験において学生の理解度を確認している。教員によっては、他に、特別に面談の機会を設け、起案の課題を出すなどして適宜理解度の確認を行っている。</p>

エ 授業後のフォロー	<p>※授業後の質問対応，提出されたレポート等の添削指導など，授業の効果を高める取り組み等。</p> <p>授業直後に質問にくる学生に対して、時間の許す限り対応している。また、教員ごとにオフィスアワーを設定しているので、質問のある学生に十分な時間をとって対応する体制も整えている。</p>
オ 出席の確認	<p>※授業時に学生の出席を把握・確認をしているか等。</p> <p>毎回の授業において教員が出席を確認している。</p>
カ 授業内の特徴的・具体的な工夫	<p>※映像等を利用し分かりやすい工夫をしているなど授業時に特徴的な取り組みや工夫をしている等。</p> <p>授業期日に先だって基本的事項の一般的な理解は、学生自身が基本書を読む等して授業前に予習することを義務付けている。</p> <p>「憲法Ⅰ」、「憲法Ⅱ」では、学生自身による予習を踏まえた上で、各回テーマの要点や学生にとっての盲点となるような事項を中心に解説を行い、事案の検討に時間をかけるようにしている。適切な予習の提示をすることで、憲法全体をカバーするには少ない授業時間数の不足を補うよう努めている。</p> <p>「憲法総合」では、指定した「検討判例」について判決全文を読んでもくることを前提に、質疑応答形式でケース・スタディを行っている。この方法は、学生の問題発見、事案解決の能力の向上に役立っていると考えられる。</p>
キ 対象学年にふさわしい授業の工夫	<p>※授業のレベル設定が，対象学年にふさわしいものとなっているか等。</p> <p>前述のように、第1学年の法学未修者については、講義を主体とし、事案の検討を従にして、憲法の基本概念、基本事項、基本的な構造を理解させることに力を入れている。</p> <p>法学既修者については、ケース・スタディの方法に基づいて、できるだけ学生自身が考え、問題解決の努力をするように、質疑応答形式で授業を進めている。</p>
ク 到達目標との関係	<p>※授業計画・準備及び実施が「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえたものとなっているか，自学自修に委ねる部分の選択，伝え方，自学自修を支援するための体制等。</p> <p>授業で扱う内容は「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえたものとなっている。また、深い法的知見に基づいて、事案の丁寧な分析を行ったうえで、緻密な法的推論によって説得力ある問題解決を図ることができる能力の</p>

	<p>養成を目標とし、それを実現すべく授業を行っている。</p> <p>また、自学自修の支援のため、アカデミック・アドバイザーなどを置き、学修方法も含め学生の疑問点に応える体制をとっている。</p>
ケ その他	<p>※授業準備として工夫していること等</p> <p>憲法担当専任教員全員の協議のうえで作成・改訂する「検討判例」教材の内容を各教員が講義レジュメや講義内容に反映させている。したがって、授業における教育内容・水準については一定の共通理解が成立しており、これに基づいて授業を行うことによって、教員ごとの授業内容の極端なばらつきが出ないようにしている。</p>

■行政法分野

<p>ア 教育内容</p>	<p>※教育内容の概要、科目の特性や教育目標に応じた工夫、等。</p> <p>2年次春学期の「行政法」においては行政組織法と行政作用法の一般理論を、また2年次秋学期の「行政法総合」においては行政救済法の基本的制度を、それぞれ代表的な判例や学説を踏まえながら学修する形態で進めている。</p> <p>「行政法」では、法律を基礎として展開される行政活動の諸過程に関する理解の修得を目標として授業を行っている。具体的には、法規や通達を作成する過程、意思や判断の表示により義務を課し禁止を解除する過程、行政活動の前提である情報を収集するために調査をする過程、行政目的の達成を指導で達成する過程、義務の履行を強制する過程、義務の不履行に対して制裁を行う過程等に分割して、それぞれの過程に存在する既存の法システムと、その限界を教育している。</p> <p>「行政法総合」では、行政の関わる紛争を解決する法制の中心に位置付けられる行政事件訴訟法、行政不服審査法および国・公共団体の関わる紛争の金銭的解決のための制度である国家賠償法を中心に、行政紛争における権利救済のための法制度について教育している。特に、2004年の行政事件訴訟法の改正を踏まえて、法改正の趣旨を活かした行政事件訴訟法の解釈の学修を促している。</p>
<p>イ 授業の仕方</p>	<p>※双方向・多方向の議論をするなど考える機会を設けているか、その他授業の仕方についての工夫、等。</p> <p>授業の各回で検討される課題は、教育研究支援システムを通じて事前に学生に提示され、学生はこれを検討するために必要な情報を、関係参照判例と基本書から引き出して、授業に臨む。</p> <p>授業の進め方は、講義を中心としつつ、担当教員が検討課題について、アトランダムに学生を指名して質問を重ねてゆく方法をとっている。このような方式をとっているため、学生はかなりの時間をかけて教員の質問に対応する準備をしてきている。授業では、個別問題を検討しながらも、それが行政法体系の中でいかなる位置を占めるものであるかを常に学生に意識させるよう努力をし</p>

	ている。
ウ 学生の理解度の確認	<p>※課題・レポート・小テスト・起案等による学生の理解度の確認をしているか等。</p> <p>授業時間に厳しい制約がある中でも、重要な問題の理解確認の質問を行っている。採り上げる論点の数や幅は限定せざるを得ないので、教育研究支援システムを使って補充している。最終的には期末試験において学生の理解度を確認している。教員によっては、中間試験や起案の課題を課すなどして適宜理解度の確認を行う場合もある。</p>
エ 授業後のフォロー	<p>※授業後の質問対応、提出されたレポート等の添削指導など、授業の効果を高める取り組み等。</p> <p>授業終了後の質疑応答や面談（オフィスアワー）で対応している。また、期末試験後、コメントを付して採点答案を返却し、解説を配付した上で、全員に対する解説会を開催し、解説を行っている。この際にも、質疑応答の時間を設け、各学期の課題を正確に理解することを促している。</p>
オ 出席の確認	<p>※授業時に学生の出席を把握・確認をしているか等。</p> <p>毎回の授業において教員が出席を確認している。</p>
カ 授業内の特徴的・具体的な工夫	<p>※映像等を利用し分かりやすい工夫をしているなど授業時に特徴的な取り組みや工夫をしている等。</p> <p>授業期日に先だって相当の期間をとって、毎回のテーマに関する「予習課題」を学生に提示し、基本的事項の一般的な理解は学生自身が基本書を読む等して授業前に予習することを義務付けている。</p> <p>2年次春学期「行政法」における「予習課題」は、基本的事項・基本判例の理解に関する確認が中心である。一方、2年次秋学期「行政法総合」における「予習課題」は、事案・判例の分析が中心であり、授業においては、議論を通じて学説および判例理論の適用範囲や妥当性の検討に及ぶこともある。これら全体を通じて、基礎的な力量と</p>

	これを応用する能力の形成を促している。
キ 対象学年にふさわしい授業の工夫	<p>※授業のレベル設定が、対象学年にふさわしいものとなっているか等。</p> <p>2年次春学期「行政法」においては、行政法の理論体系と主要法令の全体像を把握できるように、講義を主体とし、基本的な概念・原則・制度を理解させることに力を入れている。</p> <p>2年次秋学期「行政法総合」においては、受講生の行政救済法関係の諸制度と判例に関する理解を促すとともに、事案全体を分析する能力、基礎的な理論を応用して主張を組み立てる能力も涵養することに力を入れている。</p>
ク 到達目標との関係	<p>※授業計画・準備及び実施が「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえたものとなっているか、自学自修に委ねる部分の選択、伝え方、自学自修を支援するための体制等。</p> <p>授業で扱う内容は「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえたものとなっている。各教員の講義では、毎回の予習課題に関する学生の応答と解説のほか、適宜、小テスト・中間試験・レポート作成が行われている。また、行政法担当教員が行政法科目関係のアカデミック・アドバイザーと定期的に協議の機会をもつことによって、学生の学修方法や到達度に対応した学修援助体制をとっている。</p>
ケ その他	<p>※授業準備として工夫していること等</p> <p>「行政法」「行政法総合」の授業は、共通のシラバスの下に、おおむね同様の進度で行われている。期末試験および評価基準・問題解説は、行政法担当教員全員の協議の上で作成されている。したがって、各教員は、共通の教育内容・水準および到達目標を踏まえた上で担当授業を行っている。</p>

■民法分野

<p>ア 教育内容</p>	<p>※教育内容の概要，科目の特性や教育目標に応じた工夫，等。</p> <p>1年次は、1年次春学期に「民法Ⅰ」「民法Ⅱ」を、1年次秋学期に「民法Ⅲ」「民法Ⅳ」「民法Ⅴ」をそれぞれ配置している。これらの科目は、民法の全領域を理解するのに必要な基礎的概念および基本的思考方法を修得させることを目的とする。</p> <p>2年次は、2年次春学期に「民法総合Ⅰ」「民法総合Ⅱ」を、2年次秋学期に「民法総合Ⅲ」をそれぞれ配置している。これらの科目は、民法全般に関し、想定される具体的な事例に即しながら、重要な制度や概念・判例についての基礎的知識を確認しつつ、当該紛争に含まれる問題点を的確に抽出し、その知識が具体的な紛争局面においてどのように用いられるかを様々な角度から検討する能力を修得させることを目的とする。</p>
<p>イ 授業の仕方</p>	<p>※双方向・多方向の議論をするなど考える機会を設けているか，その他授業の仕方についての工夫，等。</p> <p>1年次に配置されている「民法Ⅰ」から「民法Ⅴ」の各科目は、講義形式を軸にしつつ、基本的な事例を素材とする双方向・多方向形式を併用している。</p> <p>2年次に配置されている「民法総合Ⅰ」から「民法総合Ⅲ」の各科目は、基本的な事例から応用的・発展的な事例を素材として、双方向・多方向形式を採用している。</p>
<p>ウ 学生の理解度の確認</p>	<p>※課題・レポート・小テスト・起案等による学生の理解度の確認をしているか等。</p> <p>上記に掲げた各科目では、学年統一の中間試験を実施することにより、学生の理解度を確認している。中間試験の形式は、学生の学修の進度を勘案しつつ、各科目の担当教員間の協議により、短答式試験と論述式試験のいずれか適切なものを採用している。例えば、「民法総合Ⅲ」は、民法の学修を締めくくる科目であることに加えて、司法試験における短答式試験への準備を学生に促す観点から、民法の全範囲を対象とする短答式試験を採用している。</p> <p>また、各担当教員の判断により、レポートや小テスト等の機会を適宜に設けて、学生の理解度を確認することも行っている。</p>

<p>エ 授業後のフォロー</p>	<p>※授業後の質問対応、提出されたレポート等の添削指導など、授業の効果を高める取り組み等。</p> <p>上記に掲げた各科目では、授業後およびオフィスアワーにおいて、各担当教員が学生からの質問に対応している。そこで、各担当教員は、授業後の時限になるべく授業を入れられないようにして、授業後の学生からの質問に柔軟に対応できるようにしている他、週に1度は必ず、1時限分のオフィスアワーを設けている。</p> <p>また、レポート、小テスト、中間試験、期末試験等が実施された後には、添削済みのレポート・答案を返却する、解説の講義をする、解説を書面で配付するなどの対応をとることによって、学生の復習を促すとともに、各担当教員に積極的に質問して疑問点を解消するよう指導している。</p>
<p>オ 出席の確認</p>	<p>※授業時に学生の出席を把握・確認をしているか等。</p> <p>上記に掲げた各科目では、各担当教員の判断により、出席カードへの記入、座席表への記入、教員による目視や氏名の読み上げなどの適宜の方法を用いて出席の確認をしている。</p>
<p>カ 授業内の特徴的・具体的な工夫</p>	<p>※映像等を利用し分かりやすい工夫をしているなど授業時に特徴的な取り組みや工夫をしている等。</p> <p>1年次に配置されている「民法Ⅰ」から「民法Ⅴ」の各科目は、基礎的概念および基本的思考方法を修得させることを念頭に、授業が過度に複雑かつ高度な内容にならないように配慮している。</p> <p>2年次に配置されている「民法総合Ⅰ」から「民法総合Ⅲ」の各科目では、学生が基本的かつ重要な知識や概念・判例を確実に定着させ、その知識を具体的な事案において的確に活用できるようにするという観点から、担当教員間の協議に基づき、あらかじめ重要判例（学修の便宜を図るために、必読の判例と必読ではないが参照されるべき判例とを分けている）を指示するとともに、授業で取り上げる共通の事例問題を作成している。その上で、授業の運営においては、事前に担当教員間で密に議論し、事例問題に関する共通マニュアルを作成することにより、授業で取り上げるべき内容を担当教員間で共有するようにしている。</p> <p>いずれの科目においても、学生が授業内容を確実に理解し、それを定着させるとともに、学生の自学自修にも役立つ</p>

	<p>てる観点から、各担当教員の判断により、レジュメや図表等の教材を適宜に配付している。</p>
<p>キ 対象学年にふさわしい授業の工夫</p>	<p>※授業のレベル設定が、対象学年にふさわしいものとなっているか等。</p> <p>1年次に配置されている「民法Ⅰ」から「民法Ⅴ」の各科目では、民法初学者も含まれることから、授業で取り上げる事例は基本的なものにしている。</p> <p>2年次に配置されている「民法総合Ⅰ」から「民法総合Ⅲ」の科目では、事例問題を素材とする双方向・多方向形式の授業が実施されるところ、この段階では民法の学修が十分に進んでいない学生も想定されることから、事例問題は過度に応用的・発展的なものにならないよう配慮するとともに、関連する重要な制度や概念・判例の理解についても授業で確認するようにしている。</p> <p>加えて、2年次秋学期に配置されている「民法総合Ⅲ」の科目のうち、後半に実施される回においては、民法全般を対象とする分野横断的な事例問題、あるいは、より応用的・発展的な事例問題を作成することにより、民法学修の締めくくりとなるよう配慮している。</p>
<p>ク 到達目標との関係</p>	<p>※授業計画・準備及び実施が「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえたものとなっているか、自学自修に委ねる部分の選択、伝え方、自学自修を支援するための体制等。</p> <p>上記に掲げた各科目の授業計画および授業の準備・実施は、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえたものになっている。</p>
<p>ケ その他</p>	<p>※授業準備として工夫していること等。</p> <p>上記に掲げた各科目では、学生に修得させるべき能力として、①法的知識ないし法的知見の表面的な理解ではなく、その本質を理解した上で法的知識ないし法的知見を定着させること、②法的な分析と推論を精密に展開すること、③法的推論の出発点として、事実を丁寧に取り扱う態度を重要視すること、などを特に意識している。そして、以上の①～③を通じて、与えられた局面において、問題の所在を的確に見極め、問題解決を見通していくという問題解決能力の錬成を狙っている。</p>

■商法分野

<p>ア 教育内容</p>	<p>※教育内容の概要，科目の特性や教育目標に応じた工夫，等。</p> <p>「会社法総合Ⅰ」は、会社の機関の分野を扱い、株式、株主といった会社法の基礎的な概念や会社統治の仕組みを理解させることを目的としている。「会社法総合Ⅱ」は、会社の資金調達と組織再編の分野を扱い、会社の事業活動を支える法的規律を理解させることを目的としている。</p> <p>「会社法総合Ⅲ」は、「会社法総合Ⅰ・Ⅱ」で修得した基礎的な知識に基づき、会社をめぐる法主体の間で生じる紛争や会社の事業活動上生じる法的な課題を解決するための、実践的な法解釈の力を涵養することを目的とし、応用的な事例や裁判例を用いて教育を行っている。</p>
<p>イ 授業の仕方</p>	<p>※双方向・多方向の議論をするなど考える機会を設けているか，その他授業の仕方についての工夫，等。</p> <p>「会社法総合Ⅰ」は、講義形式に基本としつつ、レジюмеに質問を記載し、それに基づいて双方向の議論をする機会も設けている。</p> <p>「会社法総合Ⅱ」は、講義形式を基本としつつ、判例や設例について双方向・多方向の議論をする機会を設けている。また、記述式の問題を用意して、学生が文章表現力を磨く機会も設けている。</p> <p>「会社法総合Ⅲ」は、双方向の議論を基本とする授業である。議論の内容を充実させるために、事前に質問事項を知らせ学生に準備させる場合もある。</p>
<p>ウ 学生の理解度の確認</p>	<p>※課題・レポート・小テスト・起案等による学生の理解度の確認をしているか等。</p> <p>「会社法総合Ⅰ・Ⅱ」では、レジюмеにおいて理解を確認するための質問事項を設け、授業において確認している。「会社法総合Ⅲ」では、レポート、小テストを実施して、学生の理解度を確認するとともに、文章表現力を涵養している。また、「会社法総合Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」のいずれの科目も必修科目とされているため、全クラスを対象とした中間試験を実施しており、学生の理解度を全体的に把握できるように工夫している。</p>
<p>エ 授業後のフォロー</p>	<p>※授業後の質問対応，提出されたレポート等の添削指導など，授業の効果を高める取り組み等。</p>

	<p>「会社法総合Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」では、授業後の質問に丁寧に対応している。また、各教員がオフィスアワーを設けて、学生からの質問に対応している。</p>
オ 出席の確認	<p>※授業時に学生の出席を把握・確認をしているか等。</p> <p>教室内の学生の座席を固定した上で座席表を確認、毎回の授業の始めに座席表を配布、あるいは毎回教員の口頭による確認など、確認方法は異なるが、いずれかの方法によって、毎回の授業において教員が出席を確認している。</p>
カ 授業内の特徴的・具体的な工夫	<p>※映像等を利用し分かりやすい工夫をしているなど授業時に特徴的な取り組みや工夫をしている等。</p> <p>「会社法総合Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」では、授業に先立って、各回の授業の目標、理解を助けるための質問、応用的な問題、参考文献・参考判例を掲げたレジюмеを配付し、学生が十分に予習をしたうえで授業に出席できるよう工夫している。</p> <p>また、判例などの事実関係や、時系列、理論の図式化などについて、必要に応じ、ホワイトボードを利用した工夫を行っている。</p>
キ 対象学年にふさわしい授業の工夫	<p>※授業のレベル設定が、対象学年にふさわしいものとなっているか等。</p> <p>「会社法総合Ⅰ・Ⅱ」の授業を2年次春学期から展開しているのは、会社法が私法の応用的な分野であり、民法を学修していないと理解が難しいからである。2年次春学期に「会社法総合Ⅰ・Ⅱ」を並行して展開し、2年次秋学期に「会社法総合Ⅲ」により会社法学修のまとめを行っており、授業のレベル設定が対象学年にふさわしいものになっている。「会社法総合Ⅰ・Ⅱ」の授業を講義中心の形式で行い、「会社法総合Ⅲ」で双方向の議論の比重を増加させていることも、会社法が多くの知識を必要とする法分野であることを踏まえ、対象学年にふさわしい授業を行う工夫の一つである。</p>
ク 到達目標との関係	<p>※授業計画・準備及び実施が「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえたものとなっているか、自学自修に委ねる部分の選択、伝え方、自学自修を支援するための体制等。</p> <p>「会社法総合Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」のいずれの授業計画・準備及び実施も、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえたものになっている。</p>

	<p>「会社法総合Ⅰ」は、会社の意義と特色、会社の機関構成、及び会社の設立過程について、「会社法総合Ⅱ」は、株式、会社の資金調達、会社の計算、及び組織再編行為について、それぞれ必要な基礎的概念および基礎的思考方法を修得させる内容となっている。「会社法総合Ⅲ」は、「会社法総合Ⅰ・Ⅱ」を踏まえて、法的紛争の処理能力を修得させる内容となっている。</p> <p>また、必修科目で行う全クラス参加の中間試験では、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえ、会社法総合Ⅰにおいては、総論、機関、設立に範囲を限定しているものの、会社法総合Ⅱ・Ⅲでは、全範囲を試験対象とし、特に条文・判例の知識の定着を確認する形としている。このような段階的な範囲の拡張を通して、自学自修に委ねる部分の選択を伝えるとともに、会社法に関して「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」の周知と到達度（達成度）の確認を行っている。</p>
<p>ケ その他</p>	<p>※授業準備として工夫していること等。</p> <p>会社法は令和元年に改正法が成立しており、改正の内容はもとより、改正の経緯、改正への実務の対応を、各教員は授業に反映させている。</p> <p>また、会社法の分野では、近年、新しい解釈を示す判例・裁判例が数多く出されている。各教員は、情報交換をするなどして、新判例をできるだけ授業で取り上げるよう努めている。</p> <p>さらに、「法科大学院教育研究支援システム（TKC）」を利用してレジュメ、予習課題、などを掲示して学生の自修支援を図っているほか、期末試験については、教員間で十分な検討を重ねた上、共通の解説を提示するようにしている。</p>

■民事訴訟法分野

ア 教育内容	<p>※教育内容の概要，科目の特性や教育目標に応じた工夫，等。</p> <p>必修科目として、1年次秋学期に「基礎民事訴訟法」を、2年次春学期に「民事訴訟法総合Ⅰ」を配置している。「基礎民事訴訟法」は、初学者である法学未修者を対象としたもので、特に第一審判決手続を中心に、民事訴訟手続の概要と基本原則の基礎的概念および基本的思考方法を精確に理解することを目的としたものである。「民事訴訟法総合Ⅰ」は、訴訟物及び既判力論、当事者適格、訴えの利益、弁論主義、証拠法、共同訴訟及び補助参加といった基本的制度につき、判例百選に登載された判例を素材に基本知識を整理・確認するため設置した科目となっている。特に、判例学修に重点を置き、基本判例の事案及び判示内容を精確に理解できるように努めている。</p> <p>そして、2年次秋学期に「民事訴訟法総合Ⅱ」及び「民事訴訟法総合Ⅲ」を必修科目として配置する。これら両科目は、民事訴訟法に関する基本的知識をすでに修得していることを前提に、基本的論点に関する具体的事例を検討対象として取り扱う。民事訴訟法は手続法であることから、手続全体の流れとの関連を常に意識しなければ、その理解は十分とはいえない。それゆえ、手続全体の流れの中に各論点を位置付けて学ぶことが必要となる。さらに、従来の判例・学説により形成された既存の訴訟理論だけでなく、最新重要判例を題材として、それを批判的に検討することも授業において行っている。この作業を通じて、具体的問題に関し、基本となる判例の立場を理解するとともに、その思考方法を学び、いかに的確に事案を分析し、判断を下すかという事案分析能力・法的思考能力を養成する。そして、判例等の分析を通して、実際の紛争解決にあたり実務家として必要とされる基礎的な視座を身につけること、及び民事訴訟法の基本的論点を網羅的に学習することを通して、民事訴訟手続全体の理解を深めることが「民事訴訟法総合Ⅱ・Ⅲ」での到達目標となる。</p> <p>また選択科目として、3年次には、「民事手続法応用演</p>
--------	--

	<p>習」を配置する。これは、比較的少人数の演習形式の授業であり、民事訴訟法について理解不足となっている点の補充やさらなる理解の深化を目指す学生のために、その自主性に基づき選択する科目である。学生の実践に委ね、選択した学生の法曹としてのより一層の能力向上を目的としている。</p>
イ 授業の仕方	<p>※双方向・多方向の議論をするなど考える機会を設けているか、その他授業の仕方についての工夫、等。</p> <p>「基礎民事訴訟法」は、初学者である法学未修者を対象としたものであるため、基本的には講義形式で学修の前提となる基礎固めを行うこととなるが、教科書中の設問や判例を素材に、十分な予習を前提とした、教員と学生が議論する双方向形式を併用ないし組合せた授業を行っている。「民事訴訟法総合 I」についても同様である。</p> <p>「民事訴訟法総合 II」及び「民事訴訟法総合 III」は、発展科目の位置づけであるので、十分な予習を前提として、判例をベースとした具体的事例に基づく演習問題を素材に、教員と学生が議論をしながら理解を深める双方向・多方向性を意識した授業を行っている。</p> <p>「民事手続法応用演習」は応用科目であり、演習形式による双方向・多方向授業を原則に、各担当教員が個別の工夫をしながら授業を実施している。</p>
ウ 学生の理解度の確認	<p>※課題・レポート・小テスト・起案等による学生の理解度の確認をしているか等。</p> <p>各科目で、課題、レポート等を課すとともに、小テストを実施するなどにより、学生の理解度を確認している（教員によりその内容は異なる）。民事訴訟法のすべての必修科目では、全クラスを対象とした中間試験を実施しており、学生の理解度を全体的に把握できるように工夫している。</p>
エ 授業後のフォロー	<p>※授業後の質問対応、提出されたレポート等の添削指導など、授業の効果を高める取り組み等。</p> <p>各科目で授業中ないし授業直後に質問時間を設けるなどするとともに、オフィスアワー（ZOOM なども併用）を利用して、学生へのフォローを実施している。また、授業項目毎に授業終了後に、授業内容確認事項等を配付したり、TKC 教育研究支援システムにおける「ディスカッション」や「よくある質問」機能を活用するなどして、</p>

	<p>復習効果を高める工夫等を行っている。</p>
オ 出席の確認	<p>※授業時に学生の出席を把握・確認をしているか等。</p> <p>各科目において、毎回の授業の開始時に教員の口頭、または着席表への記入による出席状況の確認を行っており、欠席回数が3回（クォーター科目である「民事手続法応用演習」については2回）を超えた学生については、事務所を通じてその理由等の確認を行っている。</p>
カ 授業内の特徴的・具体的な工夫	<p>※映像等を利用し分かりやすい工夫をしているなど授業時に特徴的な取り組みや工夫をしている等。</p> <p>授業方法は、各教員に委ねられており、各教員が様々な工夫を施している。従来より、パワー・ポイント等を使い、判例などの事実関係が時系列的かつ相関的に理解しやすくする工夫や、理論の図式化など学生の理解が促進する工夫を行って来ているとともに、事前収録したビデオ教材を利用した反転授業の試みなど、あらたな手法も積極的に取り入れている。</p>
キ 対象学年にふさわしい授業の工夫	<p>※授業のレベル設定が、対象学年にふさわしいものとなっているか等。</p> <p>1年次の「基礎民事訴訟法」は、初学者である法学未修者を対象とする授業であることから、手続の概要・全体構造、及び基礎理論に関する理解の定着を念頭において授業を実施している。</p> <p>また、2年次春学期の「民事訴訟法総合Ⅰ」で、未修者2年生と既修入学者の基礎知識の確認と複雑訴訟・上訴制度に関する基礎理解の補完を行う。そして、2年次秋学期に配置している「民事訴訟法総合Ⅱ」及び「民事訴訟法総合Ⅲ」においては、民事訴訟法における基礎知識の習得と重要概念についての理解を前提として、民事訴訟法理論に関する応用能力・展開能力の涵養を目指している。</p> <p>さらに、3年次春クォーター・夏クォーターに配置する「民事手続法応用演習」により、民事訴訟法理論に関する理解を深めるとともに、具体的事例における理論の適用能力の涵養を企図した授業を実施している。また、上記の各科目を通じ、3年次における民事訴訟実務教育科目（「民事訴訟実務の基礎Ⅰ・Ⅱ」）との連携を図り、理論と実務の架橋を意識した教育体制となっている。</p>

	<p>このように、民事訴訟法教育は段階性、連続性、重層性を識した構成となっている。</p>
ク 到達目標との関係	<p>※授業計画・準備及び実施が「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえたものとなっているか、自学自修に委ねる部分の選択、伝え方、自学自修を支援するための体制等。</p> <p>民事訴訟法の授業においては、授業で取り扱う各項目に関する確認事項を配付することなどにより、法科大学院の学生として最低限修得すべき内容・範囲を明確化し、これにより、自学自修に委ねる部分を学生が把握できるようにするとともに、効率的な自学自修を可能とする体制をとっている。また、中間試験や定期試験においては、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえた出題を意識しており、その実施を通して、民事訴訟法に関する基本概念・知識の定着と到達度（達成度）の確認を行っている。</p>
ケ その他	<p>※授業準備として工夫していること等。</p> <p>「法科大学院教育研究支援システム（TKC）」、および早稲田大学において2020年度より新たに導入した授業支援ツール（LMS）である「Waseda Moodle」を利用して、レジュメ、予習課題、復習項目、確認事項など（補充教材としての解説ビデオ等を含む）を掲示することにより、学生の自修支援を図っている。また、いずれの授業においても、各教員が個々に期末試験についての解説や、成績不良者へのアドバイス等の学修支援を行っている。</p>

■ 刑法分野

<p>ア 教育内容</p>	<p>※教育内容の概要，科目の特性や教育目標に応じた工夫，等。</p> <p>法学未修者として入学した者を対象に、1年次春学期に「刑法Ⅰ」（刑法総論、週1コマ）、秋学期に「刑法Ⅱ」（刑法各論、週1コマ）を開講し、受講生に対して刑法総論・各論の両分野における基礎知識と法的思考の能力を身につけさせるための授業を展開している。「刑法Ⅰ」においては、刑法・刑罰の目的、犯罪論体系など犯罪論・刑罰論の基本的な考え方を身につけさせるとともに、各回のテーマにおいて学修する基本的事項および判例・学説の見解を関連判例に当てはめた検討・解説も併せて行うことで、刑法理論上の学説の相違がどのように実務の現場で争点化するのかについて理解できるよう試みている。「刑法Ⅱ」においては、学生において各論分野全体を総覧・整理できるように各回のテーマを配置し、理論的・実務的双方の視点から重要な争点となる事項について重点的に検討・解説を行っている。また、法学未修者(入門者)用の演習講義として、「刑法Ⅰ」及び「刑法Ⅱ」における学修事項の定着を図るために、「刑法入門演習」を開講している。</p> <p>2年次（法学未修者2年次、法学既修者1年次）には、春学期に「刑法総合Ⅰ」（刑法総論、週1コマ）、秋学期に「刑法総合Ⅱ」（刑法各論、週1コマ）を開講し、総合的・発展的な内容の授業を行っている。毎回、各回のテーマに即して数件の重要判例を指定し、その検討・解説及び関連する事項の確認・説明を通じて、各テーマにおける刑法の思考方法・知識の定着を図っている。</p> <p>さらに、3年次（法学未修者3年次、法学既修者2年次）には「刑法応用演習」を開講し、事例問題等を素材として、それまでに習得した刑法の総論、各論上の法的知見の更なる定着(確認)・充実を図るとともに、総論と各論が融合する問題や刑事と民事が交錯する問題等も扱い、法的知識の応用・展開能力の向上を目指した演習講義を行っている。</p>
<p>イ 授業の仕方</p>	<p>※双方向・多方向の議論をするなど考える機会を設けているか，その他授業の仕方についての工夫，等。</p>

	<p>基本的には、「質疑応答」の形式を取り入れた双方向の授業を意識した授業を展開している。もっとも、学修者にとって正しい基礎知識の定着・確認が重要な意味を持つため、実際の受講生の能力を勘案しつつ、担当教員による「講義」による形式を採用する場合もあり、1年次の「刑法Ⅰ」、「刑法Ⅱ」においては講義形式を採る場合が多い。これに対して、2年次の「刑法総合Ⅰ」、「刑法総合Ⅱ」においては、学修者の能力を勘案しつつ、「質疑応答」形式を中心に据えた双方向授業を行っている。「刑法応用演習」においては、開講クラスによって異なるが、受講生による「報告」と「議論」を中心とした討論形式を採用したり、事例から争点を抽出し法律構成して論述させたりするなどして、応用展開能力を向上させるための工夫もしている。演習講義における報告や討議を通じて、事実を法律構成して書面にまとめる力、口頭で発表する能力、法律的な討論を行う能力を向上させ、現実起きた事件の中にひそむ法律問題を見抜き、法曹家として問題を解決する能力の錬成を図っている。</p>
<p>ウ 学生の理解度の確認</p>	<p>※課題・レポート・小テスト・起案等による学生の理解度の確認をしているか等。</p> <p>授業内の質疑において、学生の知識習得・理解の確認を行っている。また、学生において授業内容に関して疑問が残った点については授業後の質問(各担当教員は、後述エに記述するように、オフィスアワーを授業外の時間帯に設けて対応しているが、さらに授業直後は当然、それ以外の時間帯の質問やメールによる質問にも応じる等している)を促し、それらを通じて、学生側の理解度や疑問点の確認を図っている。また、必修科目である1年次の「刑法Ⅰ」、「刑法Ⅱ」及び2年次の「刑法総合Ⅰ」、「刑法総合Ⅱ」においては、学期半ばに中間試験(なお、担当教員が異なっても共通のテスト内容である)を行い、基本、既修事項の基礎知識の確認を行っている。</p>
<p>エ 授業後のフォロー</p>	<p>※授業後の質問対応、提出されたレポート等の添削指導など、授業の効果を高める取り組み等。</p> <p>学生に対して授業外の(授業終了後、オフィスアワー、メール、教育研究支援システム(TKC、Waseda Moodle)等を通じての)質問を促している。これらの質問に対し</p>

	<p>では、個々の質問者に対して回答するほか、必要に応じて、次の授業の際、又は教育研究支援システムや補足レジュメ等を通じて、クラス全体に対する回答・補足説明を行うこともある。なお、必修科目である「刑法Ⅰ」、「刑法Ⅱ」、「刑法総合Ⅰ」、「刑法総合Ⅱ」の定期試験（なお、これも担当教員が異なっても共通内容のテストである）については、その試験問題の単なる解説にとどまらず、採点後の雑感も含めた試験の講評を、TKC等を通じて、成績発表時に公表している。</p>
オ 出席の確認	<p>※授業時に学生の出席を把握・確認をしているか等。</p> <p>毎回、座席表に氏名を記入させ、それを確認・照合する等の方法を通じて、出席の確認を行っている。</p>
カ 授業内の特徴的・具体的な工夫	<p>※映像等を利用し分かりやすい工夫をしているなど授業時に特徴的な取り組みや工夫をしている等。</p> <p>「刑法Ⅰ」、「刑法Ⅱ」、「刑法総合Ⅰ」、「刑法総合Ⅱ」のいずれの科目においても、共通のシラバスを作成しており、各回において検討する項目・判例を事前に示している。また、教員ごとに事前の教材指示やレジュメの（教育研究支援システム上の）掲示等が行われており、学生はその指示に従って、予習を行う形になっている。また、講義内容を補足する趣旨で、必要に応じ、当該テーマに関連する解説動画をWaseda Moodleに掲載する等の工夫も行っている。</p>
キ 対象学年にふさわしい授業の工夫	<p>※授業のレベル設定が、対象学年にふさわしいものとなっているか等。</p> <p>「刑法Ⅰ」、「刑法Ⅱ」においては、ある程度まで「講義」式を取り入れた授業を行い、刑法理論についての正しい知と思考方法の定着を図っている。また、これらの科目においては、入学当初から目先の論点だけを追うような勉強方法陥ることがないように、刑法分野全体を俯瞰できるようなリキュラムを設け、各回の授業の中でも刑法の基本的な思考方法、理論的な対立軸などにつき時間を割いて解説・検討を行っている。</p> <p>「刑法総合Ⅰ」、「刑法総合Ⅱ」においては、「質疑応答」による双方向授業を中心に据え、各テーマについての理論的な検討を主要な学説を概観しながら行っている。また、毎回の授業においては数件の検討判例を指定し、その事案と検察官、各審級の判断の相違についても授業の</p>

	<p>中で詳細な検討を行っている。それにより、そこで問題となっている理論的対立がどのようにして生じてきたのかを、学生が単に抽象的にではなく、具体的事件に即して理解できるようになることを目指している。</p> <p>「刑法応用演習」においては、「報告」、「質疑応答」、「起案演習」を実施することによって、刑法分野における総まとめの位置づけにある科目として、論点についての踏み込んだ理論的検討、学生において学修上見落とししていた点についての知識の補充や確認、誤った理解の補正などを主眼とした授業を行っている。</p>
ク 到達目標との関係	<p>※授業計画・準備及び実施が「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえたものとなっているか、自学自修に委ねる部分の選択、伝え方、自学自修を支援するための体制等。</p> <p>授業の内容・カリキュラムは、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえたものとなっている。周縁的な問題点や論点、純粹な「知識」の問題というべき諸項目については、どこまで知っておくべきかを授業内で適宜説明した上で、学生の自学自修に委ねている。</p>
ケ その他	<p>※授業準備として工夫していること等。</p> <p>「刑法Ⅰ」、「刑法Ⅱ」、「刑法総合Ⅰ」、「刑法総合Ⅱ」において、各回に取り上げるテーマ・項目・課題判例は、いずれも担当教員が授業開講前のシラバス作成の時点で協議し、年次ごとに修正を加えながら「共通」のものとして設定している。これによりクラス毎の教育内容に大きな隔たり・違いが出ないようにしている。</p>

■刑事訴訟法分野

<p>ア 教育内容</p>	<p>※教育内容の概要、科目の特性や教育目標に応じた工夫、等。</p> <p>1 年次秋学期には必修科目「基礎刑事訴訟法」を配置し、刑事手続の流れ（捜査、公訴、公判、裁判）に沿って、それを規律する刑事訴訟法の基礎的・基本的事項について授業を行い、刑事手続の概要と刑事訴訟法の理念、原理・原則、制度の趣旨などの正確かつ実質的な理解を図り、2年次春学期・秋学期に予定される必修科目「刑事訴訟法総合Ⅰ」、「刑事訴訟法総合Ⅱ」での学修への基礎固めをすることを目標としている。</p> <p>2 年次春学期・秋学期には必修科目「刑事訴訟法総合Ⅰ」、「刑事訴訟法総合Ⅱ」を配置し、刑事訴訟法の基礎的・基本的事項の理解を前提として、主要事項に関する裁判例等を素材に、より深化した刑事訴訟法の理論教育を行い、理論の応用能力・展開能力を修得させることを目標としている。</p>
<p>イ 授業の仕方</p>	<p>※双方向・多方向の議論をするなど考える機会を設けているか、その他授業の仕方についての工夫、等。</p> <p>1 年次秋学期の「基礎刑事訴訟法」、2 年次春学期・秋学期の「刑事訴訟法総合Ⅰ」、「刑事訴訟法総合Ⅱ」は、十分な予習を前提として、設問や判例を素材に、講義形式と、教員と学生が議論する双方向・多方向形式が併用されている。</p>
<p>ウ 学生の理解度の確認</p>	<p>※課題・レポート・小テスト・起案等による学生の理解度の確認をしているか等。</p> <p>「基礎刑事訴訟法」、「刑事訴訟法総合Ⅰ」、「刑事訴訟法総合Ⅱ」は、上記のように、双方向・多方向形式の授業であるので、教員は各回の授業を通じて学生の理解度を確認することができる。</p> <p>また、いずれについても、学期の半ばに全クラス統一問題による中間試験を実施しており、これによって、教員が学生の理解度を確認するとともに、学生自身にも自己の学修の到達度を知る機会を提供している。</p>
<p>エ 授業後のフォロー</p>	<p>※授業後の質問対応、提出されたレポート等の添削指導など、授業の効果を高める取り組み等。</p> <p>「基礎刑事訴訟法」、「刑事訴訟法総合Ⅰ」、「刑事訴訟法総合Ⅱ」は、上記のように、双方向・多方向形式の授業</p>

	<p>であるので、大半は授業の中での質疑応答で済んでいるが、必要な場合にはオフィスアワーやEメールで質問対応をすることもある。また、いずれについても、期末試験後に問題の解説と講評を行っている。</p>
オ 出席の確認	<p>※授業時に学生の出席を把握・確認をしているか等。</p> <p>「基礎刑事訴訟法」、「刑事訴訟法総合Ⅰ」、「刑事訴訟法総合Ⅱ」では、毎回の授業で学生に氏名を座席表に記入させること等により、出席の確認を行っている。</p>
カ 授業内の特徴的・具体的な工夫	<p>※映像等を利用し分かりやすい工夫をしているなど授業時に特徴的な取り組みや工夫をしている等。</p> <p>とくになし。</p>
キ 対象学年にふさわしい授業の工夫	<p>※授業のレベル設定が、対象学年にふさわしいものとなっているか等。</p> <p>1年次秋学期の「基礎刑事訴訟法」は、法学未修者を対象とする基礎固めの授業、2年次春学期の「刑事訴訟法総合Ⅰ」、「刑事訴訟法総合Ⅱ」は、刑事訴訟法の基礎的・基本的事項の理解を前提として、より深化した刑事訴訟法の理論教育を行う授業であって、授業内容は、対象学年を意識した連続的、段階的なものとなっている。</p>
ク 到達目標との関係	<p>※授業計画・準備及び実施が「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえたものとなっているか、自学自修に委ねる部分の選択、伝え方、自学自修を支援するための体制等。</p> <p>「基礎刑事訴訟法」、「刑事訴訟法総合Ⅰ」、「刑事訴訟法総合Ⅱ」は、授業計画・準備および実施について、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえたものとなっており、第一審判決後の手続については、概略の説明にとどめ、教科書の該当頁や該当条文などを指示して、自学自習に委ねている。</p>
ケ その他	<p>※授業準備として工夫していること等。</p> <p>「基礎刑事訴訟法」、「刑事訴訟法総合Ⅰ」、「刑事訴訟法総合Ⅱ」では、法科大学院教育研究支援システムが活用されており、各学期の授業計画はもとより、各回の授業のテーマ、予習案内や授業のレジュメ、予習課題などが掲載され、授業前の学生の予習に利用されている。また、期末試験の解説や講評は同システムによって学生に周知・伝達されている。</p>